

(8) 市町村における環境保全活動

ア 市(町村)民環境憲章等

| 市町村名 | 名称 | 内容 | 宣言日 |
|-------|--------------------------------|--|-----------|
| 千葉市 | 緑と水辺の都市宣言 | 豊かな緑ときれいな水辺の都市づくりを市民の総力をあげて進めるための誓いであり、本市の緑と水辺の都市づくりの根本をなすもの。 | S59.10.20 |
| 銚子市 | 産業廃棄物最終処分場設置反対・不法投棄しないさせない都市宣言 | 本市の自然環境を破壊し、環境汚染を引き起こすおそれのある産業廃棄物最終処分場の設置と廃棄物の不法投棄を防止するため、ここに銚子市を「産業廃棄物最終処分場設置反対・不法投棄しないさせない都市」とすることを宣言する。 | H7.6.29 |
| 木更津市 | 木更津市民憲章 | 私たちは、東京湾と上総丘陵がおりなす美しい風土に恵まれ、先人により育まれた伝統と文化を受け継ぐ木更津市民です。私たちは、世界に開かれ、夢と希望に満ちた住みよいまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。 | H29.3.22 |
| 旭市 | ごみ減量化と3R推進のまち宣言 | 市、市民及び事業者が3Rの重要性を認識し、ごみを限りなく減らし環境にやさしい資源循環型社会の形成を目指すため、ここに「ごみ減量化と3R推進のまち」となることを宣言します。 | H29.10.1 |
| 市原市 | 不法投棄絶滅宣言 | 市民、事業者、行政が一体となって、緑豊かな郷土を守るために不法投棄を「しない」「させない」「許さない」をスローガンに不法投棄絶滅をめざし行動することを宣言する。 | H12.7.5 |
| 八千代市 | 緑の都市宣言 | 本市が緑に囲まれた潤いのあるまちづくりを目指し、緑地の保全と緑化の推進の基本的な理念を表す。 | S62.5.23 |
| 鎌ヶ谷市 | 緑の都市宣言 | 全ての市民が力を合わせ「自然と調和した住みよいまち、緑とふれあいのあるふるさと鎌ヶ谷」の実現をめざす。 | H3.10.12 |
| 君津市 | 君津市民憲章 | 豊かな伝統と、明るい未来をもつわたくしち君津市民はたがいに手を取りあい、やすらぎのある住みよいまちをつくる。 | S51.10.1 |
| 富津市 | 富津市民憲章 | 美しい海と山にかこまれ、緑と太陽に恵まれた、文化遺産豊かな歴史のふるさとに住むわたくしち富津市民は、生々発展する新しいまちづくりのために努力することを誓って市民憲章を定めます。 | S49.10.1 |
| 袖ヶ浦市 | 環境保全都市宣言 | 「地球的規模で考え、地域で環境を守り育てる」等6つの目標を掲げ、市民の総意として宣言。 | H3.6.14 |
| 白井市 | 環境都市宣言 | 環境保全や環境問題に対する意識啓発を行い、市民、事業者、行政が一体となって「環境にやさしいまちづくり」を進めることを目的として、宣言を行った。 | H8.10.6 |
| 大網白里市 | 環境都市宣言 | 住民・事業者・行政が協働して環境と活力の調和した快適なまちを創り、次代に引き継ぐことを市民全員の恒久的共通認識とし、これまで以上に地球環境保全に取り組むための機運を醸成させるため、環境都市を宣言。 | H22.9.1 |

イ 条例の制定、環境基本計画等の策定

【環境保全に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

| 市町村名 | 名称 | 制定日 |
|------|-----------------|---------------------|
| 千葉市 | 千葉市環境基本条例 | H6.12.21 H22.3.23改正 |
| 銚子市 | 銚子市環境基本条例 | H13.9.27 |
| 市川市 | 市川市環境基本条例 | H10.7.3 |
| 船橋市 | 船橋市環境基本条例 | H9.3.31 |
| 館山市 | 館山市環境基本条例 | H15.12.24 |
| 野田市 | 野田市環境基本条例 | H8.7.31 |
| 茂原市 | 茂原市環境条例 | H9.12.25 |
| 成田市 | 成田市環境基本条例 | H9.3.31 |
| 佐倉市 | 佐倉市環境基本条例 | H8.12.24 |
| 東金市 | 東金市環境基本条例 | H12.12.27 |
| 旭市 | 旭市環境基本条例 | H17.7.1 |
| 習志野市 | 習志野市環境基本条例 | H11.9.28 |
| 柏市 | 柏市環境基本条例 | H13.9.28 H17.3.22改正 |
| 勝浦市 | 勝浦市環境基本条例 | H11.12.22 |
| 市原市 | 市原市民の環境をまもる基本条例 | S48.3.31 |
| 流山市 | 流山市環境基本条例 | H13.7.2 |
| 八千代市 | 八千代市環境基本条例 | H10.11.24 |
| 我孫子市 | 我孫子市環境条例 | H9.6.26 H17.9.30改正 |
| 鴨川市 | 鴨川市環境条例 | H17.2.11 |
| 鎌ヶ谷市 | 鎌ヶ谷市環境基本条例 | H20.3.24 |
| 君津市 | 君津市環境保全条例 | H15.3.28 |

| 市町村名 | 名 称 | 制定日 |
|-----------|-------------|----------------------------|
| 富 津 市 | 富津市環境条例 | H16. 3. 26 |
| 浦 安 市 | 浦安市環境基本条例 | H15. 10. 1 |
| 四 街 道 市 | 四街道市環境基本条例 | H9. 9. 29 |
| 袖ヶ浦市 | 袖ヶ浦市環境条例 | H11. 12. 27 H18. 12. 21 改正 |
| 八 街 市 | 八街市環境基本条例 | H10. 3. 25 |
| 印 西 市 | 印西市環境基本条例 | H11. 3. 19 |
| 白 井 市 | 白井市環境基本条例 | H12. 6. 30 |
| 富 里 市 | 富里市環境基本条例 | H11. 3. 25 |
| 南 房 総 市 | 南房総市環境基本条例 | H19. 12. 21 |
| 匝 瑳 市 | 匝瑳市環境基本条例 | H18. 1. 23 |
| 香 取 市 | 香取市環境基本条例 | H18. 3. 27 |
| い す み 市 | いすみ市環境基本条例 | H17. 12. 5 |
| 大 網 白 里 市 | 大網白里市環境基本条例 | H14. 3. 29 |
| 酒 々 井 町 | 酒々井町環境基本条例 | H29. 6. 20 |
| 栄 町 | 栄町環境基本条例 | H10. 12. 11 |
| 東 庄 町 | 東庄町環境基本条例 | H15. 3. 7 |
| 九 十 九 里 町 | 九十九里町環境基本条例 | H26. 12. 17 |
| 一 宮 町 | 一宮町環境基本条例 | H18. 3. 14 |
| 睦 沢 町 | 睦沢町環境条例 | H10. 6. 26 |
| 長 生 村 | 長生村環境条例 | H12. 3. 10 |
| 長 柄 町 | 長柄町環境条例 | H10. 12. 9 |
| 大 多 喜 町 | 大多喜町環境基本条例 | H8. 12. 19 |
| 御 宿 町 | 御宿町環境保全条例 | S48. 6. 27 |

【公害規制に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

| 市町村名 | 名 称 | 制定日 |
|---------|-------------|----------------------------|
| 千 葉 市 | 千葉市環境保全条例 | H7. 10. 2 H30. 3. 20 改正 |
| 銚 子 市 | 銚子市環境保全条例 | H13. 9. 27 H23. 3. 10 改正 |
| 市 川 市 | 市川市環境保全条例 | H10. 7. 3 |
| 船 橋 市 | 船橋市環境保全条例 | H14. 12. 27 |
| 館 山 市 | 館山市公害防止条例 | S47. 10. 2 H13. 3. 30 改正 |
| 木 更 津 市 | 木更津市環境保全条例 | H12. 12. 20 H13. 9. 27 改正 |
| 松 戸 市 | 松戸市公害防止条例 | S47. 4. 1 |
| 野 田 市 | 野田市環境保全条例 | H8. 7. 31 H15. 6. 6 改正 |
| 茂 原 市 | 茂原市環境条例 | H9. 12. 25 |
| 成 田 市 | 成田市公害防止条例 | S47. 3. 30 H18. 3. 24 改正 |
| 佐 倉 市 | 佐倉市環境保全条例 | H11. 9. 30 |
| 東 金 市 | 東金市環境保全条例 | H13. 3. 7 |
| 旭 市 | 旭市環境保全条例 | H17. 7. 1 |
| 習 志 野 市 | 習志野市環境保全条例 | S45. 4. 1 H27. 3. 20 改正 |
| 柏 市 | 柏市環境保全条例 | H13. 9. 28 |
| 勝 浦 市 | 勝浦市環境保全条例 | H11. 12. 22 |
| 市 原 市 | 市原市生活環境保全条例 | H10. 3. 23 |
| 流 山 市 | 流山市公害防止条例 | S47. 6. 20 |
| 八 千 代 市 | 八千代市公害防止条例 | S47. 4. 1 |
| 我 孫 子 市 | 我孫子市環境条例 | H9. 6. 26 H17. 9. 30 改正 |
| 鴨 川 市 | 鴨川市環境条例 | H17. 2. 11 |
| 鎌 ヶ 谷 市 | 鎌ヶ谷市公害防止条例 | S47. 10. 5 H13. 6. 29改正 |
| 君 津 市 | 君津市環境保全条例 | H15. 3. 28 |
| 富 津 市 | 富津市環境条例 | H16. 3. 26 |
| 浦 安 市 | 浦安市環境保全条例 | H20. 12. 25 |
| 四 街 道 市 | 四街道市公害防止条例 | S47. 12. 21 |
| 袖ヶ浦市 | 袖ヶ浦市環境条例 | H11. 12. 27 H18. 12. 21 改正 |
| 八 街 市 | 八街市環境保全条例 | H10. 3. 25 |
| 印 西 市 | 印西市環境保全条例 | H11. 3. 19 |
| 白 井 市 | 白井市公害防止条例 | S46. 12. 22 |

| 市町村名 | 名 称 | 制定日 |
|-----------|-------------|--------------------------|
| 富 里 市 | 富里市公害防止条例 | S47. 7. 4 H13. 3. 30 改正 |
| 南 房 総 市 | 南房総市公害防止条例 | H18. 3. 20 |
| 匝 瑳 市 | 匝瑳市環境保全条例 | H18. 1. 23 |
| 香 取 市 | 香取市環境保全条例 | H18. 3. 27 |
| 山 武 市 | 山武市公害防止条例 | H18. 3. 27 |
| い す み 市 | いすみ市環境保全条例 | H17. 12. 5 |
| 大 網 白 里 市 | 大網白里市環境保全条例 | H16. 6. 15 |
| 酒 々 井 町 | 酒々井町公害防止条例 | S51. 6. 25 |
| 栄 町 | 栄町環境保全条例 | H10. 12. 11 |
| 神 崎 町 | 神崎町公害防止条例 | S47. 7. 10 |
| 多 古 町 | 多古町公害防止条例 | S47. 5. 13 |
| 東 庄 町 | 東庄町公害防止条例 | S47. 3. 17 |
| 九 十 九 里 町 | 九十九里町公害防止条例 | S48. 3. 13 H7. 12. 15 改正 |
| 芝 山 町 | 芝山町公害防止条例 | S47. 6. 16 |
| 横 芝 光 町 | 横芝光町公害防止条例 | H18. 3. 27 |
| 一 宮 町 | 一宮町環境保全条例 | H18. 4. 1 |
| 睦 沢 町 | 睦沢町環境条例 | H10. 6. 26 |
| 長 生 村 | 長生村環境条例 | H12. 3. 10 |
| 白 子 町 | 白子町公害防止条例 | S47. 3. 17 |
| 長 柄 町 | 長柄町環境条例 | H10. 12. 9 |
| 長 南 町 | 長南町公害防止条例 | S46. 12. 20 |
| 大 多 喜 町 | 大多喜町環境保全条例 | H8. 12. 19 |
| 鋸 南 町 | 鋸南町公害防止条例 | S47. 3. 2 H9. 6. 23 改正 |

【土地等の埋立て及び地質等の規制に関する条例制定状況】

| 市町村名 | 名 称 | 制定日 |
|---------|--------------------------------------|----------------------------|
| 千 葉 市 | 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H9. 9. 24 H28. 3. 22 改正 |
| 銚 子 市 | 銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例 | H17. 10. 7 H25. 9. 26 改正 |
| 市 川 市 | 市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H15. 6. 25 |
| 船 橋 市 | 船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H14. 12. 27 H27. 12. 28 改正 |
| 館 山 市 | 館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H元. 3. 28 H27. 3. 23 改正 |
| 木 更 津 市 | 木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H9. 12. 20 H29. 9. 29 改定 |
| 野 田 市 | 野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H30. 6. 29 H30. 10. 1 改正 |
| 茂 原 市 | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H9. 12. 25 |
| 成 田 市 | 成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例 | H16. 3. 31 H26. 3. 20 改正 |
| 佐 倉 市 | 佐倉市土地の埋立て及び地質等の規制に関する条例 | H9. 3. 28 H29. 12. 22 改正 |
| 東 金 市 | 東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例 | H17. 9. 30 H25. 3. 1 改正 |
| 旭 市 | 旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H17. 7. 1 H28. 3. 23 改正 |
| 習 志 野 市 | 習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H10. 12. 24 H28. 12. 27 改正 |
| 柏 市 | 柏市土砂等埋立て等規制条例 | H19. 12. 26 H27. 3. 25 改正 |
| 勝 浦 市 | 勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H23. 6. 27 |
| 市 原 市 | 市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例 | H9. 9. 17 H16. 3. 16 改正 |
| 流 山 市 | 流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H10. 3. 30 |
| 八 千 代 市 | 八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H9. 12. 24 H27. 6. 29 改正 |
| 我 孫 子 市 | 我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H15. 12. 25 H27. 3. 24 改正 |
| 鴨 川 市 | 鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H17. 2. 11 |
| 鎌 ヶ 谷 市 | 鎌ヶ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H9. 12. 22 H13. 6. 29 改正 |
| 君 津 市 | 君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H9. 12. 25 H24. 3. 28 改正 |
| 富 津 市 | 富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H23. 3. 25 |
| 四 街 道 市 | 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H14. 2. 12 H27. 3. 30 改正 |
| 袖 ヶ 浦 市 | 袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H9. 12. 25 H16. 3. 30 改正 |
| 八 街 市 | 八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例 | H17. 3. 25 H29. 4. 1 改正 |
| 印 西 市 | 印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H28. 12. 22 |
| 白 井 市 | 白井市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H10. 9. 17 |
| 富 里 市 | 富里市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H9. 12. 24 H17. 9. 30 改正 |
| 南 房 総 市 | 南房総市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H18. 3. 20 |
| 匝 瑳 市 | 匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例 | H31. 3. 28 |
| 香 取 市 | 香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H18. 3. 27 H30. 3. 15 改正 |
| 山 武 市 | 山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例 | H18. 3. 27 |
| い す み 市 | いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H17. 12. 5 |

| 市町村名 | 名 称 | 制定日 |
|-------|--------------------------------------|--------------------------|
| 大網白里市 | 大網白里市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例 | S63. 4. 1 |
| 酒々井町 | 酒々井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H10. 3. 18 H29. 3. 24 改正 |
| 栄町 | 栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H10. 3. 17 |
| 神崎町 | 神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例 | H16. 6. 15 H31. 4. 1 改正 |
| 多古町 | 多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例 | H30. 9. 6 |
| 東庄町 | 東庄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H10. 9. 21 |
| 九十九里町 | 九十九里町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例 | H10. 6. 12 H12. 3. 22 改正 |
| 芝山町 | 芝山町土砂等埋立て等規制条例 | H30. 3. 21 |
| 横芝光町 | 横芝光町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H18. 3. 27 |
| 一宮町 | 一宮町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H10. 4. 1 |
| 陸沢町 | 陸沢町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H10. 3. 23 |
| 長生村 | 長生村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H10. 3. 9 |
| 白子町 | 白子町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H10. 3. 17 |
| 長柄町 | 長柄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H10. 1. 1 |
| 長南町 | 長南町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例 | H10. 3. 17 |
| 大多喜町 | 大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H28. 7. 14 |
| 御宿町 | 御宿町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H9. 12. 18 |
| 鋸南町 | 鋸南町土砂等による土地の埋立て盛土及びたい積に関する条例 | H9. 3. 19 H27. 3. 6 改正 |

【ポイ捨て防止条例制定状況】

| 市町村名 | 名 称 | 制定日 |
|-------|--|--------------------------|
| 千葉市 | 千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例 | H22. 12. 21 |
| 銚子市 | 銚子市空き缶等の散乱及び飼い犬等のふんの放置の防止に関する条例 | H29. 3. 22 |
| 市川市 | 市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例 | H15. 9. 22 H21. 9. 24 改正 |
| 船橋市 | 船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例 | H16. 3. 31 |
| 館山市 | 館山市まちをきれいにする条例 | H10. 3. 31 |
| 木更津市 | 木更津市まちをきれいにする条例 | H8. 3. 29 H26. 12. 17 改正 |
| 松戸市 | 松戸市安全で快適なまちづくり条例 | H15. 12. 19 |
| 野田市 | 野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例 | H9. 3. 31 H27. 4. 1 改正 |
| 茂原市 | 茂原市ポイ捨て防止条例 | H12. 6. 29 |
| 成田市 | 成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例 | H8. 12. 27 |
| 東金市 | 東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例 | H12. 12. 27 |
| 旭市 | 旭市環境美化推進に関する条例 | H17. 7. 1 |
| 習志野市 | 習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例 | H14. 12. 27 |
| 柏市 | 柏市ポイ捨て等防止条例 | H9. 3. 28 H22. 3. 26 改正 |
| 勝浦市 | 勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例 | H14. 9. 26 |
| 市原市 | 市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例 | H9. 3. 18 |
| 流山市 | 流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例 | H14. 6. 28 |
| 八千代市 | 八千代市ポイ捨て防止に関する条例 | H10. 3. 25 |
| 我孫子市 | 我孫子市さわやかな環境づくり条例 | H9. 6. 26 H16. 12. 28 改正 |
| 鴨川市 | 鴨川市まちをきれいにする条例 | H17. 2. 11 |
| 鎌ケ谷市 | 鎌ケ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例 | H17. 9. 30 |
| 君津市 | 君津市まちをきれいにする条例 | H9. 3. 31 |
| 富津市 | 富津市まちをきれいにする条例 | H9. 3. 27 |
| 浦安市 | 浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例 | H9. 3. 31 |
| 四街道市 | 四街道市まちをきれいにする条例 | H11. 3. 30 H24. 6. 29 改正 |
| 袖ケ浦市 | 袖ケ浦市まちをきれいにする条例 | H9. 3. 28 |
| 八街市 | 八街市さわやかな環境づくり条例 | H10. 6. 29 |
| 印西市 | 印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例 | H19. 9. 21 |
| 白井市 | 白井市まちをきれいにする条例 | H14. 9. 24 |
| 富里市 | 富里市ポイ捨て防止条例 | H12. 3. 27 H19. 9. 9 改正 |
| 南房総市 | 南房総市環境美化推進に関する条例 | H18. 3. 20 |
| 匝瑳市 | 匝瑳市まちをきれいにする条例 | H18. 1. 23 |
| 香取市 | 香取市環境美化条例 | H18. 3. 27 |
| 山武市 | 山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例 | H18. 3. 27 |
| 大網白里市 | 大網白里市まちをきれいにする条例（第2章に制定） | H22. 3. 23 |
| 酒々井町 | 酒々井町ポイ捨て等防止条例 | H29. 12. 28 |
| 神崎町 | 神崎町ポイ捨て防止条例 | H13. 12. 18 |
| 多古町 | 多古町空き缶等の散乱防止に関する条例 | H12. 12. 20 |

| 市町村名 | 名 称 | 制定日 |
|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 東 庄 町 | 東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例 | H10. 3. 12 |
| 九 十 九 里 町 | 九十九里町環境美化条例 | H25. 3. 25 H27. 3. 12 改正 |
| 芝 山 町 | 芝山町をきれいにする条例 | H13. 6. 18 |
| 横 芝 光 町 | 横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例 | H19. 3. 15 |
| 一 宮 町 | 一宮町空き缶等の散乱及びポイ捨て防止に関する条例 | H27. 3. 16 |
| 睦 沢 町 | 睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例 | H10. 6. 26 |
| 白 子 町 | 白子町環境美化推進に関する条例 | H8. 6. 14 |
| 御 宿 町 | 御宿町のきれいな海浜環境を守る条例 | H6. 9. 27 |
| 鋸 南 町 | 鋸南町環境美化推進に関する条例 | H6. 12. 8 |

【水源保護条例制定状況】

| 市町村名 | 名 称 | 制定日 |
|---------|------------------------------|---------------------------|
| 銚 子 市 | 銚子市環境保全条例 | H13. 9. 27 H23. 3. 10 改正 |
| 木 更 津 市 | 木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例 | H6. 12. 22 H30. 12. 19 改正 |
| 市 原 市 | 市原市水道水源保護条例 | H7. 3. 31 |
| 君 津 市 | 君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例 | H7. 6. 30 |
| 袖 ヶ 浦 市 | 袖ヶ浦市小櫃川流域に係る水道水源の保全に関する条例 | H7. 3. 30 H30. 12. 20 改正 |
| 南 房 総 市 | 南房総市長尾川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例 | H18. 3. 20 |
| 神 崎 町 | 神崎町水道水源保全条例 | H13. 3. 19 |
| 多 古 町 | 多古町水道水源保全条例 | H13. 12. 18 |
| 長 柄 町 | 長柄ダム水質保護条例 | H8. 10. 1 |
| 御 宿 町 | 御宿町水源水質保全条例 | H14. 10. 9 |
| 鋸 南 町 | 鋸南町水道水源保護条例 | H29. 9. 15 |

【自然保護条例制定状況】

| 市町村名 | 名 称 | 制定日 |
|---------|--------------------------------|--------------------------|
| 船 橋 市 | 船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例 | S48. 9. 29 |
| 松 戸 市 | 松戸市緑の条例 | H12. 3. 29 |
| 野 田 市 | 野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例 | H19. 4. 1 |
| | 野田市野生動植物の保護に関する条例 | H27. 7. 1 |
| 習 志 野 市 | 習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例 | S47. 7. 4 |
| 市 原 市 | 市原市緑の保全及び推進に関する条例 | S48. 3. 31 |
| 流 山 市 | 流山市緑化推進及び保全に関する条例 | S48. 3. 30 |
| 八 千 代 市 | 八千代市ふるさとの緑を守る条例 | S50. 4. 1 |
| 君 津 市 | 君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例 | S52. 4. 1 |
| 四 街 道 市 | 四街道市緑の保全及び緑化の推進に関する条例 | S60. 9. 30 |
| 袖 ヶ 浦 市 | 袖ヶ浦市水と緑のさとの設置及び管理に関する条例 | H6. 3. 25 H21. 3. 31 改正 |
| | 袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例 | S49. 6. 21 H8. 12. 25 改正 |

【その他の環境保全に関する条例制定状況】

| 市町村名 | 名 称 | 制定日 |
|-------|--------------------------------------|---------------------------|
| 千 葉 市 | 千葉市環境影響評価条例 | H10. 9. 24 H26. 3. 20 改正 |
| | 千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例 | H5. 3. 26 H30. 12. 19 改正 |
| | 千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例 | H19. 12. 19 |
| | 千葉市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例 | H19. 12. 19 |
| 銚 子 市 | 銚子市空き地に係る雑草等の除去に関する条例 | H7. 3. 17 |
| 市 川 市 | 市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例 | H17. 3. 30 |
| | 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例 | H5. 3. 26 H31. 4. 1 改正 |
| 船 橋 市 | 船橋市環境共生まちづくり条例 | H7. 6. 27 |
| | 船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例 | H20. 3. 31 H24. 12. 28 改正 |
| | 船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例 | H16. 3. 31 H29. 10. 10 改正 |
| | 船橋市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例 | H20. 3. 31 |
| | 船橋市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例 | H20. 9. 30 |

| 市町村名 | 名 称 | 制定日 |
|-----------|--------------------------------|----------------------------|
| 松 戸 市 | 川をきれいにする条例 | H4. 12. 22 |
| | あき地の雑草等の除去に関する条例 | S51. 4. 1 |
| 茂 原 市 | 茂原市空き地に係る雑草等の除去に関する条例 | H12. 6. 29 |
| 成 田 市 | 成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例 | S63. 3. 24 H18. 3. 24 改正 |
| | 成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 | H12. 3. 31 H24. 3. 30 改正 |
| 佐 倉 市 | 佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例 | H15. 3. 14 |
| | 佐倉市空き地の雑草等の除去に関する条例 | H16. 3. 26 |
| 東 金 市 | 東金市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | H6. 12. 27 |
| 習 志 野 市 | 習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 | H5. 12. 24 |
| | 習志野市空地に繁茂した雑草等の除去に関する条例 | S43. 10. 15 |
| 柏 市 | 柏市産業廃棄物不適正処理防止条例 | H19. 12. 26 H23. 3. 28 改正 |
| | 柏市硫酸ピッチ生成禁止条例 | H20. 3. 27 |
| | 柏市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組促進条例 | H19. 12. 26 H23. 3. 28 改正 |
| | 柏市ダイオキシン類発生抑制条例 | H13. 9. 28 H22. 3. 26 改正 |
| | 柏市不法投棄対策条例 | H19. 3. 28 H22. 3. 26 改正 |
| | 柏市地球温暖化対策条例 | H19. 3. 28 H28. 7. 8 改正 |
| | あき地の雑草等の除去に関する条例 | S54. 3. 26 H13. 9. 28 改正 |
| 勝 浦 市 | 勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例 | H14. 9. 26 |
| 市 原 市 | 市原市放置自動車の処理に関する条例 | H17. 12. 19 |
| | 市原市雑草等の除去に関する条例 | H19. 3. 15 |
| | 市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例 | H6. 7. 5 |
| 流 山 市 | 流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 | H6. 3. 30 |
| | 流山市空き地の雑草等の除去に関する条例 | H24. 3. 30 |
| 八 千 代 市 | 八千代市あき地に係る雑草等の除去に関する条例 | S55. 3. 31 |
| | 八千代市不法投棄防止条例 | H14. 3. 26 |
| | 八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 | H5. 12. 24 H27. 12. 25 改正 |
| 我 孫 子 市 | 我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例 | H11. 4. 1 |
| | 我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例 | S47. 12. 25 H13. 12. 28 改正 |
| | 我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例 | S55. 9. 30 H24. 12. 28 改正 |
| | あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例 | S43. 11. 20 H25. 12. 27 改正 |
| 鎌 ヶ 谷 市 | 鎌ヶ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 | H6. 3. 31 |
| | 鎌ヶ谷市あき地の雑草等の除去に関する条例 | H5. 12. 22 |
| 君 津 市 | 君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例 | H7. 9. 11 H31. 3. 28 改正 |
| | 君津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 | H15. 3. 28 |
| 富 津 市 | 富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 | H6. 3. 25 H31. 3. 20 改正 |
| 浦 安 市 | 浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 | H6. 3. 29 |
| 四 街 道 市 | 四街道市ダイオキシン類から大気を守る条例 | H9. 12. 22 |
| | 四街道市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例 | H元. 3. 28 H16. 3. 31 改正 |
| 袖 ヶ 浦 市 | 袖ヶ浦市公害防止施設整備等促進条例 | S46. 11. 3 H8. 12. 25 改正 |
| | 袖ヶ浦市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 | H5. 3. 26 H25. 3. 18 改正 |
| 八 街 市 | 八街市あき地の管理の適正化に関する条例 | S47. 3. 11 |
| 印 西 市 | 印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 | H8. 3. 26 |
| 白 井 市 | 白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 | H6. 12. 22 |
| | 白井市あき地に係る環境衛生の保全に関する条例 | H元. 3. 11 |
| 富 里 市 | 富里市雑草の除去に関する条例 | H6. 3. 25 |
| | 富里市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | S47. 7. 4 H30. 9. 28 改正 |
| 南 房 総 市 | 南房総市空き地の雑草等の除去に関する条例 | H20. 12. 22 |
| | 南房総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | H18. 3. 20 H25. 12. 19 改正 |
| 香 取 市 | 香取市廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関する条例 | H19. 3. 26 |
| | 香取市生活環境向上施策推進基金条例 | H26. 3. 25 |
| 山 武 市 | 山武市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | H18. 3. 27 |
| | 山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例 | H18. 3. 27 |
| い す み 市 | いすみ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | H17. 12. 5 |
| | いすみ市あき地に係る雑草等の除去に関する条例 | H17. 12. 5 |
| 大 網 白 里 市 | 大網白里市まちをきれいにする条例 | H22. 3. 23 |
| 酒 々 井 町 | あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例 | S47. 9. 29 |
| 栄 町 | あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例 | S62. 3. 16 |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 制定日 |
|-----------|------------------------|----------------------------|
| 栄 町 | 栄町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 | H10. 6. 24 |
| 神 崎 町 | あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例 | S52. 3. 12 |
| | 神崎町放置自動車の処理に関する条例 | H18. 3. 8 |
| 多 古 町 | あき地の雑草等の除去に関する条例 | S52. 6. 18 |
| | 多古町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | S47. 6. 14 |
| 九 十 九 里 町 | 九十九里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | H10. 12. 11 H15. 12. 12 改正 |
| | 九十九里町環境美化条例 | H25. 3. 25 H27. 3. 12 改正 |
| 芝 山 町 | 芝山町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | H16. 6. 21 |
| 横 芝 光 町 | 横芝光町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | H18. 3. 27 |
| | 横芝光町あき地の雑草等の除去に関する条例 | H18. 3. 27 |
| 長 生 村 | 長生村空き地等の環境保全に関する条例 | H13. 9. 28 H27. 3. 16 改正 |
| | 長生村空家等の適正管理に関する条例 | H28. 3. 14 |
| 長 南 町 | 長南町を住みよくする条例 | S48. 6. 25 |
| 鋸 南 町 | 鋸南町あき地に係る環境衛生の保全に関する条例 | H2. 3. 6 |
| 睦 沢 町 | 睦沢町空地の適正管理に関する条例 | H28. 3. 11 |
| | 睦沢町空家等の適正管理に関する条例 | H28. 3. 11 |

【環境基本計画策定状況】

| 市 町 村 名 | 名 称 | 制定日 |
|---------|----------------------|-------------------------|
| 千 葉 市 | 千葉市環境基本計画 | H7. 3 H23. 3 新計画策定 |
| 銚 子 市 | 銚子市環境基本計画 | H16. 3 |
| 市 川 市 | 第二次市川市環境基本計画 | H24. 3 |
| 船 橋 市 | 船橋市環境基本計画 | H9. 3 H23. 3 改定 |
| | 船橋市一般廃棄物処理基本計画 | H29. 2 |
| 木 更 津 市 | 第2次木更津市環境基本計画 | H15. 3. 31 H28. 3 新計画策定 |
| 松 戸 市 | 松戸市環境計画 | H10. 4 |
| 野 田 市 | 野田市環境基本計画 | H23. 3 H29. 3 改定 |
| 成 田 市 | 成田市環境基本計画 | H30. 3 |
| | 成田市一般廃棄物処理基本計画 | H30. 3 |
| 佐 倉 市 | 佐倉市環境基本計画 | H10. 3 |
| 東 金 市 | 東金市環境基本計画 | H13. 3. 30 |
| 旭 市 | 旭市環境基本計画 | H19. 3 H29. 3 新計画策定 |
| 習 志 野 市 | 習志野市環境基本計画 | H19. 3 |
| | 習志野市新エネルギービジョン | H19. 2 |
| 柏 市 | 柏市環境基本計画（第三期） | H9. 3. 31 H28. 3 改定 |
| 勝 浦 市 | 勝浦市環境基本計画 | H15. 3. 31 H26. 3 新計画策定 |
| 市 原 市 | 市原市環境基本計画 | H29. 3. 27 |
| 流 山 市 | 第2次流山市環境基本計画 | H27. 3 |
| 八 千 代 市 | 八千代市第2次環境保全計画 | H23. 3 H29. 3 改定 |
| 我 孫 子 市 | 我孫子市環境基本計画 | H13. 3 H24. 5 改定 |
| 鴨 川 市 | 第2次鴨川市環境基本計画 | H29. 3 |
| | 一般廃棄物処理基本計画 | H18. 3 H24. 3 改定 |
| 鎌 ヶ 谷 市 | 鎌ヶ谷市第二次環境基本計画 | H25. 3 |
| 君 津 市 | 君津市環境基本計画 | H17. 3 H27. 3 改定 |
| | 君津市一般廃棄物処理基本計画 | H21. 3 H31. 3 新計画策定 |
| 富 津 市 | 第二期富津市環境基本計画 | H29. 4 |
| 浦 安 市 | 浦安市第2次環境基本計画 | H26. 3 |
| 四 街 道 市 | 第2次四街道市環境基本計画 | H26. 6 |
| | 四街道市一般廃棄物処理基本計画 | H28. 8 |
| 袖 ヶ 浦 市 | 袖ヶ浦市環境基本計画 | H15. 3. 31 H25. 8 改定 |
| 印 西 市 | 印西市環境基本計画 | H15. 3. 31 H25. 3 新計画策定 |
| 白 井 市 | 白井市第2次環境基本計画（中間見直し版） | H27. 4 |
| 富 里 市 | 富里市環境基本計画 | H14. 4. 1 H24. 4 新計画策定 |
| 南 房 総 市 | 南房総市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 | H20. 3 H24. 3 新計画策定 |
| | 南房総市環境基本計画 | H22. 3 |

| 市町村名 | 名 称 | 制定日 |
|-----------|-----------------|----------------------|
| 匝 瑛 市 | 匝瑛市環境基本計画 | H23. 3. 8 H28. 3 改定 |
| 香 取 市 | 第2次香取市環境基本計画 | H31. 3 |
| 大 網 白 里 市 | 大網白里市環境基本計画 | H18. 10. 1 H30. 2 改定 |
| 御 宿 町 | 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 | H10. 3. 27 |

【緑の基本計画策定状況】

| 市町村名 | 名 称 | 制定日 |
|-----------|------------------|----------------------|
| 千 葉 市 | 千葉市緑と水辺のまちづくりプラン | H9. 12 H24. 3 新計画策定 |
| 市 川 市 | 市川市みどりの基本計画 | H16. 3 |
| 船 橋 市 | 船橋市緑の基本計画 | H9. 3 H29. 3 改定 |
| 木 更 津 市 | 木更津市みどりの基本計画 | H24. 4 |
| 松 戸 市 | 松戸市緑の基本計画 | H10. 12 H21. 3 改定 |
| 成 田 市 | 成田市緑の基本計画 | H9. 7 H22. 3 新計画策定 |
| 習 志 野 市 | 習志野市緑の基本計画 | H19. 3 H27. 3 改定 |
| 柏 市 | 柏市緑の基本計画 | H8. 3 H21. 6 改定 |
| 市 原 市 | 市原市緑の基本計画 | H30. 8 改定 |
| 流 山 市 | 流山市緑の基本計画 | H18. 3. 31 |
| 八 千 代 市 | 八千代市緑の基本計画 | H15. 3 H30. 3 改定 |
| 我 孫 子 市 | 我孫子市緑の基本計画 | H11. 6 H26. 3 改定 |
| 鎌 ヶ 谷 市 | 鎌ヶ谷市緑の基本計画 | H15. 2 |
| 君 津 市 | 君津市緑の基本計画 | H15. 3 |
| 浦 安 市 | 浦安市緑の基本計画 | H17. 4. 1 H26. 9 改定 |
| 四 街 道 市 | 四街道市みどりの基本計画 | H18. 1 |
| 印 西 市 | 印西市緑の基本計画 | H12. 3 |
| 白 井 市 | 白井市緑の基本計画 | H9. 8 |
| 富 里 市 | 富里市緑の基本計画 | H16. 3 |
| 大 網 白 里 市 | 大網白里市緑の基本計画 | H15. 3. 18 H21. 3 改定 |
| 白 子 町 | 白子町緑の基本計画 | H12. 3 |

ウ 地球環境保全のための事業

| 市町村名 | 名 称 | 内 容 |
|-------|-----------------------------------|--|
| 千 葉 市 | 千葉市地球温暖化対策実行計画（千葉市再生可能エネルギー等導入計画） | 平成24年3月に策定した「千葉市地球温暖化対策実行計画」を、国の地球温暖化対策計画（平成28年5月）等を踏まえ、平成28年10月に改定。温室効果ガス削減の目標達成に向けて、市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいる。 また、再生可能エネルギー等の導入については、実行計画の実施計画である「千葉市再生可能エネルギー等導入計画」（平成25年3月策定、平成30年6月改定）により推進している。 |
| | 千葉市地球環境保全協定 | 事業者と「地球環境保全協定」を締結し、省エネ対策や廃棄物の削減あるいはエコドライブの推進等、地球環境に配慮した自主的な活動を促進している。 |
| | ちばしエコライフカレンダー | 家庭において、地球温暖化対策や環境保全に対する意識の高揚を図るため、身近な取組事例や環境家計簿機能を盛り込んだ「ちばしエコライフカレンダー」を作成・配布した。 |
| | 千葉市地球温暖化防止アドバイザー派遣事業 | 地球温暖化防止に関する意識の高揚及び地球環境保全活動の推進を図るため、市民団体等が主催する学習会に市長が委嘱する地球温暖化防止アドバイザーを派遣する。 |
| | 住宅用再生可能エネルギー等設備設置費助成事業 | 市内の自らが居住する住宅に再生可能エネルギー等設備を設置する者にその費用の一部を助成する。太陽光上限9万円、太陽熱10万円、エネファーム8万円、蓄電池10万円。 |
| | 事業用太陽熱利用給湯システム設置費助成事業 | 市内の高齢福祉施設等に太陽熱利用給湯システムを設置する当該事業者はその費用の一部を助成する。設置費の1/3上限100万円。 |
| | 中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金 | 市内の事業所に省エネルギー設備を導入する中小事業者はその費用の一部を助成する。設置費の1/3上限100万円。 |
| | ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金 | 市内にネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）を建築した市民にその費用の一部を助成する。1戸あたり10万円。 |
| 銚 子 市 | 電気自動車導入事業補助金 | 電気自動車を購入した市民にその費用の一部を助成する。1台あたり10万円。 |
| | 住宅用太陽光発電システム設置費補助金 | 1kW当たり2万円以上4.5kW、9万円までとする。 |
| | 銚子市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） | 平成31年3月策定。本市の事務事業の実施にあたり、温室効果ガス排出量等の削減に取り組み、地球温暖化対策を推進する。 |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|-----------------------------------|---|
| 市 川 市 | 環境保全協定 | 事業者が環境負荷低減を自ら継続的に実施するため、理念や手続きを示した環境保全協定と、温室効果ガスの排出抑制やグリーン購入の促進等の具体的な取組を示した細目協定からなる。平成30年度末現在60事業所と協定を締結している。 |
| | 市川市環境活動推進委員（エコライフ推進員）制度 | 市から委嘱された30人の環境活動推進員（エコライフ推進員）が市民に対しエコライフ（環境にやさしい生活）への取り組みを提案し、実践を促すことで、市民レベルでの二酸化炭素の削減を図る。 |
| | 第二次市川市地球温暖化対策実行計画 <事務事業編（暫定版）> | 市の施設から排出される温室効果ガスの排出量の抑制を目的とした計画で、本市が行う事務及び事業に関し、省エネルギーや省資源を推進している。（平成25年3月策定、平成29年3月改定） |
| | スマートハウス普及促進事業 | 太陽光は平成12年度、エネファーム、蓄電池は平成25年度、太陽熱は平成27年度から実施。 <補助金額> ・太陽光発電設備（既築の住宅に設置する場合で、エネルギー管理システム又は定置用リチウムイオン蓄電システムが設置されていること）：1kwあたり2万円、上限9万円（市内事業者施工の場合は、1kwあたり2万5千円、上限112,500円） ・家庭用燃料電池システム：上限8万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム：上限10万円 ・太陽熱利用システム：強制循環型のみ上限5万円 |
| | 公共施設への再生可能エネルギー発電設備の導入 | 公共施設に太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備を導入し、環境学習や市民への啓発に活用している。 |
| | 市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） | 平成20年度に策定した市川市地球温暖化対策推進プランを、平成27年度に改定。計画では、令和2年度までに平成25年度比で市域の二酸化炭素排出量を15%削減する目標を掲げ、市民、事業者、行政の各主体による取組を総合的かつ計画的に推進するとしている。 |
| 船 橋 市 | 船橋市地球温暖化対策実行計画（ふなばしエコオフィスプラン） | 市事務事業における温室効果ガスの発生抑制のため、温対法に基づく実行計画として平成27年11月に改正し、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入などを推進している。 |
| | 船橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） | 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくものとして、平成24年3月に策定。温室効果ガスを平成2年度比で平成32年度までに30%減を中間目標に8つの施策の柱を設定し、市民、事業者、市の役割分担により推進している。 |
| | 住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金 | 平成21年度から実施。太陽光発電システム：2万円/kW 上限9万円、エネファーム：8万円、定置用リチウムイオン蓄電システム：10万円、太陽熱利用システム（強制循環型）5万円。 |
| | 環境家計簿「ふなばしエコノート」 | 電気とガスの使用量から、家庭での二酸化炭素排出量を簡単に計算し、地球温暖化防止への意識を深めてもらうため、環境家計簿「ふなばしエコノート」を使いやすいものに改訂し出前講座等で配布している。 |
| | 船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣制度 | 市内の市民活動団体や町会・自治会等が実施する学習会等に指導員又は講師として船橋市地球温暖化防止推進員を派遣している。 |
| | 緑のカーテンの促進 | 地球温暖化防止のため、公民館等の公共施設や家庭で緑のカーテンづくりができるよう、ゴーヤの苗3,750株を配布。市民等による取組を表彰する緑のカーテンコンクールを実施した。 |
| | 船橋市再生可能エネルギー等導入方針 | 市公共施設等への再エネや省エネ設備の具体的な導入手順や時期を明らかにすることで、積極的な導入を推進し、もって地球温暖化防止、エネルギーの有効活用及び地域の防災対策に貢献することを目的に平成27年3月に策定。同方針に基づき、公共施設における再生可能エネルギー設備の導入や、省エネルギー型の設備に更新するなどの改修事業を行っている。 |
| 館 山 市 | 館山市バイオマスタウン構想 | 平成21年3月策定。市内でのバイオマス利活用方法、推進体制、利活用目標を定め、資源を有効活用した持続可能な循環型社会を目指している。 |
| | 館山市地域新エネルギービジョン | 平成15年2月策定。地域内に存在し利活用が期待される太陽光や風力などの自然エネルギーを始めとする「新エネルギー」の導入促進の基本方針としている。 |
| | 館山市住宅用住宅用省エネルギー設備設置費補助金 | 住宅用の省エネルギー設備の設置に対し、補助金を交付した。 |
| | 館山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） | 平成15年3月策定。市の事務事業により排出される温室効果ガスを削減することを目的とする計画を策定している。平成30年度から第4次実行計画を実施。 |
| 木 更 津 市 | 第3次木更津市地球温暖化対策実行計画 | 平成30年2月策定。本市が行う事務事業に関し、温室効果ガス排出削減の方策について実行計画として策定し、併せて、市民に対し地球温暖化対策に関する啓発、情報提供等を行うことにより温室効果ガスの排出削減に寄与することを目的とする。 |
| | 住宅用省エネルギー設備導入促進事業 | 地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備の導入に対し助成を行う。 |
| 松 戸 市 | 松戸市地球温暖化対策実行計画 | 市民、事業者、行政が一体となって温室効果ガス削減に向けて取組むべき内容を記載したもの。従来の区域施策編と事務事業編を統合し、平成28年3月に策定。 |
| | 松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業 | 電気自動車及び燃料電池自動車を導入（購入・リース）する個人及び事業者に対し、電気自動車一台あたり3万円、燃料電池自動車一台あたり5万円を上限に補助。電気自動車は平成22年度、燃料電池自動車は平成27年度から実施。 |
| | こどもエコクラブ支援事業 | 平成12年度から実施。環境省の支援を受け、（公財）日本環境協会が全国規模で展開している環境活動のクラブ育成事業の地方事務局として情報提供など活動を支援する。平成30年度：登録人数 385人 |
| | 松戸市住宅用省エネルギー設備設置促進事業 | 住宅用太陽光発電システムは平成21年、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システムは平成25年、太陽熱利用システムは平成27年、地中熱利用システムは平成28年から実施。各省エネ設備の普及促進を図るため、平成29年度は住宅用太陽光発電システムは出力1kwあたり2万円（上限9万円）、家庭用燃料電池システム（エネファーム）は上限8万円、定置用リチウムイオン蓄電システムは上限10万円、太陽熱利用システムは上限5万円。 |
| | 松戸市省エネルギー住宅等普及促進事業 | 市内にゼロエネルギー住宅（ZEH）及びライフサイクルカーボンマイナス住宅（LCCM）を購入等した個人に対し、ZEHは20万円、LCCMは80万円を上限に補助。平成28年から実施。 |
| | 松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業 | 市内の事業所にエネルギー管理システムの導入、ゼロエネルギービルの購入等及び省エネ診断による設備改修等の実施を行った事業者に対し、エネルギー管理システムの導入は40万円、ゼロエネルギービルの購入等は80万円、省エネ診断による設備改修等の実施は40万円を上限に補助。ただし、環境マネジメントシステム規格取得事業者は上限額の引上げあり。平成28年から実施。 |
| 野 田 市 | 野田市地球環境温暖化対策実行計画 | 平成19年4月策定（平成29年8月第3次実行計画策定）。地球温暖化防止を推進するため、市が行う事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組む。 |
| | 野田市住宅用省エネルギー設備設置補助金 | 住宅用省エネルギー設備の導入促進及び環境に配慮したエネルギー源の有効利用のため、省エネルギー設備を設置した方へ設置費用を一部補助。太陽光発電システム1kwあたり2万円（上限9万円）、家庭用燃料電池システム（エネファーム）5万円、定置用リチウムイオン蓄電池システム10万円、太陽熱利用システム5万円。 |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|--------------------------|--|
| 茂 原 市 | 茂原市地球温暖化対策実行計画 | 平成 19 年 4 月 1 日策定。市役所の事務・事業により排出される温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出量を、平成 15 年度を基準年とし、平成 23 年度までに 7% 削減することを目標。 |
| | 住宅用省エネルギー設備等促進事業 | 平成 27 年 4 月 1 日から実施。住宅用省エネルギー設備等を設置した市民に対し、経費の一部を補助。太陽光発電システム（出力 1kW あたり 2 万円、上限 9 万円）、家庭用燃料電池システム（上限 18 万円）、定置用リチウムイオン蓄電システム（上限 10 万円）、太陽熱利用システム（上限 5 万円）。 |
| 成 田 市 | 成田市環境保全率先実行計画 | 平成 14 年 3 月策定（平成 20 年 3 月第 2 次計画策定、平成 25 年 3 月第 3 次計画、平成 30 年 3 月第 4 次計画（成田市役所エコオフィスアクション）策定）。市自らが成田市環境基本計画に定める環境配慮行動を実践し、環境にやさしいエコオフィスづくりを推進するために実行計画を策定した。 |
| | 環境家計簿NARITA | 平成 20 年 1 月作成。市のホームページで公開するとともに、窓口やイベント等開催の際に配布。 |
| | 住宅用省エネルギー設備設置費補助金 | 環境負荷の低減を図り、地球温暖化防止等環境の保全に資することを目的として、住宅用省エネルギー設備を新たに設置した市民に対し、補助金を交付する。（平成 21 年 10 月から実施） ・住宅用太陽光発電システム：太陽電池モジュールの最大出力 1kW あたり 2 万円（上限 9 万円） ・住宅用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）：1 設備あたり上限額 8 万円を補助 ・住宅用定置用リチウムイオン蓄電池：1 設備あたり上限額 10 万円を補助 ・住宅用エネルギー管理システム機器（HEMS）：1 設備あたり上限額 1 万円を補助 ・住宅用太陽熱利用システム：1 設備あたり上限額 5 万円を補助（平成 28 年 5 月から実施） ・住宅用地中熱利用システム：1 設備あたり上限額 10 万円を補助（令和 3 年度まで） |
| | 省エネナビ市民モニター | 家庭の電気使用量や排出 CO ₂ を計測する「省エネナビ」と「エコワット」を希望する市民に貸出。10 台まで。 |
| | 成田市地球環境保全協定 | 平成 25 年 4 月から実施。温暖化などの地球環境問題への対策として、事業者と市で協定を締結し、協働して環境保全活動を実施する。 |
| 佐 倉 市 | 環境家計簿 | 電気・ガス・ガソリンなどの使用量やごみの排出量から、家庭の二酸化炭素排出量を算出。市ホームページで公開するほか、イベント等で配布。 |
| | 佐倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） | 平成 20 年 3 月策定の「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」を改定し、平成 28 年 3 月策定。市域から排出される温室効果ガスの排出抑制のため、市民・事業者・市が取り組む施策等について定める。 |
| | 佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） | 平成 26 年 3 月策定の第一次計画の終了に伴い、第二次計画を平成 30 年 3 月に策定。佐倉市役所の事務及び事業において温室効果ガス排出量の削減に取り組むための法定計画。 |
| | 佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金 | 太陽光発電システム（出力 1kW あたり 2 万円、上限 9 万円）、家庭用燃料電池システム（8 万円）、定置用リチウムイオン蓄電システム（10 万円）、太陽熱利用システム（5 万円）に対する補助。 |
| | エコライフ推進員 | 市から委嘱された推進員（15 名以内）が、市の施策への協力や自らの日常生活において、地球温暖化防止活動を行う。 |
| 東 金 市 | 東金市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） | 平成 30 年 3 月に策定。東金市の事務事業により排出される温室効果ガスの排出抑制についての実行計画。 |
| | 東金市住宅用省エネルギー設備設置費補助金 | 住宅用省エネルギー設備を設置する方に、費用の一部を補助する。太陽光発電システム：太陽電池の最大出力 1kW あたり 2 万円（上限 9 万円） 定置用リチウムイオン蓄電システム：上限 10 万円 |
| 旭 市 | 旭市地球温暖化対策推進実行計画 | 平成 20 年 3 月策定。平成 26 年 3 月、平成 31 年 3 月改定。本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出等の削減を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図る。 |
| | 旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金 | 平成 22 年度から実施。太陽光発電設備（2 万円 / 1kW、上限 10 万円）、家庭用燃料電池システム（上限 5 万円）、定置用リチウムイオン蓄電システム（上限 10 万円）、太陽熱利用システム（上限 5 万円） |
| 習 志 野 市 | 習志野市地球温暖化防止実行計画 | 平成 21 年 10 月策定。地球温暖化防止を推進するため、市自らが事業者であるとの立場にたつて、自らの事務事業に伴って排出している温室効果ガス排出量の削減に向けた実行計画を策定。 |
| | 習志野市地球温暖化対策地域推進計画 | 平成 21 年 6 月策定。国や県の地球温暖化対策・施策と連携して、温室効果ガスの排出削減のための総合的、計画的な施策を策定し、市民・事業者・市が主体的に地球温暖化防止を推進していく。 |
| | 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業 | 平成 21 年度から実施。住宅用太陽光発電システムを設置した市民に対し、経費の一部を補助。1kW あたり 2 万円、上限 9 万円。 |
| | 住宅用省エネルギー設備設置費補助事業 | 平成 25 年度（平成 26 年 1 月）から実施。住宅用省エネルギー設備を設置した市民に対し、経費の一部を補助。定置用リチウムイオン蓄電システム：上限 10 万円、太陽熱利用システム：上限 5 万円（平成 27 年度より追加）。 |
| 柏 市 | 家庭用燃料電池設置費補助事業 | 平成 26 年度から実施。家庭用燃料電池を設置した市民に対し、経費の一部を補助。1 台につき都市ガス利用の設備：上限 30 万円。LP ガス利用の設備：上限 8 万円。 |
| | 第二期柏市地球温暖化対策計画 | 平成 26 年 3 月策定。市域における CO ₂ 排出量を平成 17 年度比平成 32 年度までに 3.8% 削減とする計画。 |
| | 柏市エコアクションプラン | 公共施設における CO ₂ 排出量を平成 24 年度比平成 32 年度までに 15% 以上削減する計画。 |
| | エコハウス促進総合補助金 | 6 つのメニューで、住宅のエコハウス化を総合的に補助。エコ窓改修、太陽光発電設備、HEMS、エネファーム、定置用リチウムイオン蓄電システム、太陽熱利用システム。 |
| | 太陽光発電設備設置運営事業（土地貸し） | 未利用地であった小学校跡地を貸し付け、民間事業者が太陽光発電設備（500kW）を設置。 |
| 勝 浦 市 | フットパス | 戸外活動を促進し在宅消費エネルギーを削減するため、「フットパスコース」を整備し、ウォーキングイベントを開催。 |
| | 第 3 次勝浦市地球温暖化防止対策実行計画 | 平成 31 年 3 月策定。市の事務及び事業に関して温室効果ガス排出量の削減に取り組む。2030 年度までに 2013 年度比 28.3% 削減。 |
| | 勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助事業 | 市内の住宅に省エネルギー設備等を設置する市民に対し補助する。太陽光発電システム：1kW 当たり 2 万円（上限 9 万円）、家庭用燃料電池システム：上限 5 万円、定置用リチウムイオン蓄電システム：上限 10 万円 |
| 市 原 市 | 市原市地球温暖化対策地域推進計画 | 平成 30 年 3 月策定。市民、事業者、市が地球温暖化の影響や対策の必要性を再認識するとともに、それぞれの役割を明らかにし、協働して着実に実行することにより、温室効果ガスを削減する。 |
| | 市原エコ・アクションプラン | 平成 31 年 3 月策定。自らの事業事務に伴って排出される温室効果ガスを率先して削減等を図ることにより、市民、事業者の主体的な取組を促す。削減目標：2030 年度までに 2013 年度比で 19.4%削減する。 |
| | 市原市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付事業 | 補助対象設備：太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウム蓄電池システム、太陽熱システム |
| | 緑のカーテン事業 | 平成 21 年度から実施。ツル性の植物を建物の外側に伸ばすことにより、二酸化炭素排出削減につなげる。平成 30 年度実績：市内公共施設 84 箇所に設置支援。 |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|--|---|
| 流 山 市 | 流山市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) | 平成 29 年 3 月に第 3 期計画を策定。流山市の地域特性にあった地球温暖化対策により、温室効果ガス排出量の削減を目標として策定した。削減目標：2030 年度までに、2007 年度比で 20% 削減する。 |
| | 流山市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) | 平成 28 年 3 月策定。市役所から排出される温室効果ガスの排出抑制を目的とし、主な取組は庁舎等の省エネルギーの推進であり、市民や事業者に対しての率先垂範の役割を果たすものとして策定した。 削減目標：2020 年度までに 2014 年度比で 10% 削減する。 |
| | 緑のカーテン事業 | 自治会等を対象に地域ぐるみでの普及を図るため、自治会や公共施設などにゴーヤ苗 2,368 株、種を 29,410 粒配布。市民、事業者が設置した緑のカーテン写真及びゴーヤレシビコンテストを実施。 |
| | 住宅用省エネルギー設備設置補助事業 | 地球温暖化対策として、住宅用省エネルギー設備を設置する市民に対し、補助金を交付。 太陽光発電設備：新築住宅 1 万 5 千円 /kw (HEMS併設 1 万円上乗せ)、既存住宅 2 万 5 千円 /kw (HEMS併設 2 万円上乗せ)、家庭用燃料電池システム (エネファーム)：8 万円、定置用リチウムイオン蓄電システム：10 万円 エネルギー管理システム (HEMS)：1 万円、電気自動車充電設備：5 万円、太陽熱利用システム：5 万円 平成 30 年度：交付件数 116 件 8,747,000 円 |
| | 集合住宅・事業所用太陽光発電設備設置奨励金 | 平成 29 年度より開始。市内の集合住宅・事業所に太陽光発電設備を設置した者に奨励金を交付 (2.5 万円 /kw・上限 30 万円) 平成 30 年度：交付件数 3 件 712,000 円 |
| 八 千 代 市 | 八千代市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) | 平成 29 年 3 月策定。庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組みを推進し、温室効果ガス総排出量を削減することを目的とする。平成 28 年度から令和 2 年度までを計画期間とする第 4 次計画を展開している。 |
| | エコアクション 21 | 平成 21 年 3 月認証取得。「エコアクション 21」を活用し、地球温暖化対策実行計画の継続的な改善を目指している。 |
| | 八千代市地域新エネルギー・省エネルギービジョン | 平成 22 年 2 月策定。八千代市におけるエネルギー消費削減のため、新エネルギーの導入・省エネルギーの推進、地球温暖化対策に取り組んでいく。 |
| | 八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金 | 住宅用省エネルギー設備等を設置する方に、費用の一部を補助する。 太陽光発電設備：太陽電池の最大出力 1kW あたり 2 万円 (上限 9 万円) 家庭用燃料電池システム (エネファーム)：8 万円 太陽熱利用システム：5 万円 定置用リチウムイオン蓄電システム：10 万円 |
| 我 孫 子 市 | あびこエコ・プロジェクト 4 | 第四次環境保全のための我孫子市率先行動計画・我孫子市地球温暖化対策実行計画として平成 28 年 3 月に策定。市が行う事務事業に関して、環境への負荷の低減、温室効果ガス排出抑制と、市民・事業者の環境に配慮した指針の普及を図る実行計画。 |
| | 緑のカーテン事業 | 市内公共施設での緑のカーテン推進のため、ネット・土・種を配付し、コンテストを実施。さらに市民団体との共催で市民・団体・事業者を対象とした緑のカーテンコンテストを実施。 |
| | 我孫子市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金 | 環境への負荷の低減及びエネルギーの有効活用を図るため、住宅用省エネルギー設備等を新たに設置した者に対し補助金を交付する。 太陽光発電システム (蓄電池または HEMS 併設に限る。住宅の新築工事と同時施工は対象外。1kW 当たり 2 万円、上限 9 万円。市内事業者と契約の場合は 3 万円加算、ただし合計の上限 10 万円。)、太陽熱利用システム (上限 5 万円)、家庭用燃料電池システム (エネファーム) (上限 5 万円)、定置用リチウムイオン蓄電システム (上限 10 万円) |
| 鴨 川 市 | 鴨川市住宅用省エネルギー設備設置事業補助金 | 住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し補助金を交付。住宅用太陽光発電設備：上限 9 万円 太陽熱利用システム：上限 5 万円 家庭用燃料電池システム (エネファーム)：上限 8 万円 定置用リチウムイオン蓄電システム：上限 10 万円 (平成 21 年度から実施) |
| 鎌 ヶ 谷 市 | 鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画 (区域施策) | 地球温暖化対策を総合的、計画的に推進することを目的として平成 22 年 3 月策定。 |
| | 鎌ヶ谷市公共施設エコアクションプラン～鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画 (事務事業)～ | 平成 30 年 3 月策定。本市の各施設等における事務事業の実施にあたり、温室効果ガス排出量等の削減に取り組み、地球温暖化対策を推進する。 |
| | 鎌ヶ谷市再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置促進事業 | 以下の 6 設備の設置する者に対し、補助金を交付する。 ・太陽光発電システム：上限 3 万円 (平成 22 年度から実施) ・燃料電池システム (エネファーム)：平成 30 年度に設備の設置工事に着手し、完了した場合、上限 15 万円。平成 29 年度に設備の設置工事に着手し、完了した場合、上限 10 万円。(平成 23 年度から実施) ・リチウムイオン蓄電池システム：平成 30 年度に設備の設置工事に着手し、完了した場合、上限 15 万円。平成 29 年度に設備の設置工事に着手し、完了した場合、上限 10 万円。(平成 25 年度から実施) ・エネルギー管理システム (HEMS)：上限 5 万円 (平成 25 年度から実施) ・電気自動車充電設備：上限 2 万 5 千円 (平成 29 年度から実施) ・太陽熱利用システム：平成 30 年度に設備の設置工事に着手し、完了した場合、上限 7 万 5 千円。平成 29 年度に設備の設置工事に着手し、完了した場合、上限 2 万 5 千円。(平成 28 年度から実施) |
| 君 津 市 | 第 4 次君津市地球温暖化対策実行計画 | 平成 29 年 3 月策定。地球温暖化防止のため、本市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量削減の推進に取り組む。計画期間：平成 29 年度～令和 3 年度、削減目標：平成 27 年度比 10% 削減 |
| | 君津市住宅用省エネルギー設備等導入補助事業 | ・住宅用太陽光発電システム：2 万円 /kW、上限 9 万円 (平成 17 年度から実施) ※但し、定置用リチウムイオン蓄電システムまたはエネルギー管理システム (HEMS) のうちいずれかの設備を併設し、かつ、既築住宅に設置する場合は対象となる。 ・家庭用燃料電池システム (エネファーム)：上限 8 万円 (平成 25 年度から実施) ・定置用リチウムイオン蓄電システム：上限 10 万円 (平成 29 年度から実施) |
| 富 津 市 | 富津市住宅用省エネルギー設備等設置補助金 | ・太陽光発電システム：2 万円 /kW 最大 9 万円 (平成 23 年度から実施)。ただし、太陽光発電システムは、一定の要件を満たす HEMS または定置用リチウムイオン蓄電システムを併設した既築住宅に設置した場合のみ ・家庭用燃料電池システム (エネファーム)：最大 8 万円 (平成 29 年度から実施) ・定置用リチウムイオン蓄電システム：最大 10 万円 (平成 29 年度から実施) |
| 浦 安 市 | 浦安エコホーム事業 | 平成 15 年度から実施。地球温暖化の防止、資源の有効活用、エネルギーの有効利用等地球環境の保全を図るため、自ら居住し、または居住しようとする住宅に対象設備を設置する方 (建売住宅を購入する場合を含む) に、その設置費用の一部の補助を行う。 <補助対象設備> ・太陽光発電システム：2 万 5 千円 /kW・上限額 10 万円 ・家庭用燃料電池システム：上限額 5 万円 ・リチウムイオン蓄電システム：上限額 10 万円 ・雨水貯留タンク：上限額 1 万円 ・太陽熱利用システム：上限額 5 万円 |
| | 第 4 次浦安市地球温暖化対策実行計画 | 地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく地方自治体実行計画 (事務事業編) を平成 29 年に策定。市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とし、平成 33 年度までに 11% 削減を目標に計画を実施している。 |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|-------------------|--|---|
| 四 街 道 市 | 四街道市地球温暖化対策実行計画 | 平成 26 年 6 月策定。市の事務・事業を対象として、温室効果ガスの排出抑制に取組み、地球温暖化対策の推進を図る。 |
| | 住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金 | 平成 29 年度から実施。自らが居住する市内の住宅に省エネルギー設備等を設置した者に対し、補助金を交付する。①住宅用太陽光発電設備：1kW あたり 2 万円、上限 9 万円、②家庭用燃料電池システム：上限 8 万円、③定置用リチウムイオン蓄電システム：上限 10 万円 |
| 袖 ヶ 浦 市 | 第四次袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画 | 平成 29 年 3 月策定。本市自らの事業活動に伴って排出される温室効果ガス総排出量を算定・把握し、温室効果ガスの排出抑制をする。対象となる事務事業：本市全ての事務事業で、公共事業委託等により管理されているものを除く。計画対象期間：平成 29 年度～平成 33 年度。 |
| | 袖ヶ浦市住宅用省エネルギー設備設置補助金 | 太陽光発電システムを設置する市民の方に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。1kW 当たり 2 万円 上限 9 万円 燃料電池システムを設置する市民の方に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。上限 5 万円 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する市民に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。上限 10 万円 |
| 八 街 市 | 八街市役所地球温暖化対策実行計画 | 平成 23 年 3 月策定。市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を基準年度（平成 20 年度）に比べて平成 27 年度までに 6% 削減することを目指す。 |
| | 住宅用太陽光発電システム設置費補助金 | 平成 23 年度から実施。自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置した方に 1kW 当たり 2 万円（上限 9 万円）を交付。 |
| 印 西 市 | 第 4 次印西市庁内エコプラン（地球温暖化対策実行計画） | 市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を基準年度（2013 年度）に比べて 2022 年度までに 4% 削減することを目指す。計画期間：2018 年度～2022 年度。 |
| | 印西市グリーン購入推進指針 | 製品ごとに購入する観点をまとめ、庁内において推進する。 |
| | 印西市住宅用省エネルギー設備設置費補助金 | 太陽光発電システム：1kW 当り 2 万円（上限 7 万円）※既築の住宅に HEMS 又は蓄電池と併せて設置した場合は 1kW 当り 2 万円（上限 9 万円）を加算補助。 ・太陽熱利用温水器：自然循環式は上限 3 万円、強制循環式は上限 5 万円 ・家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限 8 万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム：上限 10 万円 |
| | グリーンカーテン事業 | 平成 23 年度から実施。市公共施設において、グリーンカーテンを設置。（平成 30 年実績：50 施設） また、ゴーヤとアサガオ、ひょうたんの種子を市民に無料配布（12,000 袋）。グリーンカーテンコンテストの実施。 |
| 白 井 市 | 白井市地球温暖化対策実行計画 | 地球温暖化防止のため、市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量の削減に取り組む。 |
| | 白井市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金 | 住宅用省エネルギー設備等を設置した人へ設置費の一部を補助する。 太陽光発電システム： 出力 1kW あたり 2 万円（上限 9 万円）既築住宅で蓄電池又は HEMS 併設のみ対象、燃料電池：5 万円、蓄電池：10 万円、太陽熱（自然循環型を除く）：5 万円 |
| 富 里 市 | 富里市地球温暖化対策実行計画 | 平成 29 年 4 月策定。市の事務・事業から排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止の推進を図る。 |
| | 富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金 | 地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置する方に、その設置費用の一部を補助する。 太陽光発電システム：出力 1kW あたり 2 万 5 千円（上限 10 万円） 市内施工業者を利用した場合、出力 1kW あたり 3 万円（上限 12 万円） 家庭用燃料電池システム：限度額 5 万円 定置用リチウムイオン蓄電池システム：限度額 5 万円 |
| 南 房 総 市 | 南房総市地球温暖化対策実行計画 | 平成 28 年 3 月 29 日改正。本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制のための計画を策定し、取組を推進することにより地球温暖化対策の推進を図る。 |
| | 南房総市エコライフカレンダー | 市内小学 4～6 年生を対象とした環境ポスター及び中学生以上を対象とした環境標語を募集し、入賞作品を掲載した環境カレンダーを作成、小学校・中学校全児童生徒等に配布する。 |
| | 太陽光発電新技術等フィールドテスト事業 | 千倉保健センター屋上に太陽光発電設備を導入し、保健センターの電気の一部をまかなっている。 |
| | 南房総市バイオマスタウン構想 | 平成 21 年 3 月策定。市内で発生するバイオマスの利活用方法や利活用目標を定め、資源を有効活用した持続可能な循環型社会を目指す。 |
| | エコライフ体験学習（緑のカーテン） | 平成 22 年度から地球温暖化対策の一環で、緑のカーテンづくりの普及推進を図る。市内小、中学校及び市民に、ゴーヤやキュウリの苗を配布し、緑のカーテンを作り、自然の日よけによる効果を体験する。また、実った野菜を食べることで地産地消運動の推進を図る。 |
| 住宅用省エネルギー設備設置費補助金 | 平成 23 年度から太陽光発電システム補助から始まり、平成 30 年 6 月 29 日から県の補助要項に合わせて、次のエネルギー設備を設置する個人に対し補助金を交付する。 ・太陽光発電システム 1kW 当たり 2 万円：上限 9 万円 ・太陽熱利用システム：上限 5 万円 ・家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限 8 万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム：上限 10 万円 | |
| 匝 瑛 市 | 第 2 次匝瑛市地球温暖化防止実行計画 | 平成 29 年 4 月策定。市の事務及び事業に関して温室効果ガスの排出削減等の措置を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図る。温室効果ガスの排出量を、基準年度（平成 27 年度）に比べて平成 32 年度までに 4% 以上の削減を目指す。 |
| | 緑のカーテン推進事業 | 平成 23 年度から実施。アサガオ・ゴーヤの種を市内の家庭・事業所に無料配布した。市関連施設においても緑のカーテンを配置した。 |
| | 住宅用太陽光発電システム設置助成事業 | 平成 24 年度から実施。住宅用太陽光発電システムを設置する人に対し、出力値 1kW あたり補助金 2 万円（既築住宅上限 9 万円、新築住宅上限 4 万円）、奨励金 1 万円（既築住宅上限 4 万円、新築住宅上限 2 万円）を助成。 |
| 香 取 市 | 第 2 次香取市地球温暖化対策実行計画の策定 | 平成 30 年 3 月策定。香取市の事務・事業における地球温暖化防止対策。実施期間：平成 30 年度～平成 39 年度。削減目標：市役所全ての施設から発生する温室効果ガス発生量を基準年度（2016 年度）比 30% 削減する。 |
| | 香取市住宅用省エネルギー設備設置補助金 | 平成 23 年度から太陽光発電システム補助から始まり、平成 25 年度から県補助要綱に合わせて、つぎの省エネルギー設備を設置する者に対し、補助金を助成している。 ・太陽光発電システム：1kW 当たり 2 万円 上限（既築）9 万円・（新築）4 万円 ・家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限 8 万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム：上限 10 万円 ・エネルギー管理システム（HEMS）：上限 1 万円 ・太陽熱利用システム：上限 5 万円（平成 27 年 8 月から） ・薪ストーブ：上限 5 万円（平成 29 年 2 月から） |
| | 太陽光発電事業 | 市自らが電気事業者となり、未利用の市有地を利用した太陽光発電事業を実施。 |
| 山 武 市 | 山武市地球温暖化防止推進委員会設置要綱 | 平成 21 年 12 月 16 日制定。山武市の事務及び事業に関する山武市地球温暖化防止実行計画の策定及び推進をするため、山武市地球温暖化防止推進委員会を設置する。 |
| | 住宅用省エネルギー設備等設置補助金 | 平成 23 年から実施。地球温暖化対策促進のため、住宅用省エネルギー設備等を設置する者に対し、補助金を交付します。・太陽光発電システム 1kW あたり 2 万円（限度額 9 万円）・定置用リチウムイオン蓄電システム（限度額 10 万円） |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|-----------|--------------------------|--|
| い す み 市 | いすみ市住宅用省エネルギー設備等設置事業補助金 | 家庭における地球温暖化対策促進のため、住宅用省エネルギー設備等を設置する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。 太陽光発電システム：上限9万円・定置用リチウムイオン蓄電システム：上限10万円 |
| | いすみ市地球温暖化対策実行計画 | 平成30年2月制定。本市の各施設等における事務・事業活動を対象に温室効果ガス排出量の削減に努める。 計画期間：平成30(2018)年度～2030年度 |
| 大 網 白 里 市 | 地球温暖化対策実行計画(事務事業編) | 平成28年7月制定。本市の施設等(市長部局及び教育部局事務の事業、出先機関等を含めた施設及び公用車)を対象に温室効果ガスの排出量の削減に努め、電気使用量や燃料使用量の削減、廃棄物の減量、リサイクルの推進等にも取り組んでいく。計画期間：平成31年度～令和12年度 |
| | 住宅用省エネルギー設備等設置費補助金 | 平成23年11月1日施行。住宅用省エネルギー設備を設置した市補助金交付基準を満たした者に対し、補助金を交付する。 ・太陽光発電システム：1kWあたり2万円(限度額9万円) ・定置用リチウムシステム：上限10万円 |
| 酒 々 井 町 | 酒々井町地球温暖化防止実行計画 | 平成29年2月制定。町の事務・事業の実施に際し、温室効果ガスの排出抑制等の地球温暖化防止に向けた取組を計画的に実行する。基準年度：平成28年度。計画年度：平成29年度～平成33年度。 |
| | 住宅用省エネルギー設備等設置補助金事業 | 平成29年4月から実施。町内の自らが居住する住宅に、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、1kWあたり3万円(既築住宅は上限15万円、新築住宅は上限6万円)を補助する。家庭用燃料電池システム(エネファーム)または、定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する者に対し、1基あたり20万円を補助する。 |
| 栄 町 | 住宅用省エネルギー設備等設置費補助金 | 地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保又はエネルギー利用の効率化及び最適化を図ることを目的とし、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し、補助金を交付する。 ・太陽光発電システム(平成23年度から実施)：1kWあたり2万円(限度額9万円) ・家庭用燃料電池システム(平成25年度から実施)：上限5万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム(平成25年度から実施)：上限10万円 ・太陽熱利用システム(平成27年度から実施)：上限5万円 |
| 神 崎 町 | 神崎町住宅用太陽光発電システム設置補助金 | 平成23年度から実施。住宅用の太陽光発電設備を設置する者に対し補助金を設置する。 1kWあたり3万円(上限12万円) |
| 多 古 町 | 多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金 | 平成23年10月1日施行。平成29年4月1日全部改正 ・太陽光発電システム：上限18万円 ・太陽熱システム：上限10万円 ・地中熱システム：上限20万円 ・家庭熱燃料電池システム：上限20万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム：20万円 |
| | 多古町地球温暖化対策実行計画 | 平成22年10月策定。多古町の事務事業の実施にあたり本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。 |
| 東 庄 町 | 東庄町地球温暖化対策実行計画 | 平成21年3月制定。本町の事務及び事業に関し、温室効果ガス等の削減に取り組み、地球温暖化対策の推進を図る。 |
| | 東庄町住宅用省エネルギー設備設置補助 | 平成26年1月から実施。地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、設置費の一部を助成している。対象設備：太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、エネルギー管理システム |
| 九 十 九 里 町 | 住宅用太陽光発電システム設置補助制度 | 平成23年10月17日制定。地球温暖化の防止及び地域の再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し設置費用の一部を助成 補助率1kWあたり3万円を乗じた額とし、10万5千円を限度とする。 |
| 芝 山 町 | 芝山町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱 | 平成23年9月20日策定。地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 |
| 横 芝 光 町 | 横芝光町住宅用省エネルギー設備等設置補助金 | 平成27年12月1日制定。地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、太陽光発電システムは、1kW当り2万円を乗じた額で、9万円が限度額(町内業者による施行の場合は1kW当り3万円を乗じた額で、13万5千円が限度額)。太陽熱利用システムについては、5万円が限度額とする。 |
| 一 宮 町 | 一宮町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱 | 平成24年4月1日 施行。地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において、一宮町補助金等交付規則及び告示に基づき補助金を交付する。補助金の額は1kW当たり3万円を乗じて得た額とし、13万5千円を限度とする。 |
| | 一宮町地球温暖化対策実行計画 | 平成22年3月制定。一宮町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の取組を実行することにより、町民・事業者の模範となり、地球温暖化防止に向けての自主的な取組を推進することを目的とする。 |
| | 一宮町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱 | 平成25年9月27日制定。地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し、補助金を交付する。 ・家庭用燃料電池システム(エネファーム)：上限5万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム：上限10万円 |
| 睦 沢 町 | 睦沢町地球温暖化防止実行計画 | 平成23年7月策定 町の事務事業の実施にあたり本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標に向け様々な取組を行い、地球温暖化対策を推進する。 |
| | 睦沢町住宅用太陽光発電設備設置費補助金 | 平成30年2月、新要綱により事業を実施し、4.5kWを上限とし1kWあたり4万円の補助を行っている。 |
| 長 生 村 | 長生村役場地球温暖化対策実行計画 | 長生村の事務及び事業に関し、職員自らが温室効果ガス排出抑制等の取組を実施し、村民・事業者の模範となり、地球温暖化防止に向けて自主的な取組を推進することを目的としている。(平成21年4月策定・平成26年4月改訂) |
| | 長生村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱 | 住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助金を交付。 1kWあたり3万円を乗じた額。上限10万5千円(平成28年9月20日制定) |
| 白 子 町 | 白子町地球温暖化対策実行計画 | 平成23年3月策定。白子町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。 |
| | 住宅用太陽光発電システム設置補助金 | 平成24年度から実施。住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、補助金を交付する。 太陽光発電システム最大出力に1kWあたり4万円を乗じた額(限度額：既設18万円、新築9万円) |
| 長 柄 町 | 長柄町地球温暖化対策実行計画 | 平成23年3月策定。長柄町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。 |
| | 住宅用太陽光発電システム設置補助金 | 平成23年度から実施。既設住宅への住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、補助金を交付する。 太陽光発電システム最大出力に1kWあたり4万円を乗じた額(限度額18万円) |
| 長 南 町 | 長南町地球温暖化対策実施計画 | 平成22年3月制定。長南町の事務事業にあたって、本計画に基づいて温室効果ガスの削減目標にむけて様々な取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としている。 |
| | 長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金 | 平成25年4月1日施行。家庭における地球温暖化対策促進を目的とし、設備設置する者に対し補助金を交付する。 ・太陽光発電システム：上限18万円 ・太陽熱利用システム：上限5万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム：上限10万円 |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|---------------------------|--|
| 大 多 喜 町 | 大多喜町住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金 | 平成 29 年 4 月 18 日施行。家庭における地球温暖化対策促進のため、住宅用省エネルギー設備等を設置する者に対し、補助金を交付する。 ・太陽光発電システム：上限 18 万円 ・ 定置用リチウムイオン蓄電システム：20 万円 |
| 御 宿 町 | 御宿町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱 | 平成 25 年 10 月 2 日施行。家庭における地球温暖化対策促進のため、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し、補助金を交付する。 ・太陽光発電システム：上限 18 万円 ・ 家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限 8 万円 ・ 定置用リチウムイオン蓄電システム：上限 10 万円 ・ 太陽熱利用システム：上限 5 万円 |
| 鯉 南 町 | 鯉南町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱 | 平成 25 年 10 月 1 日施行。地球温暖化防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し、補助金を交付する。 ・太陽光発電システム：上限 9 万円 ・ 家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限 10 万円 ・ 定置用リチウムイオン蓄電システム：上限 10 万円 |

エ 保存樹木・保全緑地等

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|-----------------------|--|
| 千 葉 市 | 保存樹木・保存樹林 | 「千葉市保存樹木等奨励金交付要綱」の規定に基づき、奨励金を交付。 保存樹木 3,000 円 / 本 保存樹林 10 円 / m ² 保存樹木 541 本 奨励金 1,536 千円 保存樹林 約 215.2ha 奨励金 20,344 千円 |
| | 市民の森 | 「千葉市市民の森設置事業実施要綱」の規定に基づき、土地所有者に奨励金を交付。 借入面積 8 か所・約 8.4 ha 奨励金 930 千円 「千葉市市民の森維持管理業務協力団体等報奨金交付要綱」の規定に基づき、報奨金を交付。 9 団体 25.1 ha 報奨金 1,200 千円 |
| | 市民緑地 | 「千葉市市民緑地設置事業実施要綱」の規定に基づき、土地所有者は、固定資産税・都市計画税が非課税、また、契約期間が 20 年以上の場合相続税が 2 割評価減となる。 19 か所 約 18.4a 維持管理団体には報奨金を交付。 21 団体 19.6 ha 報奨金 5,456 千円 |
| 市 川 市 | 緑地等保全事業 | 「市川市緑化対策事業補助金交付規則」を、「市川市緑地等保全事業補助金交付規則」に改称し、平成 26 年 4 月 1 日に施行。緑地等保全事業に協力する者に、補助金を交付する。 平成 30 年度実績：交付対象面積 38.1 ha 補助額 11,107 千円 |
| | 協定樹木管理事業 | 「市川市巨木等の保存等に係る協定に関する要綱」の規定に基づき、締結された保存樹木の 3 年に一度の剪定等（費用の 1/2、上限 3 万円）に対する協定者への補助。 平成 30 年度実績：交付対象樹木数 170 本 |
| 船 橋 市 | 指定樹木等助成制度 | 支給基準 樹林 30 円 / m ² 、樹木 5,000 円 / 本、生垣 100 円 / m ※市街化調整区域内は半額。 ※樹林については、固定資産税、都市計画税相当額を加算。 昭和 48 年 9 月 29 日制定 平成 30 年度 支給総額 21,042 千円 |
| 松 戸 市 | 松戸市緑の条例に伴う緑地保全事業 | 都市の自然環境を良好に保全するために、条例の基準に該当する樹林および樹木を指定し、助成する制度。 ・保全樹林地区：20 円 / m ² ・年 ・ 特別保全樹林地区：30 円 / m ² ・年 ・保護樹木：2,000 円 / 本・年 平成 30 年度実績：総支給額 13,782,604 円 |
| 野 田 市 | 野田市緑地保存に関する実施要綱 | 市民の森：助成金基準 90 円 / m ² 平成 29 年度実績 支給額：1,187,621 円 名木古木：助成金基準 2,000 円～5,000 円 / 本 平成 29 年度実績 指定数：17 本 支給額：57,500 円 |
| 佐 倉 市 | 佐倉市名木、古木、樹林、草地等保存選定事業 | 市内に所在する名木、古木、樹林、草地等で樹齢 100 年以上の保存価値の高いもの等で、選定基準に該当するものを選定し、所有者等に対し報償金を交付している。（昭和 50 年 7 月 1 日制定） 名木、古木 3,000 円 / 本・年、樹林・草地 3 円 / m ² ・年（最低 3,000 円～最高 30,000 円）、選定件数 100 件 平成 30 年度支給総額 466,770 円 |
| 習 志 野 市 | 保護地区等助成金 | 自然保護地区、都市環境保全地区及び保存樹木の指定を受けている所有者に対し助成金を交付。 自然保護地区：10,217 m ² （年間：5,500 円+11 円 / m ² ） 都市環境保全地区：38,102 m ² （年間：5,500 円+11 円 / m ² ） 保存樹木：11 本（年間：3,000 円 / 本） |
| 柏 市 | 柏市緑を守り育てる条例及び施行規則、要綱 | (1) 固定資産税・都市計画税の免除 (2) 指定の基準 保護地区（700 m ² 以上の山林）、保護樹木（高さ 12 m 以上、幹周り 1 m 以上） |
| 市 原 市 | 樹林保全地区等指定奨励金 | 市原市緑の保全及び推進に関する条例等に基づき、指定基準を満たす樹林や樹木に対して指定し、奨励金交付等を行う制度。 (1) 樹林保全地区：6 円 / m ² ・年 固定資産税の免除有 (2) 保護樹木：市街化区域 5,000 円 / 本・年 その他区域 3,000 円 / 本・年 (3) 平成 30 年度交付額：5,054,076 円 (4) 平成 30 年度末の指定状況：樹林保全地区 625,241 m ² （113 地区）保護樹木 361 本 |
| 流 山 市 | 保存樹木・樹林補助金 | 流山市緑化推進及び保全に関する条例に基づき、一定の要件（高さ、幹周など）を満たす樹木または樹林に対して保存樹林等の指定を行って補助する制度。 補助額：樹木 3,500 円 / 本、樹林 15 円 / m ² （対象面積 500 m ² 以上） 平成 30 年度末状況 保存樹木：111 本、保存樹林：49,568.78 m ² |
| 八 千 代 市 | 環境保全林保存樹木 | ・市街化区域内の樹林、寺社の樹林 500 m ² 以上を有するもの。8 箇所 28,041 m ² 指定（平成 31 年 3 月 31 日） ・保全林以外の樹林で幹周り 1.2 m 以上高さ 10 m 以上であり、樹容美観に優れていること。37 箇所 77 本 指定（平成 31 年 3 月 31 日） ・緑化推進事業助成金（保全林 30 円 / m ² 、保存樹木 3,000 円 / 本） 支給総額 1,072,230 円（平成 30 年度実績） |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|--------------------------------|---|
| 我 孫 子 市 | 保存緑地・保存樹木の指定 | 我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく指定制度。(助成金+固都税額) 保存緑地助成金 15 円 / m ² 総面積 226,159.69 m ² 保存樹木助成金 1,500 円 / 本 総本数 198 本 (平成 30 年度末現在) |
| | 手賀沼沿い斜面林保全指定 | 我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例に基づく指定制度。(助成金 + 固都税額) 保全特別樹林 市街化区域 60 円 / m ² 調整区域 40 円 / m ² 合計 29,346 m ² 保全樹林 市街化・調整区域 30 円 / m ² 11,043 m ² 保全屋敷林 市街地・調整区域 30 円 / m ² 758 m ² 手賀沼沿い保全樹木 5,000 円 / 本 23 本 (平成 30 年度末現在) |
| 鎌 ヶ 谷 市 | 保全林助成金 保存樹木助成金 ふれあいの森助成金 | ・保全林助成金：面積×30円(年額) 指定箇所：12箇所(38,739 m ²) 総支給額：1,164,334円 ・保存樹木助成金：1本あたり1,500円(年額) 指定本数：12本 総支給額：18,000円 ・ふれあいの森助成金：面積×30円+都市計画税+固定資産税(年額) 指定箇所：10箇所(50,107 m ²) 総支給額：2,662,415円 (平成 31 年 3 月 31 日) |
| 君 津 市 | 自然保護地区及び保存樹木等指定事業 | 自然環境を保護する観点から自然保護地区の指定(1,000 m ² 以上)や自然環境の確保及び美観風致を維持するため保存樹木の指定を行っている。 ・自然保護地区 補助率：1,000 m ² につき 3,000 円、対象地区総面積：26,219 m ² 、支給総額：78,640 円 ・自然保存樹木 補助率：1本につき 1,000 円(年額)、対象本数：23本、支給総額：23,000 円 |
| 浦 安 市 | 保存樹木指定事業助成金 | 規則制定 昭和 55 年 2 月 14 日。保存樹木を制定し、樹木の保全と管理に要する経費を助成金として交付する。 規則改定 平成 25 年 4 月 1 日。指定基準、補助額の改定。補助 5 千円 / 本・年(特例時 1 万円 / 本・年) 現在 28 団体(神社寺管理団地・個人) 平成 30 年度末 596 本、28 団体、総額 3,395,000 円 |
| | 浦安市いけがき設置奨励事業補助金 交付要綱 | 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者で、いけがきを設置する者に対して、それに要する経費を補助する。 いけがき設置補助：1mあたり8,000円 上限 160,000 円 いけがき設置に伴うブロック塀の撤去補助(接道部)：1mあたり10,000円 上限 100,000 円 平成 29 年度末実績 補助件数：68 件、補助金総額：5,149,000 円 |
| 四 街 道 市 | 四街道市樹木・樹林等保存選定事業 | 要綱に基づき、保存樹木及び樹林を選定している。 選定箇所：樹木 39 本、樹林 8 箇所(平成 30 年度) |
| 袖 ヶ 浦 市 | 袖ヶ浦市保存樹木等助成金交付要綱 | 条例に基づき指定した保存樹木等の保全をするために要する経費の一部を助成金として交付している。 助成額：樹木 1,000 円 / 本・年、樹林 3 円 / m ² ・年 |
| 白 井 市 | 白井市緑地保全事業 | 生活環境に必要と認められる良好な緑地を保存するため、保全緑地として指定を受けている所有者に対し、固定資産税・都市計画税相当額を負担する。特別保全緑地 総面積 47,895 m ² |
| | 文化財保存・周知事業 | 市指定文化財(天然記念物)として樹木を指定しており、所有者に対し報償金を交付。 樹木指定件数 2 件 10,000 円 / 件(年額) |

オ 自然環境保全のための協定制度

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|--------------------------------|--|
| 千 葉 市 | 工場等緑化協定 | 敷地面積 500 m ² 以上を有する工場等の事業者と協議のうえ、緑化協定を締結する。 協定締結数：866 箇所 敷地面積：約 1,608ha 緑化計画面積：約 242.9ha |
| | 緑地協定 | 緑化による住みよいまちづくりのために、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を推進する。 協定締結実績 175 地区 約 609.1ha |
| | 市民緑地の維持管理に関する協定 | 市民が身近な自然とふれあえる場を創出するため、平成 18 年 8 月 1 日に制定した「千葉市市民緑地設置事業実施要綱」に基づき、地権者、活動団体、千葉市の三者にて市民緑地の維持管理に関する協定を締結する。 市民緑地 19 箇所 20.3ha 協定締結団体 21 団体 |
| | 谷津田保全協定及び谷津田保全活動協定 | 千葉市の原風景であり、多様な生態系を有する谷津田の自然を保全するため、平成 15 年 7 月「谷津田の自然の保全施策指針」を策定した。また、「谷津田の自然の保全に関する要綱」を制定し、地権者との保全協定締結や保全区域の指定を進めるとともに、保全活動を積極的に進める団体と保全活動協定を締結した。 谷津田等の保全区域 24 地区 保全協定締結面積 59.3ha、保全活動協定締結団体 4 団体(平成 31 年 3 月末現在) |
| 市 川 市 | 都市緑地法による緑地協定 | 市街地の良好な環境を確保するため、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を推進する。 市内 9 箇所 5.5ha |
| 船 橋 市 | 保存樹木及び緑地保全・創出協定 | 敷地面積 500 平方メートル以上の開発行為及びその他の事業をしようとするものは市と緑地の協定を結び、緑化及び保全に努める。平成 30 年度 協定件数 79 件 計画緑地面積 26,323 m ² |
| 野 田 市 | 野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例 | 平成 19 年 4 月 1 日制定。貴重な野生動植物の生息地又は生育地としての樹林地を保全するとともに、自然に恵まれた都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保を図ることを目的とする(保全樹林地の指定をした樹林地のうち保全協定をしたものに限って助成金 15 円 / m ² + 固定資産税相当額を交付する)。指定面積：70,884 m ² |
| 成 田 市 | 緑化協定 | 「成田市緑化推進指導要綱」により、事業区域が 0.3ha 以上の場合、事前協議を行って緑化協定を締結。 ※事業区域が 1ha 以上(但し、住宅用地の場合は 10ha 以上)の場合は、上記要綱と「千葉県自然環境保全条例に基づく緑化協定実施要綱」に基づき、県・市・事業者の三者で緑化協定を締結。 ・反対給付の有無：無 ・二者協定実績(平成 30 年度)：13 件 緑化面積 10,632.56 m ² ・三者協定実績(平成 30 年度)：2 件 緑化面積 21,460.77 m ² |
| 佐 倉 市 | 緑化協定 | 佐倉市緑化要綱に基づく緑化協定の締結を義務付けている。3,000 m ² 以上の工場等については用途地域により敷地面積の 10%～20%の緑地の確保を、10,000 m ² 以上の住宅用地については 10%以上の緑化を義務付けている。 |
| 習 志 野 市 | 緑化協定 | 「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」により、敷地面積が 1,000 m ² 以上の工場については、敷地面積の 20%以上の緑地の確保を義務づけており、事業者に対し協定の締結を指導し、緑化に協力を求めている。 |
| 柏 市 | 緑地保存協定 | 敷地面積 500 m ² 以上の開発行為等を行った場合、事業者と緑地保存協定を締結している。 平成 30 年度実績：56 件 175,110.63 m ² (敷地面積) 30,552.1 m ² (緑化面積) |
| | 柏市みどりの広場要領 | (1) 緑の保護地区のうち、良好な樹林地を緑の広場として保全 (2) 所有者と土地使用賃貸契約を締結(5年以上) (3) 事業実績面積(平成 30 年度末)：29,535.5 m ² (9 箇所) |
| | 谷津田の保全に関する協定 | 谷津田の自然環境及び景観、生態系等の保全に協力いただける土地所有者の方と保全協定を締結。 平成 30 年度実績：236 件 367,024 m ² |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|-------------------------|--|
| 市 原 市 | ゴルフ場に関する環境保全協定 | 協定中に自然環境の保全に関する条項を設け、ゴルフ場に対し自然環境に関する調査を義務づけ、ゴルフ場内の貴重種、希少動植物の保護対策を図っている。 |
| | 緑化協定 | 「市原市緑の保全および推進に関する条例」に基づき、3,000㎡以上の敷地を有する工場及び事業場等の所有者と緑化協定を締結している。 反対給付：無 平成30年度末協定面積1,357ha |
| 流 山 市 | 文学の散歩道整備事業における斜面樹林の保全協定 | 「水と緑の文化の創生事業」として江戸川・利根運河を中心とした水辺空間、文学の散歩道ルートの設定を行い、併せて新川耕地沿いの実測約5kmにわたる斜面樹林の保全を図りながら整備計画したもの。面積約7ha |
| | 斜面樹林の保全協定 | 前ヶ崎地先、富士川沿いの東側に約2kmにわたって連続する斜面樹林は、地域の生活に根づいて、ふるさと流山の景観を今に伝え、市内でも有数の良好な緑の景観を誇っている。この先、長期にわたり斜面樹林の姿をとどめられるようその保全を図る。面積約1.7ha |
| 八 千 代 市 | 緑化協定 | 敷地面積500㎡以上の工場や建築物又は開発行為をしようとする事業者は、市と緑化協定を結びそれぞれ緑化に努める。協定面積 170,596㎡ (平成30年度実績) |
| 君 津 市 | 緑化協定 | 公害や災害の防止、その他、生活環境を維持するために土地所有者等と緑化に関する協定を締結。実績面積：1,517,722.13㎡ |
| 富 津 市 | 緑化協定 | 敷地面積500㎡以上の開発行為及びその他の事業をしようとするものは、「環境の保全に関する協定等の締結に関する指導要綱」に基づき市と緑化協定を締結し、緑化及びその保全に努める。 |
| 浦 安 市 | 緑化協定 | 浦安市宅地開発事業等に関する条例により、一定規模以上または特定の地区において緑地を保全する緑化協定を締結している。 |
| | 緑地協定 | 緑地や街の景観など良好な住環境を保全するため、都市緑地法に基づき、緑地の保全または緑化に関する協定を締結している。 |
| 袖 ヶ 浦 市 | 緑地保存協定 | 3,000㎡以上の土地を造成する者や工場等設置者と緑地確保基準による緑地の保全に関する協定を締結している。平成31年3月末現在：実績187ha (三者協定：70事業所 二者協定：119事業所) |

カ 自然環境保全のための基金

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|---------------------|---|
| 千 葉 市 | 緑と水辺の基金 | 緑と水辺の都市づくりに生かすために昭和59年4月1日に設置。公園整備や公園施設の管理運営、緑化推進事業、緑化意識普及事業等に充当している。平成30年度末積立金額：2,977,182千円。 |
| 市 川 市 | (公財) 市川市花と緑のまちづくり財団 | 平成25年4月1日公益財団法人へ移行。広く市民等と協働し、緑地の保全及び取得と、花と緑によるまちづくりを推進する。 |
| 木 更 津 市 | 木更津市盤洲干潟保全基金 | 平成4年9月設立。盤洲干潟保全及びその活動を図る。 |
| 松 戸 市 | (公財) 松戸みどり花の基金 | 平成2年3月27日設立。平成24年11月1日公益財団法人へ移行登記。「緑と花のフェスティバル」の開催等、都市緑化に対する市民意識の普及・向上事業などを実施。基本財産4億7,000万円 |
| 野 田 市 | 野田市みどりのふるさと基金 | みどりのふるさと野田を実現するために必要な事業 |
| 佐 倉 市 | (公財) 佐倉緑の基金 | 市民等の自発的、積極的な参加と協力を得て、自然保護及び緑化推進を図る。昭和59年3月設立。 ※平成24年4月1日に財団法人佐倉緑の銀行から移行。 |
| 東 金 市 | みどりのふるさと基金 | 公園施設の維持管理、公園整備区域内の緑地の保全、その他良好な自然環境を形成すると認められる一帯の緑地の保全。213,379千円 (平成29年度決算) |
| 習 志 野 市 | 習志野市緑のふるさと基金 | 平成5年4月1日制定。緑豊かな街づくりの推進を図るための緑化普及啓発事業。 |
| 柏 市 | (一財) 柏市みどりの基金 | ・目標額20億円 ・基本財産5億円 (平成7年4月3日設立) |
| 市 原 市 | 緑化基金 | 緑化の推進と緑地の拡大を図るため、市原市緑化基金条例に基づき、S51年に設置 (目標額35億円)。平成30年度末基金残高641,147千円 ・平成30年度に実施した緑化事業への繰入金額24,970千円 |
| 流 山 市 | 流山市ふるさと緑の基金 | 公園及び緑地の用地取得。公園及び緑地の整備又は管理運営。平成30年度末積立金額：506,866,032円 |
| 我 孫 子 市 | 我孫子市緑の基金 | 設立昭和60年4月、我孫子市緑の基金条例に基づく積立金。平成30年度末現在93,200千円 公園用地確保、緑地保全事業に必要な経費に充てている。 |
| 鴨 川 市 | 鴨川市環境保全基金 | 平成17年2月11日条例制定。基金として積み立てる金額は、積み立てる年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とし、基金は、環境保全事業の費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。 |
| 鎌 ヶ 谷 市 | 鎌ヶ谷市みどりの基金 | 鎌ヶ谷市みどりの基金条例に基づく積立：昭和60年4月条例制定 公園の整備、緑化推進等緑の保全をする事業に充当している。 |
| 浦 安 市 | 浦安市みどりの基金 | 平成22年3月31日制定 みどり豊かなまちづくりを推進することにより、みどりと暮らしが調和する豊かな生活空間を整備するため、浦安市みどりの基金を設置している。 3,273,656円 (平成30年度決算) |
| 神 崎 町 | 自然と人とふれあいの緑基金 | 緑化と自然保護を推進し、自然と人のふれあいを通して、潤いのある人間味あふれる豊かなまちづくりを推進する。緑化啓発、各種植栽、花いっぱい運動、オニバス育成保護、プランター設置 他 |
| 一 宮 町 | 大塚実海と緑の基金 | 平成24年3月7日条例制定。一宮町の大地と海を繋ぐ海岸線の自然の保護と再生活動に充当。 |

キ 野生動植物の保護・育成等

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|----------------|--|
| 千 葉 市 | 市の鳥コアジサシの保護 | 市の鳥コアジサシの保護のため、生息実態調査や検見川の浜における営巣地の保護対策を実施した。 |
| | 大草谷津田いきものの里の整備 | ふるさとの原風景であり、多様な動植物が生息・生育している谷津田の自然を保全し、市民が自然とふれあい、学ぶ場を提供するため、平成17年度に入口広場や自然再生ゾーンなどを整備し、平成18年5月に供用開始した。対象区域面積約44ha |
| | 貴重な動植物の保護 | 千葉市の保護上重要な野生生物 (レッドリスト) を平成16年5月作成し、環境アセスメントや自然保護意識の高揚に活用している。また、在来生物の生息・生育環境を保全するため、特定外来生物 (アライグマ、カミツキガメ) や有害鳥獣対策 (ハクビシン) 等に関する対策を実施している。 |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|--------------------------------|--|
| 市 川 市 | 生物多様性いちかわ戦略 | 生物多様性基本法第13条の規定に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用を地域から推進していくとともに、自然を軸とした様々な「つながり」の形成を図る。 上記に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、関係部署と連携していくとともに、施策の成果を検証するため生物多様性モニタリングを進めている。 |
| | イノカシラフラスコモ保護保全事業 | じゅん菜池緑地には、環境省の絶滅危惧種1類に指定された車軸藻の一種である「イノカシラフラスコモ」が自生している。そこで、専門家を交えた検討委員会で作られた知見に基づき、保護保全に取り組んでいる。 |
| | 行徳近郊緑地観察路の管理 | 行徳近郊緑地の一部に市民が自然に親しむ観察路・観察壁などを整備し、土曜・日曜・祝日に開放している。 |
| 船 橋 市 | 生物多様性ふなばし戦略 | 平成29年3月策定。生物多様性基本法第13条に基づく、生物多様性地域戦略。長期目標年である令和32年度の将来像を「台地から海へ 水・緑・生命（いのち）と共に暮らす都市（まち）」とし、台地から海に至る多様な自然環境の中で、人と生き物が共生している船橋を目指す。 |
| 松 戸 市 | 地域環境調査業務 | 平成17年度から実施。市民ボランティアの調査員により、市内の野鳥を調査してもらい、(公財)日本鳥類保護連盟が作成した基準により、「環境度」として評価する。平成30年度 5段階評価のC |
| 野 田 市 | コウノトリ保護増殖事業 | コウノトリの分散飼育による保護・増殖に取り組む。 コウノトリと共生する地域づくり事業。平成24年12月に多摩動物公園から2羽のコウノトリを譲り受け、飼育を開始し、平成25年から平成30年まで、6年連続繁殖に成功。平成27年7月には関東初のコウノトリの試験放鳥を実施した。 |
| | 野田市野生動物の保護に関する条例 | 平成27年7月1日制定。野田市における生物の多様性のシンボルであるコウノトリに代表される野生動物が生息し、又は生育できる良好な自然環境の保護及び再生に関する市及び市民等の責務等を定めることにより、市内の野生動物の保護を図り、もって自然環境の保護及び再生の取組を推進し、豊かな自然環境を将来の子どもたちに継承することを目的とする（良好環境の保護及び再生のために努めるべき、市の責務、市民等の責務、さらに野生動物の捕獲や採取、撮影等の行為に関する遵守事項を規定する）。 |
| 佐 倉 市 | ピオトープ創出事業 | 佐倉城址公園内にピオトープ（生物観察水路）を整備。（平成10年度～） 印旛沼の水質浄化を推進する一環として、上手線川の植生浄化施設を管理。（平成16年度～） 直弥公園谷津田生態系保全区域に、木道や案内板などの水辺施設を設置。（平成16年度～） |
| | ちばリサーチパーク保全ゾーン維持管理事業 | 平成12年度から佐倉市に移管された保全ゾーン内のホテル水路等の維持管理を実施。 |
| | カタクリ植生地の保護 | カタクリ植生地の保護及び管理。（面積3,272㎡） |
| 習 志 野 市 | 佐倉市谷津環境保全指針 | 平成18年3月策定。市内に残された谷津を多様な生態系と豊かな自然を有する環境資源と位置づけ、これを保全し活用しつつ、将来に継承していくための指針を示したものの。 |
| | 谷津干潟自然観察センターの運営管理 | 谷津干潟及びそこに飛来する野鳥を通して、自然の大切さに気づいてもらうため、来館者への解説や各種の行事を行っている。 |
| 柏 市 | 湿地交流 | 国境を越えて渡るシギ、チドリ類の保護と湿地の保全に向けた情報交換や啓発事業を協力して行うとともに、湿地保全に関わる人々の交流を支援することを目的に、オーストラリアのブリスベン市と湿地提携を平成10年2月25日に調印。 |
| | 柏市生きもの多様性プラン | 平成23年3月に、柏市の生きもの多様性の保全や回復、再生を目指し市民、事業者、行政が一体となって取り組むための計画を策定。 |
| 市 原 市 | 野生動物保護地区指定奨励金 | 市原市緑の保全及び推進に関する条例等に基づき、学術上、貴重な動物の生息地を保護地区に指定し奨励金交付等を行う制度。 (1) 野生動物保護地区：6円/㎡・年 固定資産税の免除有 (2) 平成30年度交付額：12,396円 (3) 平成30年度末の指定状況：樹林保全地区2,066㎡（1地区） |
| | 生物多様性いちはら戦略 | 私たちの命と暮らしの基盤である生物多様性を保全・再生し、未来の子どもたちに、より一層豊かな自然の恵みを引き継ぐために、平成29年3月に策定。 |
| 流 山 市 | 生物多様性ながれやま戦略 | 平成22年3月策定。戦略に基づく施策・取組を推進。生物多様性の啓発イベントの開催、モニタリング調査を実施。 |
| 八 千 代 市 | ほたるの里づくり | 多様な生物の環境づくりや自然環境を大切にする学びの場として、「ほたるの里づくり実行委員会」を中心に、市民・事業者・行政が協働でほたるの里の活用を行っている。 |
| | 八千代市谷津・里山保全計画 | 平成23年3月策定。八千代市に残る貴重な自然環境である谷津・里山を将来にわたり、保全・再生・活用していくために、施策を展開していく。 |
| 富 津 市 | 天然記念物「高岩山のサル生息地」のサルによる被害防止管理事業 | 富津市と君津市が委託して実施している事業。天然記念物指定区域周辺のニホンザルによる農作物被害を防止して、人と自然の調和のとれた社会を実現することを目的とし、被害防止・生態調査・個体数管理・生息環境調査などを行っている。 |
| 四 街 道 市 | ホテル自生地の保護（自然観察地整備事業） | 自然観察地整備事業の一環として、ホテル自生地の自然観察、保護を目的とした休耕田の利用。 |
| い す み 市 | 源氏ぼたるの保護 | いすみ市ゲンジボタルの保護に関する条例により、保護するとともに地域住民の協力のもと河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ぼたるが発生している。更に「源氏ぼたるの観賞のタベ」等のイベント実施により、環境保全の啓発に努めている。 |
| | いすみ生物多様性戦略 | 豊かな生物多様性を保全・回復させ、環境と経済をつなぐ里山里海再生により、みんな元気に幸せに、いすみの自然と文化を誇りとしてくらす持続可能な社会を目指します。平成27年2月策定 |
| | ウミガメ保護監視事業 | いすみ市の砂浜において、5月から10月までの間、市民からの連絡をうけて産卵の確認、卵の移設を行っている。平成19年3月ウミガメ保護条例制定 |
| | ミヤコタナゴ保護増殖事業 | ミヤコタナゴ保護増殖施設を設置し、人工授精などを行っているほか、定点観察を実施、自然環境の中での生息状況の把握に努めている。 |
| 横 芝 光 町 | コアジサシ・ハマヒルガオ・アカウミガメの繁殖地保護 | 防護柵を設置し、繁殖地への車両等の進入を禁止。 |
| 御 宿 町 | ミヤコタナゴ保護増殖事業 | 生息環境の整備及び監視。 |

ク 河川（湖沼）浄化事業

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|-------------|--|
| 千 葉 市 | 合併処理浄化槽設置事業 | 河川等公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。（昭和62年10月1日施行、平成22年4月1日から単独浄化槽または汲取り便槽からの転換のみを補助対象とした。） |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|------------------------|---|
| 銚 子 市 | 合併処理浄化槽設置促進事業 | 単独処理浄化槽または汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換する者に対し補助金を交付することにより、合併処理浄化槽の整備促進を図り、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的とする。 |
| | 中小河川等水質調査 | 市内の中小河川等の水質調査を実施し、水質汚濁の現状を把握する。 |
| 市 川 市 | 市川市環境活動推進員（エコライフ推進員）制度 | 市から委嘱された30人の環境活動推進員（エコライフ推進員）が、自ら生活排水対策を実践するとともに、真間川流域をはじめ下水道未整備区域を中心に啓発活動を行っている。 |
| | 都市排水路（春木川流域）浄化施設整備 | 河川に流れ込む生活排水を浄化するため、平成3年度～平成5年度に春木川に流入する水路3箇所に都市排水路浄化施設（市川市浄化施設1～3号機）を設置した。 |
| 船 橋 市 | 合併処理浄化槽設置補助金交付事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進を図るため、合併処理浄化槽の設置に対して補助を行う。（昭和63年4月1日施行。平成24年4月1日から単独浄化槽、くみ取り便所からの転換設置に限定） |
| 館 山 市 | 浄化槽普及事業 | 公共用水域の水質保全のため、合併浄化槽への切り換えに対し、一部補助を行った。 |
| | 河川水質調査 | 市内の主要河川において、水質調査を実施し、汚染の有無等の確認を行った。 |
| 木 更 津 市 | 合併処理浄化槽設置促進事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| 松 戸 市 | 浄化施設維持管理業務 | 坂川水系に設置した河川浄化施設の維持管理を行う。水質改善により、順次施設停止予定（施設数8箇所→5箇所停止、稼働3箇所） 河川名（場所）：坂川1箇所、新坂川2箇所 浄化の方法等：曝気付プラスチック接触酸化法、曝気付球状碎石接触酸化法、曝気式膜間接触酸化法 |
| 野 田 市 | 合併浄化槽設置整備事業費補助金 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、単独浄化槽または汲み取り便所から合併処理浄化槽に設置替えをする者に補助金を交付する。また放流先がない場合の処理装置を併せて設置する者には上乗せ補助を実施。 |
| | 生活排水処理施設 | 木間ヶ瀬新宿地区からの生活排水を浄化し、水質汚濁防止を図る。 |
| 茂 原 市 | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| 成 田 市 | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。また、印旛沼の水質改善のため印旛沼流域を対象として、高度処理型合併処理浄化槽設置の推進を図る。さらに、合併処理浄化槽の設置に伴い放流先のない場合の処理装置の設置費用や、ポンプ装置工事費用に対する補助制度を設け、合併処理浄化槽の設置促進を図る。 |
| | 合併処理浄化槽維持管理費補助事業 | 合併処理浄化槽を設置している者に対して維持管理費補助金を交付することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。対象人数5～50人槽 |
| | 集中処理浄化槽修繕工事補助事業 | 住宅団地に設置されている集中処理浄化槽の修繕工事を行う地域団体に対し修繕費用の補助を実施することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| 佐 倉 市 | 合併処理浄化槽維持管理費補助金 | 浄化槽の適正な管理の推進を図り、もって公共用水域等の水質保全を図ることを目的とし、合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う者に補助金を交付し、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| 東 金 市 | 浄化槽設置整備事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| | 浄化槽維持管理促進事業 | 生活排水による河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う者に補助金を交付し、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| 旭 市 | 合併処理浄化槽設置事業 | 公共用水域の水質汚濁の防止を目的とし、合併処理浄化槽設置者や単独処理浄化槽及び汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換者への補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| | 生活排水処理施設（飯岡地区） | 飯岡海岸地区からの生活排水の処理施設を維持管理し水質汚濁防止を図る。 |
| 柏 市 | 合併処理浄化槽設置奨励補助金交付事業 | 公共用水域への家庭雑排水による水質汚濁を防止するため、単独浄化槽及びくみ取り便所を廃止して合併浄化槽を設置する工事費の一部を補助する。手賀沼流域・利根川流域・江戸川流域 |
| 勝 浦 市 | 合併処理浄化槽設置促進事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助金を交付する。 |
| | 河川水質調査 | 市内河川12箇所を年2回、浜勝浦川を年6回、水質調査を実施。 |
| 市 原 市 | 合併処理浄化槽設置事業 | 生活排水による河川の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、その設置促進を図る。水道水源地である高滝ダム流入地域については、他の地域より高い補助金を交付。単独処理浄化槽・くみ取り便所から合併処理浄化槽に転換する場合は、転換上乗せ補助を実施。 |
| 流 山 市 | 合併処理浄化槽設置事業 | 生活排水による江戸川及び手賀沼の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、その設置促進を図る。 |
| | 水質浄化施設維持管理事業 | 生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、都市下水路に浄化施設を設置し水質の浄化を図る。 |
| 八 千 代 市 | 高度処理型浄化槽設置整備事業 | 生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、高度処理型浄化槽設置者に補助金を交付し、設置促進を図る。さらに、単独処理浄化槽及び汲み取り便所から転換する場合には上乗せして補助する。 |
| 我 孫 子 市 | 移設式沈殿槽 | 手賀沼に流入する排水路のうち1排水路（根戸幹線）の流末に沈殿槽を設置し、ごみや浮遊物を回収する。 |
| | 高度処理型浄化槽設置整備事業 | 平成16年度から実施。生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽を設置するものに対し、補助金を交付する。転換については上乗せ補助を実施する。 |
| | 手賀沼及び主要排水路水質・底質調査 | 手賀沼及び古利根沼に流入している主要な8箇所について、水質（年6回）及び底質（年1回）の現状を把握し、公共用水の水質汚濁防止を図る。また、年に1回手賀沼内の水質及び底質の測定を実施し、異常の有無について確認を行っている。 |
| | 手賀沼公園地先水質調査 | 年間を通じて多くの人々が訪れる手賀沼公園地点にて、水質調査を毎月3回実施し異常の有無について確認するとともに、掲示板等で市民に知らせ、水質浄化の啓発を図る。 |
| | 中峠排水路浄化施設維持管理 | 中峠排水路からの排水による古利根沼の水質汚濁を防止するため、四万十方式の浄化施設を平成9年より設置しており、その維持管理及び効果確認のための水質調査を実施。 |
| 鴨 川 市 | EM菌放流、配布 | 市内の河川や排水路の浄化を目的に、定期的に放流及び各家庭に配布放流を行い、水質浄化効果と意識の高揚を図る。 |
| | 河川、排水路水質調査 | 市内河川、排水路等の水質調査を実施。 |
| | 鴨川市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金 | 生活排水を原因とする河川等の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置の補助制度により水質浄化を図る。（平成28年4月から単独処理浄化槽またはくみ取り便所からの合併処理浄化槽への転換設置のみに補助限定） |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|-----------|--------------------|---|
| 鎌 ヶ 谷 市 | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、住宅の既存単独処理浄化槽又は汲み取り便所を高度処理型合併処理浄化槽に設置換えるものに補助金を交付する。 |
| | 家庭雑排水共同処理施設事業 | 大津川に流入する家庭雑排水の浄化のための処理施設の設置。(浄化方法：回転版方式) |
| 君 津 市 | 合併処理浄化槽設置促進事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置を促進するため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| | 河川水質調査 | 小糸川、小櫃川、御腹川、亀山湖において月1回水質調査を実施。 |
| 富 津 市 | 浄化槽転換事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、単独処理浄化槽またはくみ取り便所から合併処理浄化槽への転換を促進するため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| 浦 安 市 | 河川等水質測定 | 猫実川、堀江川、境川及び見明川における水質測定を定期的に行っている。この他、東京湾環境一斉調査に合わせて浦安三番瀬の水質測定も実施している。 |
| 四 街 道 市 | 合併処理浄化槽普及促進事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| | 河川水質調査 | 市内4河川における水質調査を定期的に行っている。 |
| 袖 ヶ 浦 市 | 合併処理浄化槽設置補助事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| 八 街 市 | 河川水質調査 | 昭和58年度から鹿島川流域で7地点、高崎川流域で6地点において年2回水質調査を実施。 |
| | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| 印 西 市 | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 公共用水域の家庭雑排水による水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| | 河川水質調査 | 市内の河川9地点において年4回水質調査を行っている。 |
| 白 井 市 | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け公共用水域の水質浄化を図る。 |
| | 河川水質調査 | 市内の河川等5地点において年4回水質調査を実施。(二重川・下手賀沼・神崎川・金山落) |
| 富 里 市 | 小型合併処理浄化槽設置整備事業 | 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため小型合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し設置促進を図る。さらに単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換を行なった場合、上乗せ補助を実施。 |
| | 合併浄化槽修繕工事補助事業 | 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため地域団体が行う合併処理浄化槽の修繕工事に補助金を交付する。 |
| | 家庭雑排水共同処理施設 | 高崎川と根木名川の水質浄化を行うため市内5箇所に家庭雑排水共同処理施設を設けている。 |
| | 河川水質検査 | 市内の河川(根木名川、高崎川、木戸川、江川)の9箇所を年2回水質検査。 |
| 南 房 総 市 | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| | 家庭雑排水共同処理施設 | 家庭雑排水共同処理施設：富浦地区、岡本川、処理方法はバイオモジュール方式。白浜地区、白浜共同処理施設、処理方法は接触酸化方式。 |
| | EM菌放流・配布 | 白浜地区及び富山地区の河川や排水路にEM菌活性液を定期的に行放流及び配布し水質浄化を図る。 |
| 匝 瑛 市 | 河川等水質検査 | 市内河川及び海域の水質検査(66地点)。 |
| | 合併処理浄化槽設置整備促進事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| | 水質浄化対策事業 | 大利用水西幹線未流部に流れこむ都市水路の処理水質基準値をBOD 20mg/lと定め、水路の水質浄化を図る。 |
| 香 取 市 | EMによる水質浄化作業 | 市域中心部を流れる大利用水路へのEM活性液の放流及び同水路周辺の家庭、事業所等への配布を行い、水質浄化を図る。 |
| | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| 山 武 市 | 都市排水路浄化施設の設置 | 黒部川に流入する都市排水路4箇所にバイオモジュールシステム等の浄化施設を設置、計画処理推量500m ³ /日、BOD除去率60%以上。稼働休止中。 |
| | 河川水質検査事業 | 市内12箇所の河川水質検査を行なう。(作田川、境川、木戸川) |
| い す み 市 | 浄化槽等設置補助事業 | 浄化槽設置者の負担軽減と普及を図るため、補助金を交付する。 |
| | 家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| | 家庭雑排水共同処理施設 | 準用河川ビチャ川に設置し、河川の浄化を図っている。(S60年に設置) |
| 大 網 白 里 市 | 河川水質調査 | 市内河川の水質調査(23箇所・年2回)、工場排水水質調査。(3箇所・年2回) |
| | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助対象区域において補助金制度(単独・汲み取りからの転換)を設けている。 |
| 酒 々 井 町 | 町内河川水質検査 | 印旛沼に流入する河川(高崎川・江川・中川)及び印旛沼中央排水路の水質調査を実施。 |
| | 生活排水対策浄化槽推進事業 | 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道未整備地域で高度処理型合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付。 |
| 栄 町 | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| 神 崎 町 | 合併処理浄化槽設置促進事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| 多 古 町 | 多古町合併浄化槽設置整備事業 | 生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の整備促進を図るため補助金を交付する。 平成15年3月26日告示第30号 |
| 東 庄 町 | 合併処理浄化槽施設設備事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| | 河川水質検査 | 黒部川・桁沼川の水質検査を年4回実施。 |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|-----------|-----------------------|--|
| 九 十 九 里 町 | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| 芝 山 町 | 河川水質調査 | 町内の河川（木戸川、高谷川）の8箇所を年2回の水質検査。 |
| | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 生活排水による河川等の公共用水域における水質汚濁防止を図るための補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| 横 芝 光 町 | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度（単独等からの転換）を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| 一 宮 町 | 一宮町小型合併処理浄化槽等設置事業 | 生活排水による公共用水域の水質汚濁防止に資することを目的に、小型合併処理浄化槽の設置を行う者に対し、補助金を交付する。 |
| 睦 沢 町 | 特定地域合併処理浄化槽整備事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的として、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、町が事業主体となり設置及びその後の維持管理を行う。 |
| | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的として、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、特定地域合併処理浄化槽整備事業に該当しない箇所を対象に、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| | 水質汚濁防止 | 河川・堰8地点、水路4地点、河川底質1地点の水質調査を実施。 |
| 長 生 村 | 合併処理浄化槽設置事業 | 生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助金を交付する。（平成2年4月1日制定） |
| | 河川、排水路の水質検査 | 内容谷川、幸治川、排水路の水質検査を実施している。 |
| | 生活排水処理施設 | 七井土地区、金田地区、岩沼地区からの生活雑排水を浄化し水質汚濁防止を図る。 |
| 白 子 町 | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽設置者に対し補助金を交付。 |
| | コミュニティ・プラント施設整備事業 | 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、コミュニティ・プラント施設を整備。 |
| | 町内河川等水質検査 | 町内河川等23箇所の水質検査を実施。 |
| 長 柄 町 | 長柄町設置型浄化槽整備及び管理に関する条例 | 町が事業主体となり合併処理浄化槽を設置し、その後における維持管理を行う。平成15年12月5日 |
| | 河川水質検査 | 町内の河川9箇所の水質検査を行う。 |
| 長 南 町 | 川をきれいにする運動 | 水と緑に囲まれた美しい景観と豊かな自然及び伝統ある郷土を守り、美しいふるさとづくりに努める。 |
| | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 農業集落排水事業区域を除き小型合併処理浄化槽の設置について補助金を交付している。単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助している。 |
| 大 多 喜 町 | 合併浄化槽設置整備事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| 御 宿 町 | 生活排水処理 | 堺川生活排水処理施設（接触ぼっ気方式） |
| | 清水川等浄化対策推進会議設置要綱 | 生活雑排水等により汚染されつつある清水川の水質を浄化し、水をとりまく環境を改善することにより、きれいでうろおいのある生活環境を創造する。平成3年3月30日制定 |
| | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |
| 鋸 南 町 | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 平成6年6月1日 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |

ケ 水辺環境保全・親水等の事業

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|----------------------|--|
| 千 葉 市 | 坂月川ピオトープの整備 | 水辺環境を保全・回復し、市民が水辺に親しみ、ふれあう場を提供するため、平成16年度に坂月川上流の休耕田を活用したピオトープを整備した。平成17年度からボランティア団体が主体となる管理運営のもと、供用を開始した。 |
| | 水環境保全推進員（通称：水辺サポーター） | 流域住民の中からその区域の核となる浄化推進員を選定し、市と市民が連携し河川の水質調査や清掃作業などの河川浄化活動を推進している。（4河川1海域に17名を配置） |
| | 地下水浄化事業推進基金事業 | 汚染地下水の浄化対策として、平成11年4月、事業者からの寄付金と市の一般財源により地下水浄化事業推進基金を設立し、地下水浄化事業を推進している。 |
| 船 橋 市 | ふなばし三番瀬クリーンアップ | ふなばし三番瀬海浜公園での砂浜清掃と自然観察を通して、三番瀬に対する理解と関心を深め、もって三番瀬の保全を図る。平成30年度：参加者約590名 |
| 木 更 津 市 | 河川清掃・矢那川清掃 | 官・民参加により小櫃川（武田川）・烏田川・小浜川・畑沢川・矢那川周辺の河床、河岸及び海岸の清掃を行う。 |
| 松 戸 市 | 水辺の施設整備業務 | 市民参画の基で進めてきた坂川再生の水循環系の再生のため、景観及び環境の整備を行う。 |
| | 川をきれいにする啓発業務 | 河川愛護の啓発や河川清掃活動等に対する支援を行う。 |
| | 江戸川松戸フラワーライン整備業務 | 江戸川河川敷に市民参加を得ながら水辺空間を形成するため、花畑による環境整備を行い、この作業を通して河川愛護精神を育成する。（行政との協働） |
| 成 田 市 | ふるさと川づくり事業 | ふるさと川づくり事業により整備した根木名川（東和田～土屋）及び取香川（東金山～関戸）について、成田市のシンボルとなる優れた河川環境の維持のため、毎年の草刈りや清掃作業を行っている。 |
| | 河川愛護 | 地域と一体となった良好な河川環境の保全・創出のため、利根川隣接地域や市内の準用河川の堤防敷について流域の住民による清掃活動を推進している。 |
| | 印旛沼クリーンハイキング | 空き缶等のごみを拾いながら、印旛沼の水辺をハイキングする。また、麻賀多神社の獅子舞（成田市指定文化財：無形民族文化財）、環境啓発などを行う。 平成30年度：平成30年10月20日実施。参加者は330名程度。 |
| 佐 倉 市 | 印旛沼クリーンウォーク | 印旛沼浄化への意識強化を図るため、印旛沼周辺の清掃及び啓発事業を実施。平成30年度は、478名参加、計110kgの散乱ごみを収集。 |
| | 畔田谷津環境保全整備事業 | ちば環境再生基金の助成を受けて整備した、田んぼ池や水路等において、市民協働で保全整備を行っている。 |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|-----------------------|---|
| 柏 市 | 名戸ヶ谷ビオトープの活用 | 平成 14 年に整備した名戸ヶ谷ビオトープにおいて市民参加による運営管理及び環境学習活動や自然の保全啓発を行っている。 |
| 流 山 市 | 手賀沼水環境保全協議会の水質保全対策事業 | 手賀沼及び流域の総合的な水環境の保全について、関係者の意識の共有と連携協働した取組の推進を図り、もって恵み豊かな手賀沼の再生と流域住民の良好な生活環境を保全する。 |
| | 河川環境用水導水事業 | 一級河川大堀川防災調節池は北千葉導水路より、準用河川宮園調節池は一級河川坂川より、また、準用河川神明堀は一級河川江戸川より、それぞれ分水を受け、水量の増加及び水質の改善を図っている。 |
| 我 孫 子 市 | 古利根沼水辺清掃 | 市民参加による古利根沼周辺の手賀沼の清掃。 |
| | 手賀沼ふれあい清掃 | 市民参加による手賀沼公園及び遊歩道周辺の清掃。 |
| | 利根川河川敷清掃 | 市民参加による利根川河川敷の清掃。 |
| 印 西 市 | 河川美化緑化事業 | 市が手賀川の堤防を占用し、ソメイヨシノを植樹し水辺の景観作りを実施。 |
| 香 取 市 | 四季の花壇の設置 | 黒部川河畔の堤防を利用して、住民参加型の花壇を設置し、親水の一助としている。 |
| | 黒部川河川清掃 | 市民・事業者の参加による、黒部川周辺の清掃活動の実施 |
| 栄 町 | 水辺のクリーン作戦 | 町民参加による長門川酒直機場周辺の清掃活動を実施 |
| 横 芝 光 町 | 栗山川周辺環境ボランティア | 栗山川の自然環境を守るため、町、ボランティアによる清掃及び不法投棄の防止を図る。 |
| 一 宮 町 | 一宮川等流域環境保全推進協議会事業 | 長生郡市内の自治体・企業・団体が構成され、河川の清掃や水質の調査を実施している。 |
| | 一宮川をきれいにする会事業 | 一宮川の堤防の草刈と清掃を実施。 |
| 睦 沢 町 | 生き物観察会 | 鎮守川の清掃事業のなかで、川の淵を塞ぎ止め川払後、どんな生き物が生息しているかを観察する。 |
| 長 生 村 | 長生地区九十九里海岸クリーン対策協議会事業 | 毎年 9 月に九十九里海岸に捨てられたごみの回収作業を行う。 |
| 白 子 町 | 長生地区九十九里クリーン対策事業 | 長生地区の海岸環境保全と海浜動植物の保護を図り、優れた海岸景観を保持するための活動として毎年 9 月に海岸に漂着した可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの回収作業を実施。 |
| | 白子集団施設地区管理事業 | 白子町シルバー人材センターに委託し、随時、海岸や自然公園の清掃作業を実施。 |
| 長 柄 町 | 稚魚放流事業 | 町内児童における稚魚の放流を行う。水辺環境の保全、愛護精神の育成を養う。長柄町山根 豊田川支流 |

コ 地下水（湧水）保全・名水保全整備等の事業

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|----------------------------|--|
| 千 葉 市 | 豊かな流れ（水量）の確保及びきれいな水（水質）の確保 | 千葉市水環境保全計画に基づき、河川上流域に広がる森林及び谷津田等の水源かん養域の保全と再生、雨水浸透ます・トレンチ等の整備、浸透性舗装等の整備及び宅地内の雨水貯留・浸透施設の設置によるかん養機能の確保、水質保全のための発生不可の抑制、地下水質の保全のための汚染状況把握及び未然防止の対策を推進している。 |
| 市 川 市 | 雨水の地下への浸透及び有効利用の推進 | 水循環保全及び都市型水害抑制を目的に平成 17 年 7 月に条例を施行し、宅地における雨水の地下浸透及び有効利用について市と市民の責務を明らかにし、建築行為の際には雨水浸透施設等の設置を指導している。（市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例 平成 17 年 3 月 30 日制定） |
| 館 山 市 | 地下水水質調査 | 有機塩素系化合物および硝酸性窒素、亜硝酸性窒素による地下水汚染の有無を確認するため調査を実施。 |
| 木 更 津 市 | 地下水汚染調査 | 地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。 |
| 松 戸 市 | 湧水保全業務 | 市内の貴重な湧水を整備・保全することにより、良質な河川水源を確保するとともに、身近な自然に触れ合える場を提供し、自然湧水を市民自ら大切にすることを育てる場として活用を図る。（保全箇所 5 箇所） |
| | 雨水浸透施設設置業務 | 洪水流量の軽減と地下水の涵養を目的に、市役所及び支所・小中学校に、雨水貯留タンク及び浸透マス为先導的に設置し、水循環の認識を高める。 |
| 成 田 市 | 地下水水質調査 | 地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。 |
| | 地下水汚染に係る浄水器設置補助事業 | 対象物質（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー））による汚染が確認された飲用地下水を浄化するために浄水器を設置する者に対し補助金を交付するほか、浄水器を設置した日から 5 年を経過し、かつ、当該浄水器の所要の機能が失われている場合は補助金を再交付する。 |
| | 地下水汚染除去対策事業 | テトラクロロエチレンによる地下水汚染に対し、揚水バッキ処理、地下空気吸引等の汚染除去対策を実施する。 |
| 佐 倉 市 | 雨水貯留浸透施設設置工事補助金 | 治水対策の一環として、雨水貯留タンクや雨水浸透マスを住宅に設置する際の補助金交付制度を平成 15 年 10 月より施行。<平成 30 年度実績>助成件数 貯留施設 6 件、浸透施設 1 件 |
| | 地下水汚染に係る浄水器設置費補助金 | 上水道未整備地域で、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びブシスー、1,2-ジクロロエチレンが地下水の環境基準に適合していない世帯に、浄水器設置費の一部（設置費の 2 分の 1（上限 10 万円、千円未満切捨て））を補助する。 |
| 東 金 市 | 地下水水質調査 | 有機塩素化合物による汚染の有無を確認する。 |
| 旭 市 | 地下水汚染に係る浄水器設置費補助金 | 上水道未供用区域にて硝酸性・亜硝酸性窒素による地下水汚染が確認された世帯に対し、浄水器の購入・設置費の 2 分の 1（上限：10 万円）を助成する。 |
| 習 志 野 市 | 地下水汚染対策事業 | 有機塩素系化合物による地下水汚染の状況を調査し、汚染原因者に対して汚染物質の除去等を指導することで、貴重な地下資源である地下水の保全を図る。併せて、ほう素・ふっ素についての調査を実施する。 |
| 柏 市 | 湧水地の維持管理 | 湧水地の草刈・清掃及び老朽化した木道などの修繕を実施。 |
| 勝 浦 市 | 地下水水質調査 | 市内 2 箇所実施。 |
| 市 原 市 | 地下水水質分析 | 地下水汚染対策として、市内 17 箇所の地下水の水質調査を実施。 |
| 流 山 市 | 地下水水質調査 | 市内 5 箇所地下水の水質調査を実施。 |
| 八 千 代 市 | 地下水汚染対策・調査 | 地下水汚染の著しい地域の浄化対策を推進するとともに、地下水汚染の実態把握をするため観測井戸等の水質調査を実施した。 |
| 我 孫 子 市 | 地下水水質調査 | 過去に揮発性有機化合物（VOC）等による地下水汚染があった地域における地下水（井戸水）水質の調査。汚染物質が検出されている井戸における「定期調査」と、その周辺の井戸における「概況調査」を実施。 |
| 鴨 川 市 | 地下水水質調査 | 地下水汚染対策として、地下水の水質調査を実施。 |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|-----------|------------------|---|
| 君 津 市 | 地下水水質調査 | 有機塩素化合物による地下水汚染状況のため実施。年3回(6月、10月、2月) 測定項目(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレン) |
| 富 津 市 | 地下水水質調査 | 有機塩素系化合物及び硝酸性窒素による地下水の汚染状況の確認をする。 |
| 四 街 道 市 | 地下水水質調査 | 有機化合物等による地下水の汚染状況を把握するため、地下水の水質調査を実施。 |
| | 地下水汚染防止対策事業 | テトラクロロエチレン検出井戸等の水質調査や揚水曝気処理による汚染除去対策を実施。また、トリクロロエチレンによる地下水汚染範囲の確認調査を実施。 |
| 八 街 市 | 地下水水質調査 | 市内60箇所の井戸を選定し、水質調査を実施。 |
| 印 西 市 | 地下水汚染対策事業 | 有機塩素系化合物による地下水汚染防止対策として解明調査及び除去対策を行う。 |
| | 地下水水質調査 | 市内5箇所を選定し、地下水の水質調査を行い、汚染状況を把握する。 |
| 白 井 市 | 地下水汚染対策事業 | 有機塩素系化合物による地下水汚染の状況を把握するため水質調査を実施する。 |
| | 地下水水質調査 | 市内の飲用井戸10箇所を選定し、水質調査を実施する。 |
| 富 里 市 | 浄水器設置補助金 | 居住する住宅の敷地に隣接する道路に上水道配水管が埋設しておらず、地下水の他に飲料水の確保が困難であり、当該地下水に含まれる硝酸性窒素等が環境基準に適合していない方に対し、浄水器の購入設置費の1/3(上限7万円)を補助する。 |
| 匝 瑛 市 | 地下水水質調査 | 市内7箇所の地点を抽出し、その付近の井戸水を検査することにより、地下水の水質状況を把握する。 |
| 香 取 市 | 地下水汚染対策事業 | 有機塩素系化合物による地下水汚染対策として、浄化施設の設置・定期的なモニタリングを実施。 |
| | 地下水水質調査 | 市内で選定した箇所の水質調査を実施。 |
| 山 武 市 | 地下水水質検査事業 | 市内で選定した箇所の水質検査を行なう。 |
| い す み 市 | 地下水水質検査 | 市内地下水の水質検査(25箇所) |
| 神 崎 町 | 地下水水質調査 | 町内工業団地内の観測井からトリクロロエチレンの汚染濃度、範囲を追跡調査する。 |
| | 飲料水水質検査補助事業 | 飲料水の安全性を確保し、健康の保持を図るため自主的に水質検査を行うものに対し、補助金を交付する。 |
| 東 庄 町 | 地下水汚染防止対策事業 | 町内5箇所の井戸を選定し、水質検査を実施。 |
| 九 十 九 里 町 | 地下水検査事業 | 町内3箇所地下水の水質検査を実施。 |
| 芝 山 町 | 飲料水の水質検査費用助成事業 | 家庭用井戸で日常生活の飲料用として使用する水の水質検査を実施したものに、その経費の一部を助成。 |
| | 浄水器設置又は井戸掘替費補助事業 | 安全な飲料水を確保するため、「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、ヒ素」が水質基準を超えた場合。浄水器設置費用または井戸の掘替費用の一部を補助。 |
| 一 宮 町 | 地下水汚染水質調査 | 町内9箇所の井戸の水質を調査する。 |
| 長 南 町 | 地下水水質調査 | 熊野の清水を含め地下水水質調査6箇所調査実施する。 |
| 大 多 喜 町 | 地下水汚染防止対策事業 | 有機塩素系化合物(4項目)による地下水への水質汚濁の状況を確認するため調査を実施。 |

サ リサイクル・分別収集

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|---------------|---|
| 千 葉 市 | 家庭ごみの5種21分別収集 | 家庭ごみの5種21分別収集を実施。現在、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ(5種類)、資源物(ビン(3種類)、缶、ペットボトル、古紙・布類(6種類)、木の枝、刈り草・葉)をごみステーションで収集している。また、粗大ごみを戸別収集(電話及びインターネットによる申込み(有料))している。 |
| | 集団回収 | 自治会、子供会、老人会等が、資源物(古紙・布類)を自主的に回収する活動に対し補助金を交付している。 |
| 銚 子 市 | 一般廃棄物の分別収集 | ステーション収集(10分別) 可燃、不燃、ビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装。拠点回収 牛乳パック、白色トレイ。 |
| 市 川 市 | 12分別収集 | 平成14年10月から家庭ごみの12分別収集を実施。 収集区分:燃やすごみ、燃やさないごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装類、ビン、カン、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、布類、大型ごみ(大型ごみは戸別有料収集) |
| 船 橋 市 | 有価物回収 | 週1回、新聞、雑誌、段ボール、雑がみ、紙パック、古着の回収を実施。 |
| | 資源ごみ回収 | 週1回、ビン・カン、金属類、ペットボトルの回収を実施。 |
| 館 山 市 | ごみの分別収集 | 平成27年4月から、分別区分を見直し、10品目の分別収集を実施した。 種類:燃せるごみ、粗大ごみ、金属類、ガラス類、プラスチック製容器包装(白色トレイ、発泡スチロール含む)、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック。 |
| | エコキャップ運動 | ペットボトルのキャップを収集し、売却収益を寄付した。 |
| 木 更 津 市 | 12分別収集 | 可燃ごみ、不燃ごみ、びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチック、雑誌、雑紙、段ボール、新聞、紙箱、紙パック、衣類、粗大ごみの12分別収集を実施。 |
| | 資源回収推進事業 | 資源回収を実施した団体及び協力業者に対して助成金を交付している。 |
| 松 戸 市 | 8分別収集 | ①燃やせるごみ②リサイクルするプラスチック③その他のプラスチックなどのごみ④陶磁器・ガラスなどのごみ⑤粗大ごみ⑥有害ごみ⑦資源ごみ⑧ペットボトル(粗大ごみのみ有料) |
| | リサイクル活動奨励金制度 | リサイクル活動を推進する団体及び回収業者に対し、奨励金を交付する。(紙類等・缶・ガラスびん類・ペットボトル) |
| 野 田 市 | 資源再利用促進助成金制度 | 資源再生利用促進助成金制度 |
| | リサイクルフェア | 毎年10月に3Rの推進として、フリーマーケット、古本市、ポスター展を開催。 |
| | リサイクル展示場 | 粗大ごみの中からまだ使用できるものを展示し、市民に提供する。 |
| 茂 原 市 | 資源ごみ回収 | ビン・カン・ペットボトル・古紙・ダンボール・紙パック・衣類・乾電池を資源ごみとして回収。 |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|-----------|--|--|
| 成 田 市 | 分別収集 | ・平成 24 年 10 月から 9 分別:可燃ごみ、プラスチック製容器包装 (プラマークのあるもの)、ペットボトル、ビン・カン、金物・陶磁器・ガラス類、有害ごみ、紙類、衣類・布類、粗大ごみ ・使用済み天ぷら油拠点回収を実施。 |
| | リサイクル運動推進事業 | 地区住民等で構成するリサイクル実施団体 (自治会・子供会等) に、資源物の回収量に応じて奨励金を交付している。 |
| | リサイクルプラザ維持管理運営事業 | リサイクルプラザにおいて、びん・缶類、鉄くず等を分別、再資源化。他に自転車・木製家具等をリサイクルし、市民に販売している。また、フリーマーケットを開催し、リサイクル品を販売している。 |
| 佐 倉 市 | 分別収集 | 全 13 種類 (もやせるごみ、うめたてごみ、金属類・小型家電、ビン、カン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、粗大ゴミ、ペットボトル、廃食油、廃乾電池、廃蛍光灯管、インクカートリッジ) の分別 |
| | 資源リサイクル | 金属類・小型家電、ビン、カン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、粗大ゴミ、ペットボトル、廃食油、廃乾電池、廃蛍光灯管、インクカートリッジ |
| | 資源回収報償金 | ビン、カン、古紙、古繊維、紙パック 3 円 /kg |
| | ペットボトル回収 | 拠点回収 (20 箇所) により、ペットボトル回収を実施。 |
| | グリーンリサイクル | 公園、緑地、街路樹の剪定枝と刈草をチップ化し、リサイクルを行う。(委託事業) |
| | 東 金 市 | 分別収集 |
| リサイクル | 市内 8 箇所にリサイクル倉庫を設置し、新聞、雑誌、雑がみ、ダンボール、布類を回収。 | |
| ごみ資源化推進事業 | 資源ごみ回収を行った団体に対し、奨励金を交付。 | |
| 廃食用油リサイクル | 家庭から排出される食用油を拠点回収。 | |
| 旭 市 | 分別収集 | 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ (缶・ビン・ペットボトル・プラスチック容器包装類・紙・布類) 及び粗大ゴミ (直接搬入) に分類。 |
| | 資源ごみ集団回収促進事業 | 資源ごみ回収を実施した団体に対し、奨励金を交付する。(5 円 / kg) |
| | リサイクル情報コーナー | 一般家庭において不用になった生活用品の譲渡又は譲受けを希望する市民に対し、その情報交換の場を提供して、リサイクル意識の啓発及び高揚を図る。 |
| | 使用済小型家電の回収 | 家庭から排出される使用済小型家電について市内 5 箇所の公共施設に設置した専用ボックスによる回収を平成 26 年 10 月 1 日から開始した。 |
| 習 志 野 市 | ごみの分別収集 | 燃えるごみ、燃えないごみ、有害ごみ、資源物 (ビン・缶、ペットボトル、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、段ボール、飲料用紙パック、古着類)、粗大ごみに分類。燃えないごみとビン・缶、ペットボトルはリサイクルプラザ内の前処理施設で選別、圧縮、梱包等の処理を行っている。 |
| | 有価物回収運動奨励事業 | ごみの減量化と再資源化を促進するため、実施団体への奨励金 (4 円 / kg)、回収業者への補助 (4 円 / kg) を実施。 |
| | 使用済小型家電の回収 | 家庭から排出される使用済小型家電について市内 10 箇所の公共施設に設置した専用ボックスによる回収を平成 27 年 2 月 13 日から開始した。 |
| | リサイクルプラザ事業 | リサイクルプラザ内の再生施設では、木製家具等をリサイクルし、市民に提供している。(委託) また、リサイクルに関する各種教室などの啓発事業も行っている。(直営) |
| 柏 市 | 資源回収事業 (旧柏地域) 〃 (旧沼南地域) | 資源品 (古紙・古布・金属類・ビン・ペットボトル) の収集及び選別加工を委託。 資源ごみ (古紙・古布・金属類・ビン) 及びペットボトルの収集及び選別加工を委託。 |
| | プラスチック分別資源化事業 | プラスチックごみ回収は、旧柏地域は直営及び委託、旧沼南地域は委託。圧縮保管は委託。 |
| | 柏市リサイクルプラザ家具修繕等事業 | 柏市リサイクルプラザリボン館において、家具の修理及び販売を委託により実施。 |
| | 使用済み小型家電リサイクル事業 | 回収ボックスの設置による拠点回収を行い、福祉事業所にて解体したのち資源化。 |
| 勝 浦 市 | 分別収集 | ごみの 16 種類分別収集を実施 (燃やせるゴミ、空き缶・ガラス類、金物類、ペットボトル、衣類、新聞紙、ダンボール、飲料用紙パック、雑誌類、無色ビン、色付きビン、粗大金物、廃乾電池、粗大ゴミ、プラスチック製容器包装、その他プラスチック)。 |
| | 廃食用油のリサイクル | 市内 5 箇所に回収箱を設置し、家庭から出る廃食用油を回収。 |
| 市 原 市 | 分別収集 | 平成 24 年 10 月からペットボトルについて従来の拠点回収に加え、ステーション収集を開始した。また、蛍光灯の有害ごみとしての分別収集を開始し、17 分別を実施している。(燃やすごみ、燃やさないごみ、スプレー缶、ライター、灰・ガレキ、廃乾電池、蛍光灯管、粗大ごみ、資源物 (雑誌、段ボール、紙パック、新聞紙、雑がみ、缶、びん、布類、ペットボトル)) ※資源物の収集は委託。 |
| | 資源回収推進事業 | 資源回収を実施した団体及び協力業者に対し助成金を交付している。 |
| 流 山 市 | 集団回収 | 自治会等のリサイクル団体に資源物の回収量に応じて報償金を支給し、再生資源登録業者には奨励金を交付する。 |
| | 5 種分別収集 | 家庭ごみの正しい分け方・出し方は、「燃やすごみ」、「容器包装プラスチック類」、「ペットボトル」、「燃やさないごみ」、「有害危険ごみ」の 5 種分別を実施。このほか、有料、予約制で粗大ごみの戸別回収を行っている。 |
| | リサイクルプラザ・プラザ館事業 | ごみ減量・資源化に関する講座、ごみ減量化促進ポスターコンクール、ガレージセール等を開催。家庭から出された家具と自転車を修理再生し、安価で販売している。 |
| 八 千 代 市 | 分別収集 | 分別収集 (可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、ビン、缶、ペットボトル、新聞、雑誌 (雑がみ)、ダンボール、紙パック、布類) |
| | 食品トレイ回収 | 平成 12 年 7 月から公共施設等で拠点回収実施。 |
| | リサイクルフェア | リサイクルやごみ減量を啓発するイベント。 |
| | フリーマーケット | 不用品のリサイクルの場を提供。 |
| | 集団回収 | 資源回収団体に奨励金、回収業者に特別協力金を交付している。 |
| | 廃食油リサイクル | 清掃センター及び拠点回収場所に持ち込まれる廃食油をバイオマス燃料に再生する。 |
| 我 孫 子 市 | 資源化事業 | 資源の分別収集を 10 種 16 分別で実施 (古紙類、古繊維類、びん類、缶類、金属類、その他プラ、食用油、有害再生物、ペットボトル、剪定枝木)。平成 19 年 6 月から学校等の公共施設から出る給食残渣の資源化を実施。平成 20 年 1 月から、一部地域の一般協力家庭の生ごみの資源化を実施。資源の収集、処分は委託。 剪定枝から放射性物質が検出されたため、平成 24 年 7 月から「燃やさないごみ」に変更。資源化の再開は未定。 |
| | クリーンフェスタ開催 | リサイクルの流れや廃棄物処理の実状と排出されるごみについて市民とともに考え、ごみの減量とリサイクルの推進を目的として平成 15 年度から実施している事業で、フリーマーケット、パネル展示などを実施。 (放射性物質を含む汚泥や焼却灰を敷地内に保管していることから 24 年度から開催を中止。現在、汚泥や焼却灰の保管はしていないが、新炉建設の計画で現有施設の解体工事を順次着工するため再開は未定。) |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|------------------------------------|--|
| 鴨 川 市 | 資源ごみ集団回収推進事業 | 資源ごみ回収団体に対し、補助金を交付。(1円/kg) |
| | リサイクルマーケット | フリーマーケット形式で、各家庭の不用品を持ち寄り、有効利用を図る。 |
| | 分別収集 | ごみの12種類分別収集を実施している。(燃やせるごみ、金物類、ガラス・セトモノ類、有害ごみ、空きカン、空きビン、ペットボトル、乾電池、古紙、布類、発泡スチロール・白色トレイ、粗大ごみ) |
| 鎌 ヶ 谷 市 | ごみの分別収集 | 分別の種類：燃やすごみ、プラスチック製容器包装類、ペットボトル、燃やさないごみ、資源になるもの、粗大ごみ |
| | 第10回かまがや環境フェア | 市民まつりと同時開催。パネル展示の他、使用済小型家電の回収及び雑紙回収袋の紹介を実施。 |
| | リサイクルフェア | リサイクル啓発イベントで、リサイクル製品の販売やパネル展示を開催。また、フードドライブ(年1回)、使用済小型家電の回収及び雑紙回収袋の紹介を実施。 |
| | 有価物回収運動 | ごみの減量化と再資源化を図るため、実施団体(PTA)及び回収団体(有価物資源組合)に対し回収量に応じた奨励金を交付する。 |
| | 使用済小型家電の回収 | 市内にある公共施設6箇所及びクリーンセンターしらさぎ(柏市藤ヶ谷)に回収ボックスを設置し、使用済小型家電の回収及びリサイクルの実施。 |
| | インクジェットカートリッジの回収 | インクジェットプリンター用のカートリッジ里帰りプロジェクトに参加し、クリーン推進課窓口で、使用済のインクジェットプリンターカートリッジの回収及びリサイクルの実施。 |
| | 小型充電式電池の回収 | 小型充電式電池(リチウムイオン電池、ニッケル電池、ニカド電池)の回収ボックスを市役所クリーン推進課窓口を設置し、使用済小型充電式電池の回収及びリサイクルを実施。 |
| 君 津 市 | 資源ごみ分別収集事業 | 分別の種類・品目 生きびん、透明びん、茶びん、その他びん、アルミ缶、スチール缶、新聞、雑誌、段ボール、飲料用パック、雑紙、繊維類、PETボトル、容器包装プラスチック 14品目 リサイクル事業：直営・委託 透明びん、茶びん、その他びん、PETボトル、容器包装プラスチック、剪定木：委託 |
| | 資源ごみ集団回収推進事業助成金 | 自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA等の市民団体及び協力業者に対し助成金を交付。助成金・団体2円/kg、組合1円/kg |
| | 資源ごみ回収事業推進協力団体交付金 | 家庭から排出される資源ごみの分別収集活動に対し、自治会に回収量に応じ協力金を交付。 |
| 富 津 市 | 資源ごみ回収活動推進助成金 | 資源ごみの回収を実施したPTA、婦人会、子供会、老人クラブ等に対して、助成金を交付。 |
| | 分別収集 | 13種類の分別を実施。可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ(ビン・缶・ペットボトル)、容器包装プラスチック、粗大ごみ、繊維類、新聞、雑誌、ダンボールその他紙製容器、紙パック、乾電池、蛍光灯の分別収集を実施。 |
| 浦 安 市 | 分別収集 | 5分別(可燃、不燃、粗大、有害、資源)資源物は紙類、びん、缶、ペットボトル |
| | 牛乳パック、白色発泡トレイ、紙製容器包装回収、小型家電リサイクル事業 | 市役所、各公民館で回収箱を設置。 |
| | 集団資源回収 | 自治会、子供会、PTA等の団体が紙類や繊維類の資源回収を行った場合、その回収量に応じて補助金を交付。(7円/kg) |
| | 廃食油、古着・古布回収 | 市役所、各公民館で月1回収。 |
| 四 街 道 市 | 分別収集 | 11分別(可燃ごみ、プラスチック・ビニール類、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物(びん類、缶類、古紙、繊維、ペットボトル、廃食油)) |
| | 再資源化物集団回収事業 | 市に登録した市内の団体(自治会・子ども会等)が回収した資源物(新聞・雑誌等)の量に応じて補助金を交付している。市資源化組合加入業者が回収した場合には、回収にかかる必要経費を算出して業者に対し補助金を交付している。 |
| 袖 ヶ 浦 市 | 資源回収活動推進事業 | 資源回収を実施した団体に対して助成金を交付している(4円/1kg)。 |
| | 分別収集 | 可燃・不燃・粗大・ビン・カン・紙・布・ペットボトル・有害ごみ・使用済小型家電 |
| 八 街 市 | 分別収集 | 可燃、不燃、カン、ビン、ペットボトル、粗大ごみ、古紙、プラスチック製容器包装、金物・小型家電・硬質プラスチック、有害ごみ、粗大ごみ |
| | 資源回収実施奨励金 | 資源回収実施団体(区、町内会、子供会等)に対し、奨励金を交付。回収品目：古紙類、スチール缶、アルミ缶、びん類。 |
| | 使用済植物性食用油の回収 | 平成22年1月から実施。毎月第2水曜日に拠点回収。 |
| 印 西 市 | 廃食油リサイクル | 家庭から排出される食用油を市内15箇所にて拠点回収。 |
| | 有価物集団回収奨励金 | 子ども会、高齢者クラブ等の団体による集団回収に対し、奨励金を交付する。 |
| | 使用済小型家電リサイクル | 市内17箇所に回収ボックスを設置し使用済小型家電を回収。 |
| | 分別収集 | 資源物(缶、ビン、布、紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装)の分別収集。 |
| 白 井 市 | 資源回収運動奨励金事業 | 自治会、PTA等の団体による集団回収に対し、奨励金を交付する。 |
| | リサイクルマーケット | 白井総合公園を利用し、年2回開催している。 |
| | 廃食用油リサイクル | 出先機関等に回収バケツを設置し、集まった廃食用油をインク原料等としてリサイクルする。 |
| | 分別収集 | 資源物(缶、ビン、布、紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装)の分別収集。 |
| | 生活用品交換広場事業 | 家庭で不用になった品物を有効活用するため、市民に情報を提供。 |
| | 使用済小型家電回収事業 | 出先機関等に回収ボックスを設置し、集まった小型家電を電子部品等としてリサイクルする。 |
| 富 里 市 | リサイクルフェア | 毎年11月、ごみの減量・資源の有効利用啓発イベントとしてフリーマーケットやパネル展示を開催。 |
| | 資源回収運動 | 資源回収実施団体に対して奨励金を交付する。 |
| 南 房 総 市 | 分別収集 | 収集場所による収集8分別(可燃ごみ、不燃ごみ、ガラスびん、ペットボトル、乾電池、蛍光灯、水銀入り体温計、紙パック)粗大ごみの個別収集(有料・電話申込みによる予約及び申請) |
| | 分別収集 | 家庭ごみを可燃ごみ、空き缶、金物類、空きビン、ガラス・せともの類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、その他プラスチック、古紙・布類の9分別による、ごみステーションでの収集を行っている。また、粗大ごみを有料で、電話申込による戸別収集を行っている。 |
| | バイオディーゼル燃料製造事業 | ごみの減量化・資源化及び地球温暖化対策の一環で、市民や市内学校給食センター、保育所などから廃食用油を回収し、公用車(ごみ収集車)の軽油代替燃料としてバイオディーゼル燃料を製造し活用している。 |
| | ペットキャップ運動 | 市民等よりペットボトルのキャップを回収し、リサイクルによる売却益を寄付して発展途上国の子供たちにワクチンを届けるというもので、市が収集拠点となり運動を啓発・推進している。 |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|-----------|-------------------|---|
| 匝 瑛 市 | 資源ごみ集団回収促進事業 | 市民団体による集団回収に対し補助金を交付する。 |
| | ごみの分別収集 | 3分別（可燃、不燃、資源）で収集。さらに資源ごみは種類ごとに分かれる。 |
| | 使用済小型家電の回収 | 平成26年度から、市内7箇所に回収ボックスを設置し、有用金属を含む使用済小型家電の回収を行っている。 |
| 香 取 市 | 分別収集 | 可燃ごみ、不燃ごみ、資源物（ビン・缶・ペットボトル・紙類・布類・プラマーク）の収集を実施。 |
| | フリーマーケット | イベント開催時に実施。 |
| | リサイクル情報コーナー | 家庭で不用になった物で、リサイクルできる物について、情報を市民に提供し、リサイクル意識の高揚を図る。 |
| | 再資源化物回収奨励金 | 自治会、PTA等の資源ごみの回収を実施した団体に対して、奨励金を交付 |
| 山 武 市 | 資源回収運動奨励金 | 自治会、PTA、子供会等の団体による資源回収に対し、奨励金を交付する。（3円/kg） |
| | リサイクル倉庫事業 | リサイクル倉庫を設置し、段ボール・新聞紙等の回収を実施。 |
| い す み 市 | ごみの分別収集 | 市及び委託業者により、可燃ごみ、不燃ごみ（ガラス・せともの類・金属類）、資源ごみ（カン・ビン・ペットボトル・古紙類）の分別収集を実施。 |
| 大 網 白 里 市 | 分別収集 | 分別収集については7種類（可燃ごみ、ビン・ガラス、カン、ペットボトル、金属類、乾電池、蛍光灯・体温計） |
| | 資源再生利用促進奨励金交付事業 | 昭和57年4月1日適用 資源の収集を市内の区・自治会その他の営利を目的としない各種団体で実施した場合奨励金を交付する。 |
| | 廃食用油回収事業 | 平成14年から実施。家庭で使用された食用油を市内3箇所まで回収。 |
| | リサイクル回収倉庫 | 平成20年5月から売払い実施 市内4箇所設置（雑誌、新聞、ダンボール、飲料用紙パック、衣類、一部で雑がみ回収） |
| | 生ごみ堆肥処理機設置費補助事業 | 生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機やコンポスト容器・EM容器を購入し、設置した住民に補助金を交付する。①機械式処理機：1世帯1基、②コンポスト容器：1世帯2基、③EM容器：1世帯2基、④家庭用小型剪定枝破砕機1基：購入額の1/2で、1基あたり20,000円を限度とする。 |
| 酒 々 井 町 | 資源回収報償金 | 登録団体が行う資源回収に対し報償金を交付。 |
| | ペットボトル回収事業 | 協力店（2店）で回収し、リサイクルを実施。 |
| | 蛍光灯、乾電池回収事業 | ごみ集積所、協力店（蛍光灯5店、乾電池6店）及び役場で回収し、リサイクルを実施。 |
| | 分別収集 | 全8種類（もやせるごみ、もやせないごみ、ビン、カン、粗大ごみ、ペットボトル、廃蛍光灯、廃乾電池） |
| | 廃食用油リサイクル | 家庭から排出される廃食用油を役場で回収。 |
| 栄 町 | 分別収集 | 5分別（可燃、不燃、資源、有害、粗大）で収集。資源ごみとしては、8分別（びん、カン、ペットボトル、紙類、布類、紙パック、プラスチック、白色トレイ。） |
| 神 崎 町 | 再資源化物回収協力奨励金 | 実施団体が計画を定め常時又は定期的に行う再資源化物回収活動に対し、1kg当り3円の奨励金を交付。 |
| | 資源物回収所設置 | 資源物回収所を設置し、新聞紙、チラシ、ダンボール、牛乳パック、衣類を回収している。 |
| 多 古 町 | 分別の種類 | 可燃、資源8分類（プラスチック容器類、びん類、缶類、ガラス類、ペットボトル、金属類、衣類、紙類）、不燃、粗大 |
| | 3R推進運動（リサイクル推進事業） | 年2回（10月、3月）古紙・衣類・携帯電話を回収する。 |
| | 小型家電回収ボックスの設置 | 庁舎を含めた町内7箇所に小型家電回収ボックスを設置し、使用済小型家電の回収を実施。 |
| 東 庄 町 | フリーマーケット | リサイクル啓発事業として年1回開催。 |
| | 分別収集 | 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（ビン・カン・ペットボトル・紙類・衣類）の分別収集。 |
| 九 十 九 里 町 | 資源回収運動 | PTA、子ども会等の団体による資源回収運動について、奨励金を交付する。（3円/kg） |
| | ごみ分別収集 | 可燃ごみ、カン、ビン、金属類、乾電池、ペットボトル、蛍光灯類、粗大ごみの分別。 |
| | リサイクル | 町内3箇所にリサイクル倉庫を設置し、新聞、雑誌、ダンボール、古着を回収。 |
| 芝 山 町 | 廃棄物資源化回収事業 | PTA、子供会等の団体による資源回収に対し、補助金を交付。（3円/kg） |
| | 町内一斉清掃 | 年2回住民による町内一斉清掃を実施。 |
| | リサイクルの日 | 年1回（10月）古紙を回収する。 |
| 横 芝 光 町 | 分別収集 | 光地域では、3分別（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ）で収集。横芝地域では、4分別（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ）で収集。 |
| 一 宮 町 | エコキャップの回収 | 途上国の子供たちにワクチンを届けるため、役場庁舎と公民館の2箇所に回収ボックスを設置し、ペットボトルキャップを回収。 |
| | 資源ごみ収集 | 長生郡市広域市町村圏組合で実施。ビン・缶・ペットボトル・スプレー缶・紙類・衣類・乾電池をゴミステーションにて回収。 |
| | 使用済小型家電の回収 | 長生郡市広域市町村圏組合で実施。役場庁舎内に回収ボックスを2箇所設置、使用済の小型家電（携帯ラジオ、デジタルカメラ）を回収。 |
| | 使用済携帯電話・スマートホンの回収 | 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」に参画していた経緯から、その後も継続して役場庁舎に専用ボックスを設置し使用済携帯電話等を回収。 |
| 睦 沢 町 | 資源ごみ収集 | 長生郡市広域市町村圏組合で実施 分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類 委託で実施。 |
| 長 生 村 | 資源ごみ収集 | 長生郡市広域市町村圏組合で実施。 分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類を月1回ステーション回収。 |
| 白 子 町 | 資源ごみ収集 | 長生郡市広域市町村圏組合で実施。 分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類を月1回ステーション回収。 |
| 長 柄 町 | 資源ごみの定期回収 | 長生郡市広域市町村圏組合で実施。 分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類をゴミステーションにて回収。 |
| 長 南 町 | 資源ごみ収集 | 資源ごみをゴミ集積所で月1回収集（ビン・カン・ペットボトル・古紙・ダンボール・雑紙・衣類・紙パック等） |
| | 入歯リサイクル | 役場に入歯回収ボックスを設置して入歯の金属を「日本入歯リサイクル協会」に送りユニセフに寄付している。 |
| | リサイクルマーケット | 住民に地球温暖化防止の意識高揚を図り、ゴミ減量化・再商品化・3Rを推進するため長南フェスティバルの中でリサイクルマーケットを開催している。 |
| 大 多 喜 町 | 町内一斉清掃 | 美しいふるさとづくり運動の一環として、年1回住民参加による町内一斉清掃を実施。 |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|---------|---|
| 御 宿 町 | リサイクル事業 | カン、ビン、ペットボトル・発泡トレイを分別し、回収。町内6箇所にリサイクルステーションを設置し、水曜日に回収。 |
| | 古紙回収 | 町全戸対象の古紙回収（週1回）、町協力団体による古紙の回収（月1回）。 |
| 鋸 南 町 | 町内一斉清掃 | 年1回住民による町内一斉清掃を実施。 |
| | 分別収集 | 鋸南地区環境衛生組合にて分別収集実施。（可燃・紙布類・かん類、ビン類・ペットボトル・粗大ごみに分別） |

シ ごみ減量化対策

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|----------------------------|---|
| 千 葉 市 | 生ごみ減量化処理機購入費補助事業 | 販売価格（税込）の1/2、上限3万5千円、同一住居あたり5年で1基まで補助 |
| | 生ごみ肥料化容器購入費補助事業 | 販売価格（税込）の2/3、上限4千円、同一住居あたり5年で2基まで補助 |
| | 段ボールコンポスト購入費補助事業 | 販売価格（税込）の2/3、上限4千円、同一住居あたり1年で2基まで補助 |
| | ごみ減量のための「ちばルール」推進事業 | 「地域特性を踏まえた「ちば型」の資源循環型社会を実現するために、実効性の高く、かつ法的な規制による強制力を伴わない自主ルール「ちばルール」に基づき、市民、事業者及び行政（千葉市）の三者がそれぞれの役割と責任のもと、「レジ袋削減・簡易包装の推進」「エコ製品取り扱いの拡大」「事業者による廃プラスチック類の自己回収」等を展開している。 |
| | 千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の推進 | 3用地2清掃工場運用体制に移行することを踏まえ、2つの清掃工場で安定的かつ継続的にごみ処理を図るとともに、低炭素社会を考慮した循環型社会を構築するため、さらなるごみの減量・再資源化を目指す。 |
| 銚 子 市 | 家庭ごみ手数料徴収制度 | 家庭ごみの減量・再資源化の推進及びごみ処理費用負担の公平化のために平成26年2月1日から導入。 【対象】可燃ごみ・不燃ごみ 【手数料額】0.8円/ℓ ・可燃ごみ 45ℓ（36円/枚）、30ℓ（24円/枚）、20ℓ（16円/枚）、10ℓ（8円/枚） ・不燃ごみ 20ℓ（16円/枚）、10ℓ（8円/枚） |
| | 生ごみ処理機等購入費補助 | 市内で生ごみ処理機等を購入した市民に補助金を交付。 |
| 市 川 市 | 生ごみ処理機等購入費補助 | 市内で生ごみ処理機等を購入した市民に補助金を交付。 |
| | 銚子市使用料及び手数料条例 | 可燃袋（15ℓ相当）177円/10枚、可燃袋（20ℓ相当）206円/10枚、可燃袋（30ℓ相当）319円/10枚、可燃袋（45ℓ相当）466円/10枚、不燃袋（45ℓ相当）466円/10枚、資源ごみ袋（20ℓ相当）103円/10枚、資源ごみ袋（45ℓ相当）187円/10枚 |
| | ごみ減量化・資源化協力店制度 | 簡易包装・マイバッグ運動等のごみ減量に取り組む販売店を協力店として指定し、消費者と共にごみ減量運動を展開している。 |
| | 市川市廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）制度 | 平成5年度から事業実施。市から委嘱された推進員が、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）といった3Rの推進やごみの減量について、市民と市が協働で推進するために設置された。 ＜平成30年度実績＞じゅんかんパートナー149人 報酬1,000円/月 |
| 船 橋 市 | 生ごみ堆肥化容器等補助事業 | 家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進するため、生ごみ堆肥化容器等の購入費の一部を補助している。 ＜平成30年度実績＞コンポスト容器：36基、ミニ・キューロ：3基 ※1基当たりの補助金額は、購入費の半額（上限3,000円） |
| | 指定ごみ袋制度 | 燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチック製容器包装類、ビン、カンについて指定ごみ袋制度を導入している。（ビン、カンについては、透明または半透明の袋に入れての排出も可） |
| | 生ごみ処理機購入費助成 | コンポスト容器等：1世帯につき2基まで購入価格の1/2上限3,000円で助成。 |
| 館 山 市 | 指定ごみ袋 | 可燃ごみ、不燃ごみについて指定袋制を実施。 金額は各小売店に任せているため把握していないが、収集料金は無料。 |
| | 粗大ごみの有料化 | 平成14年10月から実施。360円～ |
| | 可燃物用指定袋制度 | 可燃ごみについて指定袋制を導入（平成14年7月～）。 平成29年4月1日から料金改定。45ℓ（60円/枚） 30ℓ（40円/枚） 15ℓ（20円/枚） |
| | 粗大ごみ収集の有料化 | 平成25年4月から実施。粗大ごみ1点につき500円。 |
| 木 更 津 市 | 30・15運動 | 会食や宴会等で残される料理を減らすため、「乾杯後30分間は席を立たずに料理を味わい、お開き前15分間は自席に戻って料理を残さない」を市民や飲食店等に呼びかけている。 |
| | 指定ごみ袋制度 | 可燃ごみ、不燃ごみ、びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチックについて指定ごみ袋制度を導入し、分別排出の徹底を促している。 |
| | 生ごみ肥料化容器等購入設置助成金制度 | コンポスト容器は、1世帯2容器まで、密閉容器は1世帯3容器まで助成。助成額は、1容器につき購入価格（消費税等を除く）の1/2の額で6,000円を限度。 機械式生ごみ処理機は、1世帯1機までで購入価格（消費税等を除く）の1/2の額で25,000円を限度。 |
| | 粗大ごみ収集の有料化 | 平成13年4月から実施。粗大ごみ1点につき800円。 |
| 松 戸 市 | 小動物の死体の収集の有料化 | 昭和49年4月から実施。平成10年4月から1体につき2,000円。 |
| | 生ごみ処理機購入費補助事業 | 家庭用生ごみ処理機等の購入者に対し、購入費の一部を補助する。 生ごみ処理容器：購入金額の1/2（上限6,000円） 生ごみ減量化機器 購入金額の1/3（上限20,000円） 平成30年度実績：1,141,200円 |
| 野 田 市 | 指定ごみ袋制度 | 年間120枚分の指定ごみ袋引換券を各家庭に無料配布。足りなくなった場合は有料で購入。（20ℓ：85円/枚、30ℓ：125円/枚、40ℓ：170円/枚） |
| | ごみ減量協力店制度 | 市内店舗でトレイ回収など13項目を対象に協力をお願いしている。 |
| | 生ごみ堆肥化装置購入助成金制度 | 堆肥化装置の購入に対して助成金を交付。 |
| 茂 原 市 | 剪定枝等無料回収 | 市内一般家庭から排出される剪定枝、落ち葉、草を電話予約により無料戸別回収。 |
| | 茂原市生ごみ堆肥化容器設置推進 | 家庭から出る生ごみの減量を図るため、コンポスター・EM容器について補助額を差し引いた価格で販売。 |
| 成 田 市 | 生ごみ処理機購入費補助事業 | 生ごみ処理機の購入価格の1/2を助成。（上限18,000円） |
| | 指定ごみ袋 | 半透明の指定ごみ袋（5種類）、収集料金：無 |
| | 廃棄物減量等推進員（通称：グリーン推進員） | 廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、市と市民が相互に協力し、一体となって推進に取り組むため、地区から推薦された方を「廃棄物減量推進員」として市長が委嘱する。 |
| 成 田 市 | 家庭用ごみ減量器具設置費補助事業 | 一般家庭から排出されるごみの自己処理を促進し、ごみの減量を図るため、機械式生ごみ処理機、生ごみ処理容器、コンポスト容器の購入に対して助成している。 |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|----------------------|---|
| 佐 倉 市 | 生ごみ処理器補助制度 | コンポスト容器補助：購入費の1/3（上限2,000円） 生ごみ処理機補助：購入費の1/4（上限10,000円） 発酵菌容器補助：購入費の1/3（上限2,000円） |
| | 指定ごみ袋 | ポリエチレン製の指定袋（もやせるごみ、うめたてごみ、カン、ビン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装） |
| 東 金 市 | 生ごみ堆肥化装置設置事業 | コンポスト等の生ごみを堆肥化する容器の購入者に対し、補助金を交付する。限度額2.5万円 |
| | 指定ごみ袋の導入 | 可燃ごみ袋（45ℓ：35円/枚、30ℓ：25円/枚、20ℓ：15円/枚）不燃ごみ袋の価格については、販売先で決定。 |
| 旭 市 | 生ごみ処理機等購入費補助 | 家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を促進するため、生ごみ処理機等を購入する者に補助金を交付する。購入価格の1/2以内で、電動生ごみ処理機20,000円、生ごみ堆肥化容器3,000円を上限。 |
| | ごみの有料化 | 可燃用（大30ℓ：450円/10枚、小15ℓ：250円/10枚）、不燃用（450円/10枚）、資源用（カン、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装類 各250円/10枚） |
| | ごみ減量化と3R推進のまち宣言事業 | ごみを限りなく減らし、環境にやさしい資源循環型社会を目指すため、「ごみ減量化と3R推進のまち」を宣言し、市民や事業者による積極的な3R行動への取り組みを支援する。 |
| | 旭市廃棄物減量化推進員の設置 | 一般廃棄物の適正処理、分別排出及び資源化を推進し、一般廃棄物の減量化を図る。旭市廃棄物減量化推進員設置要綱（平成25年4月1日制定） |
| 習 志 野 市 | 清掃活動の推進・啓発事業 | 習志野市をきれいにする会の開催と環境美化推進員を対象とした廃棄物等に関する講習会の開催を行う。 |
| 柏 市 | 生ごみ処理容器等購入費補助事業 | 生ごみ処理容器購入者に対し、補助金を交付。 ・コンポスト、微生物等を利用した生ごみ処理容器：本体購入価格の1/2、上限1万円 ・機械式生ごみ処理容器：本体購入価格の1/3、上限1万円 |
| | 指定ごみ袋制度 | 指定ごみ袋制度：有 （旧柏地域：可燃ごみ、容器包装プラスチック類）（旧沼南地域：燃やすごみ、プラスチック系ごみ） |
| 勝 浦 市 | 生ごみ処理容器等補助事業 | ゴミの減量化推進事業の一環として、条件にあった生ごみ処理容器等の購入者に対し補助金を交付する。 |
| | ゴミの有料化 | 平成20年7月から実施。 ・可燃用指定ごみ袋：20ℓ：20円/枚、30ℓ：30円/枚、40ℓ：40円/枚 ・可燃ごみの自己搬入：10kgあたり手数料40円 |
| | 粗大ゴミの有料化 | 平成20年7月から実施。 ・戸別収集：1点あたり500円（粗大ごみ処理券購入） ・自己搬入：10kgあたり手数料60円 |
| 市 原 市 | 生ごみ肥料化容器及び処理費購入費補助制度 | 生ごみ肥料化容器（1基）の1/2で限度額3,000円、1世帯あたり2基まで。 生ごみ処理機：購入価格（1基）の1/3で限度額20,000円、1世帯あたり1基まで。 |
| | ごみ減量化・リサイクル推進店 | ごみ減量化、リサイクルに取り組んでいる店舗をエコショップとして認定。 |
| | 多量排出事業者の減量指導 | 事業系一般廃棄物を多量に排出している事業者に対し、適正な処理を図るべく管理責任者の選任、減量計画書の提出を義務づけている。 |
| | 指定ごみ袋 | 燃やすごみ、燃やさないごみについて指定袋を導入。価格は販売先で決めている。 |
| | 粗大ごみ有料化 | 平成14年4月から実施。戸別収集：1点あたり1,230円、自己搬入：10kgあたり200円 |
| 流 山 市 | 循環型生ごみリサイクル事業 | 学校給食から排出される食べ物残渣を堆肥にする大型生ごみ処理機を導入し、資源循環型ネットワークを構築するとともに、ごみ減量・資源化に向けてできることを児童生徒に認識してもらう事業。 |
| | リサイクル推進店 | 資源物の店頭回収やレジ袋削減、簡易包装などの取り組みを積極的に行う店舗を「リサイクル推進店」として認定し、循環型社会の形成を目指す。 |
| | 廃棄物減量等推進員 | 循環型社会の構築へ向け、地域のごみ減量リーダーとして自治会から推薦された方を、「廃棄物減量等推進員」として市長が委嘱する。 |
| | 多量排出事業者の減量指導 | 一定規模以上の事業用建築物を有する事業者、事業系一般廃棄物減量計画書の作成・提出を義務付け、ごみ減量を図る。 |
| | 剪定枝の資源化 | 市内で発生した剪定枝を堆肥化し販売していたが、福島第一原発事故の影響により、現在は休止。 |
| 八 千 代 市 | 廃棄物減量等推進審議会及び推進員制度 | 審議会は学識経験者、事業者、市民他で構成。推進員は自治会推薦。 |
| | 生ごみ堆肥化容器等購入費補助 | 購入費の6割補助で限度額はコンポスト式3,000円、電気式20,000円。 |
| | ごみ減量協力店制度 | 一定の要件を備えたごみ減量協力店を募り、協力店と認定することにより、市民と事業者との相互協力によるごみの減量化及び再資源化を促進する。 |
| | 指定ごみ袋制度 | 平成12年7月1日から実施（40ℓ：24円/枚、30ℓ：18円/枚、20ℓ：12円/枚、10ℓ：8.5円/枚）。ただし、10ℓは平成23年8月から |
| | 粗大ごみ有料化 | 平成17年7月1日から実施。 |
| 我 孫 子 市 | 生ごみ処理容器等購入補助金事業 | 生ごみの減量化を図るために、購入者に対して助成金を交付。 機械式生ごみ処理機・コンポスト容器・ボカシ容器（いずれも本体価格の2/3、上限5,000円） |
| | ふれあい工房 | ごみの減量化、リサイクル活動の拠点とし、高齢者によるリサイクル技術の指導等を実施。 粗大ごみとして回収した家具を修理し、バザーで販売。木工教室や紙パックで和紙づくりなど各種リサイクル教室の開催。おもちゃの病院やリフォーム・リペア相談なども実施。 |
| | 我孫子市再資源化事業 | 一般家庭から排出される資源を回収した団体に対し、その回収量に応じて奨励金を交付。 古紙、古繊維、空きびん、金属類（缶含む）を対象に5円/kg、1世帯当たり10円/月 |
| | ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度 | 平成16年4月からリサイクル活動を実施している各事業者、認定とともに実施する事業所を「ごみ減量・リサイクル推進事業所」として認定し、広報やホームページで市民にPRしている。 |
| 鴨 川 市 | 生ごみ肥料化容器購入推進事業 | コンポスト容器購入費補助金（購入費の1/2の額。上限3,000円）。 生ごみ処理器購入費補助金（購入費の1/2の額。上限30,000円）。 EM生ごみ処理容器購入費補助金（購入費の1/2の額。上限3,000円）。 |
| | ごみ有料化制度 | 燃やせるごみ50円/45ℓ袋、20円/20ℓ袋（袋代別） |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|---------------------------------|---|
| 鎌 ヶ 谷 市 | 指定ごみ袋制 | 燃やすごみ、プラスチック製容器包装類について指定袋制を実施。 |
| | 粗大ごみの有料化 | 平成 8 年 10 月から有料化を実施。粗大ごみ 1 点につき、直接持ち込み：440 円・戸別収集：880 円 |
| | 買い物袋の持参推進運動 | 市内にある推進運動加盟店にてレジ袋を辞退するとスタンプを 1 つ捺印し、一定数のスタンプが集まると市指定ごみ袋又はオリジナル買い物袋と交換している。 |
| | 生ごみ処理容器等購入費助成制度 | 家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進するため、生ごみ処理容器等の購入費の一部を補助している。 |
| 君 津 市 | 指定ごみ袋制度 | 可燃・不燃ごみについては、指定ごみ袋を購入する（ミニ袋は可燃のみ）。 ミニ袋 10 円/枚、小袋 20 円/枚、中袋 30 円/枚、大袋 40 円/枚 ※1 袋 10 枚入りで販売している。 |
| | 剪定木等処分委託 | 剪定木の処理手数料：50 kg 以下の場合は 10 kg あたり 80 円 50 kg を超える場合は 10 kg あたり 170 円 |
| | 生ごみ肥料化容器購入設置助成金 | 生ごみ肥料化容器を購入し、設置する方に助成金を交付。購入金額の 1/2 限度 3,000 円、1 世帯 2 容器まで。 |
| | 家庭用生ごみ処理機購入費助成金 | 家庭用の生ごみ処理機を購入する方に助成金を交付。購入金額の 1/2、限度額 20,000 円、1 世帯 5 年度につき 1 基まで。 |
| 富 津 市 | 指定ごみ袋 | 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチックを指定ごみ袋で回収する。 |
| 浦 安 市 | 事業系少量一般廃棄物指定収集袋 | 燃やせるごみ・燃やせないごみ 45 0袋 290 円、22.5 0袋 140 円、資源物（びん・缶・ペットボトル用）45 0袋各 140 円、22.5 0袋各 70 円、紙類用 70 円 |
| 四 街 道 市 | 買い物袋持参運動 | 買い物袋を持参して協力店で買い物をする、1 回につき 1 枚シールがもらえる。シールを 20 枚集めると、可燃ごみ専用袋（小袋 5 枚入）と交換できる。 |
| | エコショップ認定制度 | ごみの減量やリサイクル等環境に配慮した取組みを行っている市内小売店をエコショップとして認定する。 |
| 袖 ヶ 浦 市 | ごみ指定袋制事業 | 燃やせるごみ、燃やせないごみ共通（40 L：16 円/枚 30 L：13 円/枚 20 L：11 円/枚） |
| | 粗大ごみ有料化事業 | 戸別収集：1 点あたり 500 円または 1,000 円、自己搬入：10 kg あたり 100 円 |
| | 生ごみ肥料化容器等購入設置助成金事業 | 生ごみ肥料化容器：購入額の 1/2 上限 3,000 円 機械式生ごみ処理機：購入額の 1/2 上限 25,000 円 |
| | 指定ごみ袋制度 | 可燃ごみ（特大・大・小）、カン、ビン、不燃ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装、金物・小型家電・硬質プラスチック、乾電池 |
| 八 街 市 | 生ごみ処理容器等購入費補助制度 | 生ごみ処理容器：購入金額の 2/3、上限 3,000 円の補助 生ごみ処理機：購入金額の 2/3、上限 40,000 円の補助 |
| | 指定ごみ袋制度 | 可燃、不燃、プラスチック製容器包装の指定袋を導入。 |
| | リサイクル情報広場の設置 | 不用品情報コーナーの設置。 |
| | ごみの分別出前講座 | 町内会等各種団体や児童館、小学校等での出前講座の実施。 |
| | ノーレジ袋デーの制定 | 毎月 5 日を「ノーレジ袋デー」に制定。 |
| | マイバッグ普及促進協力店制度 | 市内においてマイバッグの持参を積極的に推進している店舗を広く市民等に推奨し、その活動を支援する。 |
| | 廃棄物減量等推進員（クリーンアドバイザー、クリーンパートナー） | 町内会からの推薦によるクリーンパートナー（115 名）、市の事業等に協力するクリーンアドバイザー（10 名）を委嘱。 |
| | 生ごみ処理容器等購入費助成金事業 | 生ごみの減量を図るため、生ごみ処理容器等の購入者に対し助成金を交付している。 |
| 白 井 市 | 指定ごみ袋制度 | 可燃ごみ（大、中、小）、不燃ごみ（小）、プラスチック製容器包装（大）の 3 種 |
| | 粗大ごみ有料化 | 粗大ごみ 1 点について、品目により 350 円～1,750 円 平成 19 年 4 月 1 日から開始 |
| | 指定ごみ収集袋 | 可燃ごみ、可燃ごみ（小）、不燃ごみ、ガラスびん、ペットボトルの 5 種類。 価格は販売先で決定し、収集料金及び処理手数料は含まない。 |
| 富 里 市 | 生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金 | 生ごみ堆肥化容器等購入者に対し、助成金を交付する。 生ごみ堆肥化容器：購入費の 1/2（100 円未満切り捨て）上限 3,000 円 生ごみ堆肥化機器：購入費の 1/2（100 円未満切り捨て）上限 25,000 円 |
| | エコショップ認定制度 | ごみの減量・リサイクル活動を積極的に実施する小売販売店を富里市ごみの減量・リサイクル協力店と認定し、消費者と店舗等との相互協力によるごみの減量・リサイクル運動の促進を図る。 |
| | ごみ指定袋 | 可燃ごみ 45 0：520 円/10 枚、30 0：420 円/10 枚、20 0：310 円/10 枚、10 0：160 円/10 枚 |
| 南 房 総 市 | レジ袋削減運動（3 つの買い物運動） | 3 つの買い物運動（簡易包装普及・過剰レジ袋お断り・買い物袋持参）として、環境学習会参加者等にエコバックを配布し、広報紙やホームページを活用して、啓発普及を実施している。 |
| 匝 瑤 市 | 指定ごみ袋制度 | 可燃ごみ袋大・不燃ごみ袋各 1 枚 40 円、可燃ごみ袋小・資源ごみ袋大・資源ごみシール各 1 枚 20 円、資源ごみ袋小 1 枚 10 円 |
| | 粗大ごみの戸別収集 | 粗大ごみは原則として処分場が市民が直接搬入することになっているが、自己搬入の困難な家庭に対して戸別収集を実施している。基本料金 2,000 円+400 円/100kg |
| | 生ごみ処理機等購入に対する補助 | 家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の購入者に対し補助金を交付する。 |
| 香 取 市 | 生ごみ処理容器等購入設置補助金交付制度 | 生ごみ処理容器等の購入設置に対して補助金を交付。 生ごみ処理容器（購入金額の 1/2、限度額 3,000 円） 生ごみ処理機（購入金額の 1/2、限度額 20,000 円） |
| | 指定ごみ袋制度 | 可燃ごみ袋（大：30 円、小：20 円） 不燃ごみ袋（大） ビンカン（大、小） ペットボトル（大） |
| | リサイクル拠点施設の整備 | 香取市循環型社会形成推進地域計画（平成 24 年 10 月改訂）に沿って、香取市リサイクル拠点施設を建設。 施設名：佐原清掃事務所、設置場所：香取市大崎 1900 番地、処理能力：4.7t/日（ストックヤード 414m ² ） 再資源化物の収集や枝木の破砕（チップ）及び発泡スチロールを減容処理することにより、資源化を推進する。 |
| 山 武 市 | 家庭用生ごみ堆肥化装置設置補助事業 | 生ごみの減量化を目的とし、生ごみ堆肥化装置の設置者に対し、補助金を交付する。 （1/2 以内、2 万円限度） |
| | 指定ごみ袋 | 可燃ごみ袋（大 40 円、小 20 円） ビン、カン、金属、ガラス（30 円）、ペットボトル（20 円） |
| い す み 市 | 指定ごみ袋 | 可燃ごみ袋 大（45 0）50 円/枚、中（20 0）30 円/枚 資源ごみ・不燃ごみ袋 大（45 0）20 円/枚、中（20 0）10 円/枚 |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|-----------|------------------------|--|
| 大 網 白 里 市 | 家庭ごみ処理の有料化事業 | 平成 21 年 10 月 1 日施行 一組あたり 可燃ごみ袋 特大:350 円 大:250 円 小:150 円 |
| | ごみ減量化推進事業 | 環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を目指すため、ごみ問題の現状を広く住民に理解してもらえるように情報を提供し、ごみ減量・資源化の啓発活動を行う。そのため、ホームページの情報充実、3R 啓発用パンフレットや市広報誌で周知をしていく。 |
| | 粗大ごみの有料戸別収集 | 粗大ごみについては有料制による戸別収集。 |
| 酒 々 井 町 | 指定ごみ袋 | 可燃・不燃・ビン・カン の 4 種指定 |
| | 生ごみ減量器具購入設置費補助事業 | 生ごみ処理機補助 購入金額の 1/2 上限 20,000 円 コンポスト容器 購入金額の 1/2 上限 3,000 円 |
| | 粗大ごみ有料化 | 有料戸別収集 (処理券 500 円、処理袋 250 円) |
| 栄 町 | 栄町生ごみ減量化機器等購入設置助成金交付要綱 | 生ごみ減量化機器 購入価格の 2/3 上限 40,000 円 1 世帯 1 基 生ごみ処理容器 (EM 容器) 購入価格の 2/3 上限 3,000 円 1 世帯 2 基 |
| | 資源回収運動奨励金交付要綱 | 再生可能な有価物の資源化を積極的に推進する為、資源回収団体に (自治会・子供会等) 資源回収運動奨励金を交付することにより、廃棄物の資源化等に対する意識の高揚を図ることを目的とする。種類:紙、繊維類、金属類、ガラス・陶器類 |
| | 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 | 手数料・燃やすごみ袋 大 48 円 中 27 円 小 16 円、資源物袋 大 20 円 中 15 円 小 10 円、資源物シール 20 円、燃やさない・有害ごみ袋 中 32 円 小 16 円、粗大ごみシール 110 円 |
| 神 崎 町 | 指定ごみ袋 | 可燃 (大)、不燃、ビン・カン、ペットボトル 1 袋 35 円 可燃 (小) 1 袋 20 円の 4 種指定 |
| | 生ごみ処理容器等購入設置補助金 | 生ごみ処理容器等購入した者に対し、その費用の一部を補助 コンポスト補助:1 個につき 3 千円 1 世帯 2 個まで 生ごみ処理機補助:購入価格の 1/2 で上限 25 千円 1 世帯 1 基まで EM 菌容器補助:1 個につき千円 1 世帯 4 個まで |
| 多 古 町 | 生ごみ処理機等設置事業 | 生ごみ処理機:購入価格の 1/2 25,000 円を限度 1 世帯 1 基 (7 年度につき 1 基) 生ごみ処理容器:購入価格の 1/2 3,000 円を限度 1 世帯 2 基 (1 年度につき 2 基) |
| | 指定ごみ袋有料化 | 可燃ごみ袋 大 (30 0) 40 円 / 枚、小 (15 0) 20 円 / 枚 不燃ごみ袋 (40 0) 40 円 / 枚 資源ごみ袋 大 (40 0) 20 円 / 枚、小 (20 0) 10 円 / 枚 資源ごみシール 20 円 / 枚 |
| 東 庄 町 | 生ごみ減量化促進事業 | 家庭用生ごみ処理機及びコンポストを購入し、設置する者に対し、購入額の 1/2 (3 万円を限度) として、補助金を交付。 |
| | 指定ごみ袋制度 | 可燃ごみ (指定袋有 有料): 大 40L 30 円 / 枚、小 25L 20 円 / 枚 不燃ごみ・資源ごみ (指定袋有 無料): 市場価格 紙類・衣類 (指定袋無 無料) |
| 九 十 九 里 町 | 環境浄化推進事業 | コンポスト及び家庭用生ゴミ処理機の購入者に対し、購入額の 1/2 (限度額: コンポスト 3,000 円、生ゴミ処理機 10,000 円) |
| | 指定ゴミ袋制度 | 燃えるゴミ専用袋、空き缶専用袋、不燃物専用袋の指定 |
| 芝 山 町 | ごみ処理手数料 | 一般家庭から出るごみの収集に手数料を徴収する。可燃ごみ一 大 1 枚 40 円、小 1 枚 30 円、不燃・資源・有害 1 枚 20 円、粗大ごみステッカー 1 品 200 円 |
| | 生ごみたい肥化容器等購入設置助成金 | 生ごみたい肥化容器等を購入した者に対し助成金を交付。 生ごみたい肥化容器 (コンポスト・密閉容器) 購入費の 1/2 (100 円未満切捨て) 5,000 円限度。 生ごみたい肥化機器 (電気式生ごみ処理機) 購入費の 1/2 (100 円未満切捨て) 20,000 円限度。 |
| 横 芝 光 町 | 指定ごみ袋の有料化 | 光地域は、可燃 (大) 40 円 / 枚、(小) 20 円 / 枚、不燃ごみ 40 円 / 枚、資源 (大袋) 20 円 / 枚、資源 (小袋) 10 円 / 枚、資源 (シール) 20 円 / 枚。 横芝地域は、可燃 (大) 40 円 / 枚、(小) 30 円 / 枚、不燃ごみ 20 円 / 枚、資源ごみ 20 円 / 枚、有害ごみ 20 円 / 枚、粗大ステッカー 200 円 / 枚 (粗大処理料は 1 品 200 円)。 |
| | 資源再生利用奨励金 | 平成 18 年 3 月 27 日制定。ごみの減量化を図るため、再生可能な有価物を回収した子供会や PTA 等の団体に対し、資源再生利用奨励金を交付する。回収対象物品は、紙類・繊維類・アルミ類 (3 円 / kg)、廃食用油 (20 円 / 0) |
| 一 宮 町 | 一宮町生ごみ肥料化容器購入設置費補助事業 | 生ごみ肥料化容器を購入し設置した者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することにより、生ごみの減量化及び再資源化を図ることを目的とする。 |
| 長 生 村 | 生ごみ処理機購入費補助金 | 生ごみ処理機を購入した者に対して購入額 (消費税及び地方消費税を除く) の 1/2 の補助金を交付。上限 3 万円 (平成 14 年 3 月 22 日制定) |
| 白 子 町 | 生ごみ処理容器等購入費補助金 | 一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器等を購入し設置した者に対し補助金を交付。(コンポスター: 購入額の 1/2、限度額 3,000 円、1 世帯 2 年度につき 2 基以内・生ごみ処理機: 購入額の 1/2、限度額 20,000 円、1 世帯 5 年度につき 1 基) |
| 長 南 町 | ごみ減量化対策施設設置整備補助 | コンポスト 購入価格×1/2 で 2,500 円上限 (2 基まで) EM ポリバケツ 購入価格 (2 個セット) ×1/2 で 2,000 円上限 (2 セットまで) 電気式生ごみ処理機 購入価格×1/2 で 15,000 円上限 |
| 大 多 喜 町 | 指定ゴミ袋 | 収集可燃ゴミ 有料 袋 大 50 円 小 30 円 (町指定ごみ袋の容量を (大) は 36L から 45L に変更、色は白半透明から黄色半透明に変更。) |
| | 生ごみ処理容器等購入事業 | 一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器等を購入し設置した者に対し補助金を交付。家庭用生ごみ処理機の購入者に対し 1 世帯あたり 1 台まで補助 (上限額 25,000 円 / 基)、生ごみ処理容器 (コンポスト) の購入者に対し 1 世帯あたり 2 台まで補助 (上限額 2,500 円 / 基)。 |
| 御 宿 町 | ごみ減量化対策事業 | 生ごみの肥料化、減量化に係る容器購入補助金交付事業 コンポスト: 購入額の 1/2 以内、限度額 3,000 円とし一 世帯 2 個まで 手作りコンポスト: 作製に係る経費の 1/2 以内、限度額 10,000 円とし一 世帯 1 個まで 生ごみ処理機: 購入額の 1/2 以内、限度額 30,000 円とし一 世帯 1 基まで 指定袋有 (平成 24 年 10 月 1 日〜) 燃やせるごみ専用袋 45 0 :50 円 /1 枚 20 0 :30 円 /1 枚 (購入金額の中に一部手数料を添加している) 資源ごみ・不燃ごみ専用袋 45 0 :15 円 /1 枚 20 0 :7 円 /1 枚 (処理手数料の添加なし) |
| 鯉 南 町 | 指定ゴミ袋 | 可燃ゴミ 1 枚あたり 20 0 :31 円、45 0 :52 円 |
| | 雑がみ分別収集 | 家庭から排出される古紙のうち、新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パックのいずれの区分にも入らない、紙箱、紙袋等の紙を分別し、資源ごみとして出してもらう。 |

ス 環境学習関連事業

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|-----------------------------------|--|
| 千 葉 市 | 千葉県環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針 | 市民、事業者、学校、地域、民間団体、市などの各主体が、環境保全・創造の意欲の増進、環境教育及び環境保全活動を進めていく上での方向性を示すとともに、それを推進するために市が進める施策を位置づけている。〈平成17年3月策定〉 |
| | 環境学習モデル校指定事業 | 学校における環境学習の推進を図るため、市内の小学校6校及び中学校6校(各区1校)を環境学習モデル校として指定し、その活動を支援することで学校における環境学習の活性化を図った。 |
| | ちばし環境フェスティバル | 市民に環境保全に対する意識を高めていただくため、「環境月間」・「環境の日」にあわせ、千葉県地球温暖化対策地域協議会と共同で講演会等の普及啓発活動を実施した。 |
| | 環境教育教材等作成事業 | 小学校(4～6年生)を対象とした「ちばキッズエコエコ大作戦」(9,300部)及び中学生を対象とした「環境学習ハンドブック」(8,800部)を作成し、配布した。(配布対象:公立の小学4年生及び中学1年生全員) |
| | ごみ分別スクール | ごみ減量の意識向上や実践行動の普及のため、小学校4年生を対象に、3R等についての参加体験型環境学習を実施した。〈平成30年度実績〉実施校112校 参加者数8,253人 |
| | ごみ出しチェック隊「ヘラソーズ」 | ごみ分別スクールを受講した児童が、スクール受講後も引き続きごみの減量・リサイクルに対して関心を持ち続けられるよう、各家庭でごみの分別やリサイクルに繋がる行動を一週間繰り返して行い、チェックシートを付ける取組を実施した。平成30年度は若葉区・緑区内の小学生を対象に実施。〈平成30年度実績〉実施校13校 参加者数607人 |
| | 「へらそうくんルーム」 | 幼少期から3Rの考え方に慣れ親しむため、保育所(園)、幼稚園に通う未就学児を対象に、3R教育図書の紙芝居の読み聞かせや、ごみ分別ゲームを行った。〈平成30年度実績〉実施箇所12箇所 参加者数697人 |
| | ごみ処理施設見学ツアー | 小学4～6年生とその保護者を対象とした、ごみ処理施設見学ツアーを実施。〈平成30年度実績〉実施回数2回 参加人数38組76人 |
| | 今すぐ実践!ごみ減量講習会 | 廃棄物行政に関する興味・関心を高めるため、町内自治会等の地域団体等を対象に、ごみの分別や減量方法等について講習会を開催した。〈平成30年度実績〉実施回数11回 |
| | 生ごみ資源化アドバイザー養成講座 | 生ごみの減量・資源化に関する知識を地域に市民に広く周知するため、生ごみに関する専門知識を有し、地域団体等に助言を行う役割を担う「生ごみ資源化アドバイザー」を養成する講座を開催した。〈平成30年度実績〉受講者数17人 |
| | エコレシビリティ講習会 | 可燃ごみの多くを占める生ごみを減らすため、高校生等を対象に、生ごみとして捨てられてしまう野菜の皮などを無駄なく活用する調理法等を学ぶ講習会を開催した。〈平成30年度実績〉3回 参加者数70人 |
| 銚 子 市 | 市民ふれあい講座「ごみの出し方・分け方・リサイクルについて」 | 市民・学校からの要望により、生活環境課から講師(職員)を派遣し出前講座を実施 |
| 市 川 市 | いちかわこども環境クラブ | 地域で環境学習や実践的な活動を行っていることもその保護者が、グループとして加入しており、市ではその活動を支援するため、環境情報や環境学習の場を提供している。〈平成30年度末実績〉登録団体数21団体 登録者数219人 |
| | 自然環境講座 | 子どもから大人まで幅広い世代が市川市内の自然環境へ関心を持つきっかけを提供し、自然環境保全の担い手となる市民を養成することを目的として開催している。市内の自然環境を訪れ、講師から参加者へ生きものや自然の特徴について解説する。〈平成30年度実績〉開催回数4回 参加者数延べ48人 |
| | 大学との包括協定に基づく環境学習の推進 | 千葉商科大学との包括協定に基づき、「環境学習講師人材育成研修」を受講した学生(20名)が、小学校4年生を対象とした環境学習(授業)を実施した。(実施校7校17クラス534名)また、和洋女子大学との包括協定に基づき、学生が環境学習用教材「環境かるた」の絵札(イラスト)を作成し、環境かるた大会を実施した。(かるた大会の参加者136人) |
| | 学校等での環境学習の推進 | 市内の学校に対して、各教科や総合的な学習の時間等で、環境学習に取り組んでもらうために、自然環境、ごみとリサイクル、地球温暖化等に関する授業の支援や本市作成の冊子類の配布等を行っている。〈平成30年度実績〉学校における環境学習の実施10校26クラス803名 |
| | 事業者に対する環境学習 | 環境問題への取り組みを推進し、企業と行政で情報の共有を図るため、企業主催の環境情報交流会に参加し、講演等を実施している。〈平成30年度実績〉実施回数1回 参加者9事業者 |
| | リサイクル施設見学ツアー | 分別や減量など、ごみに関する意識を高めてもらうため、リサイクル施設(ごみ処理施設)の見学ツアーを実施した。〈平成30年度実績〉実施回数1回 参加人数16人(親子対象)、1回19人(市民対象) |
| 船 橋 市 | 夏休みセミのぬけがら調査 | 夏の代表的な昆虫であるセミのぬけがらを調べることにより、身近な自然への関心を深める目的で実施している。講師と共に、ぬけがらを収集・分類し、標本を作成する。平成30年度全3回101名 |
| | ふなばし環境フェア | 市民・企業・行政が一体となって環境意識向上を図るため、日頃の活動のパネル展示や体験実演等を行うほか、市本庁舎内で環境パネル展を実施。(平成30年度)約520人 |
| | 三番瀬の生き物ががし | 貴重な干潟である三番瀬に住む生き物に触れることにより、干潟の自然浄化能力や生態系について学び、身近な自然への関心を深め、もって自然環境保全思想の醸成を図る。平成30年度以降はふなばし三番瀬環境学習館において毎月イベントワークショップ「干潟の生きものを探そう」として開催。〈平成30年度〉453名 |
| | 環境新聞「エコふなばし」の配布 | 地域から世界規模での環境問題を取り上げ、市民等の環境保全活動の促進を目的に、年1回各戸配布する。 |
| | 自然散策会 | 平成27年4月にリニューアルした自然散策マップを基に、市内の豊かな自然を講師による生物等の解説を聞き、楽しみながら歩く。(平成30年度不開催) |
| | ふなばし三番瀬環境学習館 | 東京湾最奥部に残された貴重な干潟・浅海域という自然を「知る」「考える」「学ぶ」というテーマで体験し、三番瀬に興味や関心を持ってもらうことなどを目的としている。 |
| | 学校等での環境学習の推進 | ごみ減量の意識向上や実践行動の普及のため、小学生を対象に、3R等についての学習を実施した。〈平成30年度実績〉実施校10校 参加者数819人 |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|------------------------------------|--|
| 館 山 市 | 環境美化ポスター募集 | 市内小学生より募集し、表彰及び市内公共施設、商業施設に展示。 |
| | 春のごみゼロ週間 | 5月～6月に期間を設け、地区町内会、団体が市内清掃を実施した。 |
| | ごみの分別と出し方のマナーに関する出前講座 | 町内会や清掃事務所などを対象に、ごみの分別方法について理解を深め、実践していただくことを目的とした出前講座を設けている。 |
| | 鏡ヶ浦クリーン作戦 | 市民、企業、団体に呼び掛け、鏡ヶ浦(館山湾)を中心とした海岸清掃を実施した。春と夏、その他海岸の状況により実施した。 |
| 木 更 津 市 | 秋のごみゼロ週間 | 10月～11月に期間を設け、地区町内会、団体が市内清掃を実施した。 |
| | リサイクルフェア | 平成29年10月15日にリサイクルフェアを実施。リサイクル促進ポスターコンクール、資源ごみの回収、3Rクイズ・ゲームの実施、堆肥の配布、3R啓発パンフレットの配布。 |
| 松 戸 市 | 環境学習会 | ごみの減量化及び適切な分別を図るため、市民からの要望に応じて環境学習会を実施。 |
| | ごみツアー | 清掃施設を広く市民に見学してもらい、清掃事業に対する関心と理解を深める。 (平成30年度 192名参加) |
| | 環境学習講座 | 市内の小中学校を対象に環境問題に関する様々な出前講座を実施。 ・平成30年度は延べ17回実施し、延べ参加者数は1,384人 |
| 茂 原 市 | 里やまボランティア入門講座 | 松戸市の緑を守り育む「緑の担い手づくり」を目的として、市民団体ネットワークと中間支援組織、そして行政の3者協働によるプロジェクトです。平成15年度より16回開催しました。(平成30年度未現在) |
| | 夏休み体験学習 | 平成30年8月22日、24日実施。市内小学生を対象とし、人力発電等に挑戦し、地球温暖化についての学習を実施した。 参加人数：56人 |
| 成 田 市 | 環境講演会 | 講師を招き、環境保全についての講演会を開催する。 平成30年度 講師「らんま先生」テーマ「eco実験パフォーマンスショー」参加人数：175人 |
| | 環境学習会 | 印旛沼に関する施設見学や成田市の自然を観察し、環境への理解を深めるための学習会を実施した。 平成30年度(5回開催)参加人数：121人 |
| | リサイクル教室・フリーマーケット | 一般廃棄物の減量化、資源化啓発のため、リサイクルプラザにおいてリサイクル教室・フリーマーケット等を開催する。 平成30年度フリーマーケット2回開催、参加者：490人。リサイクル教室4回開催、参加者：31人。 |
| 佐 倉 市 | 水辺観察会 | 市内の水辺環境について、講義及び野外活動を実施。(平成30年度1回実施 18人参加) |
| | 印旛沼公開講座 | (公財)印旛沼環境基金との共催による印旛沼に関する環境学習講座。 (平成30年度3回開催 延べ140人参加) |
| | 生きもの見つけ隊 | 環境保全活動を市民協働で実施している市内の谷津において、中学生以下を対象とした生きもの観察会を開催。(平成30年度2回開催 延べ87人参加) |
| | 親子で学ぼう印旛沼 | (公財)印旛沼環境基金との共催で、家族連れを対象に観光船を利用した印旛沼観察会を開催し、親子で楽しみながら印旛沼の水質や自然について理解を深めてもらう。(平成30年度1回開催 32人参加) |
| 旭 市 | まちづくり出前講座「ごみの減量とリサイクル～身近なことから始めよう」 | 市民(10人以上で構成された団体、グループ等)からの要望により、環境課から職員を派遣し出前講座を実施する。 |
| 習 志 野 市 | 環境フェア | 市民に環境問題について考えていただく機会を提供することを目的に、地元企業と協働で毎年6月に開催。 |
| | 環境教育の実践 | 市内小学校4年生を対象にクリーンセンター、リサイクルプラザ、谷津干潟自然観察センター等の見学を通して環境教育の実践を行っている。平成30年度 16校参加 参加者数 1,475人 |
| | リサイクル体験教室 | ごみの減量及びリサイクル促進のため、リサイクルプラザにおいてリサイクル体験教室を開催。 平成30年度 24回開催 参加人数 282人 |
| | 谷津干潟の日 (谷津干潟自然観察センター) | 国指定鳥獣保護区である谷津干潟が平成5年6月10日にラムサール条約登録湿地に認定され、平成9年に市民と行政が共に協力して都市と自然との共生を目指した保全を図るため、6月10日を「谷津干潟の日」とし、平成11年に習志野市環境基本条例にて規定。 毎年6月に市民によるゴミ・アオサ回収や講演会などのイベントを開催。平成30年度は9,742人が参加。 |
| | 観察会 (谷津干潟自然観察センター) | 初心者を対象とした観察会、子供向けの観察会、体の五感を活用する自然体験観察会などを開催。 平成30年度 参加者延べ人数 621人 |
| | 講演(谷津干潟自然観察センター) | 中央博物館学芸員トーク、やつひがたサイエンスカフェなど、様々なテーマで多くの人が楽しめる講演を実施。平成30年度 参加者延べ人数 275人 |
| | 展示(谷津干潟自然観察センター) | 羊毛フェルトで作られた野鳥の展示や谷津干潟に生息する生きものを題材にした作品展などを開催。 |
| 柏 市 | 柏市リサイクルプラザ市民啓発事業 | 柏市リサイクルプラザにおいて、ごみの減量・リサイクルに関する各種講座や教室などの啓発事業を委託により実施。予算額：7,885千円 |
| | 手賀沼船上探鳥会 | 手賀沼に生息、飛来する野鳥の観察をとおり、自然環境の保全への意識高揚を図る。NPO法人かしわ環境ステーションへの委託により実施。 |
| | 市内巡回写真展 | 「柏の自然と生きもの 今と昔」をテーマに、市内2箇所写真展を開催。 |
| | 手賀沼船上見学 | 手賀沼や流域河川の浄化のため、市内小学生を対象に手賀沼船上見学を実施。 |
| | かしわ環境フェスタ | 「遊んで学ぼう!エコのこと」をテーマに、体験型ブース、ステージイベント、エコスタンプラリー等、子供から大人まで楽しみながら学ぶことができる環境イベントを開催。 |
| 勝 浦 市 | 環境学習会 | 「ホテル再生への取り組み～鶴原 苗代川～」をテーマに講演会を実施。 参加人数：29人 予算：30千円 |
| 市 原 市 | 市原市環境学習基本方針 | 平成20年2月策定。環境学習の推進に向けて「環境を自らの課題としてとらえ、その解決に向けて行動できる人づくり」を目指す。 |
| | いちはら環境フェスタ | 各種団体による環境保全活動、ごみ減量化、リサイクル等の展示・実演、フリーマーケット等を行う。来場者6,000人、予算1,732千円 |
| | 自然観察会 | いちはら自然教室(30)、巨木めぐり(24)、昆虫教室(36)、水辺の観察会(31)、野鳥観察会(25)、予算90千円 ※()内は参加人数 |
| 流 山 市 | 環境保全推進絵手紙展 | 環境をテーマにした絵手紙を市内在住、在勤、在学者から募集し、入賞者を表彰する。 平成30年度応募総数1,567通、予算208千円 |
| | 市民環境講座 | 市民環境講座：4回実施。参加人数423人。 |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|----------------------|---|
| 八 千 代 市 | (夏休み) 子ども環境教室 | テーマ:「自分だけの竹灯ろうを作ろう」 開催日:平成30年7月24日 参加者:32名 |
| | 作品展「八千代の環境展」 | 八千代市の自然風景や生き物、谷津・里山やほたるの里、グリーンカーテンなどをテーマにした写真や作品などを展示した。(平成30年6月20日～6月24日実施) 来場者1,103名 |
| | 里山楽校 | 平成23年から。受講者9名。市内の谷津、里山を保全・再生・活用するための担い手育成。里山整備に必要な知識や技術講習、チェンソーの安全講習を実施した。 |
| | 里山楽習会 in やちよ | 里山保全に関する講演会を開催し、保全活動や生物多様性について学び考えた。 平成31年2月11日開催 参加人数55名 |
| | ごみ減量学習会(小学校・自治会) | 市内小学校において16回及び自治会等において7回、ごみ減量や適正分別に関する学習会を開催した。 (参加人数計1,590人) |
| 我 孫 子 市 | 手賀沼船上学習 | 手賀沼の現状を知るとともに、自然への関心向上のため、おもに市内小学校高学年を対象に実施している。(平成30年度は参加者290人) |
| | 環境学習 | 夏休み期間中、小学生を対象に様々な環境学習会を実施。(平成30年度は4回実施、参加者82人) 夏休み以外の期間は、リサイクルにつながる、廃棄物を用いた環境工作を実施。(平成30年度は2回実施、参加者36人) |
| | 手賀沼浄化啓発に関するパンフレットの作成 | 手賀沼の浄化に関するパンフレット及び生き物に関するパンフレットを作成し、船上学習会等で配付を行い、市民への啓発を図る。 |
| 鴨 川 市 | 学校花壇コンクール | 市内小中学校の児童・生徒が整備した花壇を対象に花壇コンクールを実施。 平成30年度は小中学校11校が対象。 |
| | 施設見学会 | 市内小学生のごみ処理施設、し尿処理施設の見学会。 |
| 鎌 ヶ 谷 市 | 環境講座等 | 環境保全啓発事業として、自然観察会、工作教室、展示会等を実施。 平成30年度は12回(内、こども環境講座は2回)実施。 延べ参加人数192人。 |
| | 第10回かまがや環境フェア | 市民まつりと同時開催。市民・事業者・市が協働で生活環境・自然環境・地球環境理解を深め、行動することを目的に、ワークショップ、企業のブース出展、市内小中学校のみどりのカーテンについてや、環境保全団体等によるパネル展示を実施。来場者は1,282人。 |
| | ごみ分別出前講座 | 市民からの依頼を受け、ごみの分別についての講義及び参加者からの質疑応答に答える。 |
| | 環境美化に関するパンフレットの配布 | 小学校1年生及び4年生向けに環境美化を身近な所から考えてもらう内容のパンフレットを作成、配布を実施。 |
| | 食品ロス関連のパンフレットの配布 | 毎年、クリーンセンターしらさぎの施設見学を行っている小学校3年生向けに食品ロスについて考えてもらうパンフレットを作成、配布を実施している。 |
| 君 津 市 | エコスクール認定事業 | 平成18年4月から実施 市内の小中学校で君津市環境マネジメントシステムに準じた取り組みとして、環境方針を定め、行動内容・役割分担などを計画することで、PDCAサイクルを構築し、学校の自主的な環境配慮の取り組みを奨励する。 |
| 富 津 市 | エコスクール | 環境についての学習会 |
| 浦 安 市 | 環境フェア | 市民団体・事業者・行政等の出展により、市民に環境問題を身近なものに感じてもらい、一人ひとりが自発的に環境保全活動に取り組む機会となるよう啓発を行う。 ※平成30年度は「多文化共生フェスティバル」と合同開催。 ＜平成30年度実績＞来場者数約10,000人(2イベント合計) |
| | 環境ポスター展 | 市内小・中学生及び高校生を対象に、環境に関するテーマのポスターの募集及び展示をする。 ＜平成30年度実績＞応募数318点 |
| | 環境学習講座等 | 市民の環境問題などについての意識を高め、自ら進んで環境に配慮した行動を学んでいくため、「こども環境学習体験講座」や「森林と親しむ講座」等を行う。 |
| | 環境学習基本方針 | 平成22年3月策定。家庭や地域、市民活動団体、学校、事業者、行政の連携と協働のもと、環境学習に対する意識を高め、環境に配慮した行動の推進を図るための考え方や方向性を示すことを目的とする。 |
| | 三番瀬環境観察施設整備事業 | 三番瀬及び浦安市内での環境学習の拠点となる、環境観察施設を建設(開館は令和元年6月2日)。 |
| | 袖 ヶ 浦 市 | 環境学習講座 |
| 自然散策会 | | 年2回(7月7日、3月17日) 参加者合計:51人 |
| 環境啓発活動 | | 市民会館まつり 開催日:平成30年11月3日、4日 実施内容:環境学習講座の案内、環境啓発物品の配布等 |
| 印 西 市 | いんざい自然探訪 | 市内の自然環境とそこに生息する生物の実態を知ってもらい、市民の環境保全に対する意識の高揚を図る。 平成30年度:5回開催、参加人数131名 |
| | 環境フェスタ | 環境月間に合わせイベントを開催し、環境団体や企業がブースを設け、ごみ減量や環境保全に関する啓発を行う。14団体参加。 |
| | ごみ・リサイクル施設見学会 | ごみの分別や減量など、ごみに関する意識を高めてもらうため、市内リサイクル施設(ごみ処理施設)を見学するバスツアーを実施。 【廃棄物減量等推進員向け:17名/親子向け:20名/市民向け:20名】 |
| 白 井 市 | 第17回環境フォーラム | 【体験活動】 手賀沼の観察(平成30年9月29日開催、参加者22名) 【パネル展示】 ・パネルを用意し、各団体の取組等を紹介。 ・生き物を展示して市の生物の豊かさをPR。 ・白井に自生している材料を使った3種のクラフト体験、同じく自生しているよぎを使ったマフィン作りで若い世代の親子の参加を促す(平成31年1月26日開催)。 |
| | ごみ処理・リサイクル施設見学会 | ごみ処理施設及びリサイクル中間処理施設の見学会を開催することにより、ごみ減量化・資源化に対する市民意識の高揚を図る。 |
| | 里山学校 | NPO法人谷田武西の原っぱと森の会と共催で講座を6回実施。 |
| | 川の学校 | 神崎川を守るしろい八幡溜の会と共催で講座を2回実施。 |
| | けやき台多目的広場ビオトープづくり | まどか幼稚園と共催で自然体験の場づくりとして新たにビオトープを造成。造成から講座までを参加者を募り実施。 |
| | 環境学習授業 | 団体と協働で市内2つの小学校で教育計画に基づいた体験等を取り入れた授業の実施。 |
| | 市内にいる水生生物の展示 | サワガニ、二ホンウナギ、ヘイケボタル等市内に生息する水生生物の展示。 |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|--------------------|--|
| 富 里 市 | 環境美化ポスター展 | 小学校 5 年生を対象にポイ捨て防止に関するポスターの募集と展示を行う。 |
| 南 房 総 市 | 市民環境学習会 | 一般市民や事業者を対象に、身近な環境問題について市民が参加しやすい休日を利用し、学習会を実施。 (平成 30 年度 平成 31 年 2 月 2 日開催 参加者 35 人) |
| | 学校環境学習会 | 小・中学校に千葉県環境学習アドバイザー等の講師を派遣し、環境学習を行っている。 (平成 30 年度 8 校 422 人) |
| | 環境ポスターコンテスト | 市内小学 4 ～ 6 年生を対象に環境ポスターを募集し、コンテストを実施。入賞作品を公共施設に展示し、市民等に啓発・推進を行う。入賞作品は、市が作成するエコライフカレンダーに掲載する。 (平成 30 年度 応募数 628 点) |
| | 環境標語コンテスト | 中学生以上の市民等を対象に環境標語を募集し、コンテストを実施。入賞作品を公共施設に展示し、市民等に推進・啓発を行う。入賞作品は市が作成するエコライフカレンダーに掲載する。 (平成 30 年度 応募数 632 点) |
| 香 取 市 | 香取市環境フォーラム 2018 | 平成 30 年 6 月 17 日 (日) テーマ: 活かそう資源 減らそうごみ ふるさと香取を再生しよう 内容: 基調講演: お財布と地球に優しい 3R 講座 事例発表: 「地域でできる取り組みについて」・「プラマークの分別について」 同時開催イベント: 環境川柳、環境パネル展、環境活動団体活動報告、環境学習紹介 参加人数: 78 人 予算額: 100 千円 |
| | 自然観察会 | 平成 30 年 5 月 20 日 (日)・10 月 21 日 (日) 参加人数: 45 人 予算額: 35 千円 |
| | ホテル観察会 | 平成 30 年 7 月 6 日 (金) 市内生息箇所にて地元小学生とその保護者を対象とした観察会を実施 参加人数: 21 人 予算額: 13 千円 |
| 栄 町 | ごみの分別講習会 | 住民の方に家庭ごみを適正に分別して頂くために町内会・自治会・イベント等に出向きごみの分別講習会を実施。町内会等 5 回 約 200 人、イベント 2 回 約 500 人 |
| 多 古 町 | 家庭教育学級内での環境学習 | 年 1 回、こども園の園児を対象に環境学習を実施。クイズやストップザ温暖化体操を行い環境について学ぶ。 |
| | イベントにおける中学生のごみ分別活動 | あじさい祭において、中学生によるゴミ分別隊を組織し、分別方法を学びながら、会場内のゴミの収集を行う。 |

セ 環境保全活動への助成

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|---------------------|---|
| 千 葉 市 | 地域環境保全自主活動事業補助 | 市内で環境保全活動を自主的に実施している団体に対し、対象事業を行うために要した経費から、参加費等を控除した額の 1/2 (上限 10 万円) を補助する。 |
| | 低公害車導入補助事業 | 平成 4 年 4 月 1 日から実施。ごみ収集事業者、貨物・旅客運送事業者などを対象に、天然ガス・ハイブリッドのトラック・バスなどの低公害車の導入費用の一部を補助する。 |
| 銚 子 市 | 環境保全活動費補助 | 市民等で構成する団体が行う環境保全活動に要する経費の一部を補助する。 |
| | 地域環境保全活動支援 | 産業廃棄物の不法投棄防止活動を実施している自主警備団に対し支援を行う。 |
| 市 川 市 | 環境活動団体支援事業 | 市川市内の環境活動団体の自発的な環境活動を推進するため、登録団体に対し、環境情報の提供等の支援を行っている。 <平成 30 年度末> 登録団体数 33 団体 |
| | 雨水貯留浸透施設設置助成事業 | 地下水涵養、水資源の有効利用のため、雨水小型貯留施設 (雨補取付型、浄化槽転用型)、雨水浸透施設 (浸透柵、トレンチ) を設置する市民に助成を行っている。 <平成 30 年度実績> 助成件数 貯留施設 6 件 浸透施設 0 件 |
| | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 生活環境の保全と公衆衛生の向上のため、高度処理型合併処理浄化槽を設置するものに対し補助を行うもので、一基あたりの補助金額は 756 千円を限度としている。 <平成 30 年度実績> 補助設置基數 5 基 |
| 船 橋 市 | 雨水浸透ます等設置事業補助金 | 雨水の流出抑制と健全な水循環の再生を図るため、船橋市内の住宅等の敷地に雨水浸透ます・雨どい取付型雨水貯留タンク・浄化槽転用雨水貯留施設の設置を行うものに対し、雨水浸透ます等設置事業補助金を交付するものである。既存ます改修の場合、補助限度額を増額している。 |
| 館 山 市 | 自然環境保全活動団体支援事業 | 市内において、環境保全活動 (環境保全、動植物の保護・観察・研究等) を行っている団体に対し補助金を交付。 |
| 木 更 津 市 | 木更津市盤洲干潟保全事業 | 市民が盤洲干潟の自然とふれあえるよう、またその保全意識を高めることができるよう自然環境保護団体の活動に対し補助金を交付する。 |
| 松 戸 市 | 松戸市地区環境美化組織連合会事業補助金 | 地域の環境美化活動を自主的に行うことを目的とした町会・自治会が集まって構成する松戸市地区環境美化組織連合会に対し補助金を交付し、組織の運営及び活動内容の充実を図る。補助金額 320 千円 <平成 30 年度> 59 町会 34,127 世帯 |
| | 水質浄化活動団体等に対する助成金 | 市内河川の水質浄化活動 (周辺美化も含む) を支援するため、その活動に要する経費について補助金を交付する。構成員数 20 名以上 (助成金は経費の 1/2 以内で 5 万円を限度とする) 補助金額 600 千円 (平成 30 年度 11 団体) |
| 野 田 市 | 野田市環境美化負担金 | 街の環境浄化を図るため、不法投棄物清掃、下水清掃及び市道等の雑草除去を行ったものに対し、環境美化負担金を交付する。一人あたり 250 円、使用車両 1 台につき 500 円。 |
| 茂 原 市 | 容器包装廃棄物等回収報償金事業 | 自治会、子供会、婦人会、老人会、学校及び PTA が行う資源ごみ回収事業に対し、報償金を交付。 |
| 成 田 市 | 地域環境啓発事業助成金 | なりた環境ネットワークの会員が行う環境保全活動、環境学習活動、アダプト制度等への助成・支援として、5 万円を限度に学習用具・清掃用具等の提供を行う。 |
| | 雨水貯留施設設置費補助事業 | 水資源の有効な利用、雨水の流出の抑制及び水質汚濁の防止を図り、健全な水循環の保全に資することを目的とする。(小規模雨水貯留施設: 3 万円を限度とする。浄化槽転用型雨水貯留施設: 10 万円を限度とする。) |
| | じんかい集積所等設置費補助金 | じんかい集積所等の設置を奨励するため、集積所の新設及び改造、資源物回収所の新設及び改造並びに移動集積カゴの設置に対し区・自治会等に補助金を交付する。 |
| 東 金 市 | ごみ集積場設置補助金 | ごみ集積場を管理し、又は管理しようとしている住民団体が集積場を設置又は改修した場合に補助金を交付する。補助額: 設置にかかる費用の 3 分の 1 の額で、25,000 円を限度。 |
| 旭 市 | きれいな旭をつくる会補助事業 | きれいな旭をつくる運動を推進するため、環境美化活動を推進する団体への助成を行う。 |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|--------------------------|---|
| 柏 市 | 柏市市民公益活動補助制度 | (柏市民公益活動育成補助金) 市内で市民公益活動を行う設立5年未満の市民公益活動団体を対象に立ち上げ及び連携事業の財政的支援の手段として補助金を交付。3回まで交付可能。活動事業費の9/10への補助割合で上限20万円。 (柏市民公益活動支援補助金) 市内で市民公益活動を行う団体で市の基金団体として登録している団体に対し、市民や企業等からの寄附を原資に、その寄附額を限度に補助。 |
| 勝 浦 市 | 環境ポスター・標語の表彰 | 市内小中学校の児童生徒(ポスター・標語)から作品を募集し、優れた作品を表彰、紹介することにより、広く環境保全の意識高揚を図る。 |
| 市 原 市 | 3R推進月間ポスター表彰 | 3R推進月間(10月)にあわせ、市内小中学校を対象にごみの減量化とリサイクルをテーマにしたポスターを募集し、優秀作品を表彰している。 |
| | 清掃事業功労者への感謝状贈呈 | 清掃事業の推進及び環境美化等に貢献した者に対し感謝状を贈呈する。 |
| 我 孫 子 市 | 我孫子市雨水貯留タンク設置補助金 | 市内に所有する家屋等(建築物)の敷地に、150リットル以上の雨水貯留タンク(雨水流出を抑制し、浸水被害の軽減効果施設)を設置しようとする者に補助。補助額:1基30,000円(2基以上50,000円)を限度。 |
| 鴨 川 市 | 生活環境整備促進事業補助金 | 地域の環境美化活動を通じ住民の連帯意識の高揚と健康で明るい地域づくりを積極的に実施する団体に補助金を交付する。 |
| | ごみ集積施設整備事業補助金 | 地域で設置するごみ集積施設に要する費用の一部を補助することにより、環境美化と衛生的な処理の普及を図る。(1施設につき購入費の1/2の額。上限25,000円) |
| 鎌 ヶ 谷 市 | ごみの散乱のない快適なまちづくり推進団体への支援 | 平成17年9月30日制定。市の推進団体としての登録を行った市内の道路等の清掃活動等を行っている団体へ清掃用具等を貸与している。 |
| | ごみの散乱のない快適なまちづくり推進団体表彰 | 平成17年9月30日制定。市内の道路等の清掃活動等を行っている団体及び個人に対し、実績(未成年団体は1年、成人団体及び個人は3年)に応じて表彰し、快適なまちづくりを推進する。 |
| 富 津 市 | 環境美化事業補助金 | 環境美化活動を積極的に実施する市内の団体に補助金を交付する。 |
| 浦 安 市 | 三番瀬を保全する市民の活動への支援 | 市民団体が主催する三番瀬クリーンアップ大作戦やミニクリーンアップに対して支援を行う。 |
| 四 街 道 市 | 環境美化表彰 | 市内において環境美化活動を行い、その推進に顕著な功績のあった者を表彰することにより、その功績をたたえ環境美化意識の高揚を図る。被表彰者:個人・団体10名以内 |
| | 小規模雨水利用設備設置補助事業 | 雨水の有効利用を推進するため、自らが居住する住宅に小規模雨水利用設備を購入し、設置した市民に対し補助金を交付する。 |
| 富 里 市 | 不用品集積所設置補助金 | 不用品集積所の設置に要する費用の一部を補助することにより、生活環境の保全を図り、市民生活の向上を図る。費用の1/3の額 上限18,000円/1箇所 |
| 南 房 総 市 | ごみ集積場整備事業補助金 | 家庭から排出される一般ごみを円滑かつ衛生的に収集することにより環境美化及び衛生的な処理の普及を積極的に推進するため、ごみ集積場を整備する市内の行政区に対し、補助金を交付。1施設につき事業に要する経費の1/2以内とし、25,000円を限度。 |
| | 環境美化活動推進事業の補助 | 平成22年7月制定。市の環境保全のため、市内の行政区又は地区で行う環境美化、景観美化、衛生環境美化に関する活動に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。 区域の世帯数に200円を乗じ、行政区に対しては上限50,000円、地区に対しては上限500,000円とする。 |
| 香 取 市 | 香取市環境保全活動ネットワーク事業補助金 | 市内で活動する環境保全団体の連携を促進し環境保全活動のネットワーク化を図る。 対象団体:かとり市民環境ネットワーク等 補助金額:1/2 最大100,000円 |
| | 香取市河川環境保全事業補助金 | 黒部川地域の豊かな自然環境を保全し、ふるさとの川として次代に継承するため、補助金を交付する。 対象団体:黒部川をふるさとの川にする会 補助金額:1,000,000円 |
| 山 武 市 | 不法投棄防止活動団体支援事業 | 環境活動に要する経費、パトロール車の維持に要する経費などに対し補助金を交付する。 (補助対象経費の1/2以内・監視活動に要する経費 上限50,000円・看板の設置に要する経費 上限100,000円) |
| | ごみ集積所施設整備支援事業 | 住民団体等が設置する可燃ごみ集積所の設置、修繕に要する費用の一部を補助する。新設:経費の1/2 上限80,000円、修繕:経費の1/2 上限25,000円 |
| | 不燃ごみ集積所設置支援事業 | 住民団体が設置する不燃ごみ集積所の設置、修繕に要する費用の一部を補助する。新設:経費の1/2 上限400,000円、修繕:経費の1/2 上限25,000円 |
| 栄 町 | ごみ集積所設置助成金 | 地域で設置するごみ集積所の設置、改築又は修繕に要する費用の一部を助成することにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。1集積所の費用の1/2の額 上限4万円 |
| 東 庄 町 | 不法投棄廃棄物処理費補助金 | 地域の環境衛生を図るため、不燃物置場・リサイクルステーションに不法に投棄された処理経費に対し、補助金を交付する。不燃物置場を設置している区が対象。 |
| | 環境衛生改善施設費補助金 | 地域の環境衛生を図るため、町民が共同で管理する環境衛生改善施設に対し補助金を交付する。 |
| 横 芝 光 町 | 資源ごみ集積所施設整備事業 | 地域で発生する資源ごみの適正な管理、環境保全を図るため、資源ごみ集積所施設の整備に対して補助金を交付。 補助金額は、整備に係る工事費の全額。(上限、新築30万円・増改築20万円) |
| 一 宮 町 | 一宮町海岸環境保護活動補助事業 | 大塚実海と緑の基金条例第1条の趣旨に賛同し、海岸等の環境保護活動を開始しようとする団体又は既に開始している団体に補助金を交付する。 |
| 白 子 町 | 環境美化活動推進事業助成金 | 町内の環境美化及び水質保全活動を実施している団体に対し助成金を交付。 |
| 長 柄 町 | 不燃物等収集ステーション整備事業補助金 | 町民の生活環境の向上を図るとともに、町の自然環境保全の推進を図る。 施設の設置に要する経費の2/3以内で予算の範囲内 <昭和51年1月11日告示> |
| 長 南 町 | 不法投棄の情報提供に関する協定 | 郵便局と不法投棄等に関する協定を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。 |
| 御 宿 町 | 環境保全推進事業 | 団体が実施する再資源化に係る有価物回収事業に対し、補助金を交付する。(営利を目的とするものを除く。)有価物回収重量3円/kg |
| 鋸 南 町 | 鋸南町ごみ集積場整備事業補助金 | 家庭から排出される一般ごみを円滑かつ衛生的に収集することにより、環境美化及び衛生的な処理の普及を積極的に推進するため、ごみ集積場を整備する行政区に対し、補助金を交付する。1施設につき事業に要する経費の1/2以内とし、25,000円を限度。 |

ソ 環境白書作成状況

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|---|--|
| 千 葉 市 | 千葉市環境白書 | 千葉市環境基本条例に基づき、市民に環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするため、年に1回毎年作成。 |
| 市 川 市 | 市川市環境白書 | 市川市環境基本条例に基づき、毎年度、環境の現況、環境の保全及び創造に関する施策の進捗状況、環境施策の動向等を公表。 |
| 船 橋 市 | 環境白書（船橋市の環境） | 毎年作成 |
| 松 戸 市 | 環境の現状と対策 | |
| 成 田 市 | 成田市の環境（環境白書） | 成田市環境基本条例に基づき、成田市の状況や環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするため、環境の概要を10年間まとめたものを年に1回作成。 |
| 佐 倉 市 | 佐倉市環境白書 | 佐倉市環境基本条例に基づき、市民に環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策等を明らかにするため、定期的に作成し、公表する。 |
| 習 志 野 市 | データで見る習志野市の環境 習志野市環境白書 | 毎年作成 |
| 柏 市 | 柏市環境白書 | 柏市の環境（水質、大気）の状況や、環境政策に係る取組の実績をまとめ、市民・事業者へ毎年公表するもの。 |
| 勝 浦 市 | 勝浦市環境白書 | 毎年作成 |
| 市 原 市 | いちはらの環境 | 昭和47年12月、市原市初めての環境白書が発行された。毎年、環境の状況や環境保全に関する施策の実施状況を取りまとめた「いちはらの環境（環境白書）」を発行している。 |
| 流 山 市 | 流山市環境白書 | 流山市環境基本条例第7条に基づき、毎年度環境保全施策の実施状況を公表。 |
| 八 千 代 市 | 八千代市の環境 | 平成30年版を平成31年3月発行 |
| 我 孫 子 市 | 環境年報 | 我孫子市の環境について、現状や取り組み、その実績をまとめたものを毎年作成し、公表している。 |
| 鎌 ヶ 谷 市 | 鎌ヶ谷市環境の概況 | 環境行政の推進や現状と対策等をまとめた編集冊子。平成30年度版を平成30年12月発行。 |
| 君 津 市 | きみつの環境 | 前年度における環境の現状と対策、新たな環境施策の取組などをまとめている。 |
| 富 津 市 | 富津市の環境 | 前年度の市内の環境の現況を記載し、毎年度発行している。 |
| 浦 安 市 | 浦安市環境基本計画年次報告書 | 「浦安市環境基本計画」に掲げた施策の進捗状況を中心に、市の環境の現状と環境保全に関する施策の概要を取りまとめたものを、年に1回毎年作成。 |
| 四 街 道 市 | 四街道市の環境 | 四街道市の環境の現況（市内の環境に関する情報や大気、水質、騒音の測定結果など）や第2次四街道市環境基本計画に掲げる施策の実施状況についてまとめ、ホームページで公表している。 |
| 袖 ヶ 浦 市 | 袖ヶ浦の環境 | 毎年作成 |
| 八 街 市 | 八街市環境白書 | 八街市環境行政に係わる、統計等を記載 |
| 印 西 市 | 印西市環境白書 | 毎年作成 |
| 白 井 市 | 白井市環境白書 | 毎年作成 |
| 富 里 市 | とみさとの環境（環境基本計画年次報告書） | 富里市環境基本計画に沿った、市の現状と個別目標に対する進捗状況。 |
| 香 取 市 | 香取市環境基本計画年次報告書 香取市環境対策実施報告書 香取市地球温暖化対策実行計画年次報告書 | 香取市環境基本計画・香取市地球温暖化対策実行計画に沿った、事業報告並びに各種測定結果 |

タ その他の取組

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|---------------------------|--|
| 千 葉 市 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策事業 | 平成11年2月、環境基準項目になったことを契機に、市内の汚染実態を調査した結果、広範囲で汚染が確認されたことから、緊急対策として、浄水器設置補助及び上水道配水管布設補助等を行い、安全な飲料水の確保を図る。 |
| 銚 子 市 | 環境監視員の設置 | 廃棄物の不法投棄の早期発見、早期対応のため警察官OBを採用し、監視強化を図る（令和2年度見直し予定）。 |
| 市 川 市 | グリーン購入の推進 | グリーン購入を全庁的に推進するため、購入に関する指針と方針を定め取り組んでいる。平成30年度は21分類275品目について取り組んだところ、当該品目の平均調達率は99.3%で、概ね目標を達成した。 |
| | 環境マネジメントシステムの取組 | 環境配慮活動の推進及び環境基本計画に基づく各種事業の推進を図るため、平成13年10月から環境マネジメントシステムによる取組を実施している。（平成14年3月から平成23年2月はISO14001の認証を登録。対象施設は平成24年度までは本庁等20施設、平成25年度から全施設に拡大。） |
| 船 橋 市 | 屋上等緑化助成事業 | 都市の緑化を推進するとともに、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、建築物の屋上、ベランダ、壁面の緑化に対し助成している。 |
| | 清掃工場における環境マネジメントシステムの取組 | 地球環境に与える環境負荷を減らし、環境にやさしい清掃工場を目指すものとして独自の環境マネジメントシステムを構築し、省資源・省エネルギーに向けた取組を実践している。 |
| | 施設見学バス | ごみ減量啓発バスの運行。町会・自治会・PTAなどを対象としている。 |
| 館 山 市 | 不法投棄対策事業 | 夜間・休日を含めた不法投棄等の監視パトロールを行うとともに関係機関と不法投棄に関する情報提供の覚書を締結し、不法投棄の防止、早期対応を図る。 |
| | 環境等対策パトロール | 公害、不法投棄、無断埋立て等の監視を実施し、また、通報等があれば、現地に急行できる体制をとっている。 |
| 木 更 津 市 | 不法投棄監視員 | 災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄の早期発見、早期処理及び未然防止に努め、市民の快適な環境に資するため不法投棄監視員を配置し、環境保全を推進する。 |
| | まちをきれいにする運動 | 市民・事業所の協力により、ゴミゼロ運動・港まつり事後ボランティア清掃・矢那川清掃・海岸清掃・河川清掃を計画し、市内散乱ごみ清掃を行っている。 |
| | 不法投棄監視システム（監視カメラ） | 不法投棄監視システム（監視カメラ）による監視体制を強化し、不法投棄の未然防止に努め住み良い環境づくりを図る。 |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|---------------------------------|--|
| 野 田 市 | 不法投棄パトロール | 廃棄物減量等推進員による市内パトロールを実施。 |
| | 剪定枝等堆肥化事業 | 平成 12 年 4 月 1 日から廃棄物の発生を抑制し再利用を促進するため、剪定枝等の資源を活用して良質な堆肥を生産し、化学肥料等の減量等による環境保全型農業を推進する事業 |
| | 不法投棄監視カメラ | 不法投棄監視カメラによる監視体制を強化し、不法投棄を未然に防止する。 |
| 茂 原 市 | 不法投棄監視員の設置 | 廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握する為、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等の未然防止と市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。 茂原市不法投棄監視員設置要綱（平成 2 年 10 月 1 日施行） |
| 成 田 市 | 駅前クリーン運動 | 毎月 21 日（21 日が土・日・祝日の場合はその前日）、商工会議所、各事業所、市職員等により成田駅周辺から市役所までのごみ拾いを実施。（雨天の場合は中止）平成 30 年度 9 回実施、参加人数：2,716 人。 |
| | 環境美化運動 | 毎年 5 月最終日曜、8 月第 1 日曜、12 月第 1 日曜を基準日として、区・自治会等や市内各団体に清掃活動を呼びかけている。平成 30 年度参加団体：574 団体、参加者：63,146 人。 |
| | 空港周辺道路美化活動 | 年 2 回、空港周辺の道路のごみ拾いを行うとともに、花壇への植栽と維持管理を行う。 |
| | 廃棄物不法投棄監視員の設置 | 災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全を図る。「成田市廃棄物不法投棄監視員設置規則」（平成 2 年 12 月 13 日制定） |
| | 不法投棄監視カメラの設置 | 不法投棄多発地点を対象として監視カメラを設置し、不法投棄を未然に防止する。 |
| 佐 倉 市 | 不当行為防止指導員 | 警察官OBを不当行為防止指導員として採用し、不法投棄監視や不法投棄行為者への指導、関係機関との連絡調整等を行っている。 |
| | 不法投棄監視員 | 市民委囀による不法投棄監視員を市内に配置し、不法投棄の未然防止や早期発見を図っている。 |
| 東 金 市 | 不法投棄監視員の設置 | 災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。「東金市不法投棄監視員設置要綱」（平成 6 年 3 月 30 日） |
| 旭 市 | 不法投棄監視員の設置 | 市内における廃棄物、土砂等の不法投棄を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。 「旭市不法投棄監視員設置要綱」平成 18 年 4 月 1 日制定。 |
| 柏 市 | かしわ環境ステーションの運営 | 平成 17 年 10 月開設。市民、市民団体、事業者、教育・研究機関及び市が協働し、環境学習や環境研究、環境情報の交流をすすめる拠点として運営。 |
| | 柏市環境管理システム（KEMS）の運用 | 平成 20 年 4 月から市内全施設を適用範囲とした独自の環境管理システム（KEMS：Kashiwa Environmental Management System）を構築し、運用を開始した。主な特徴として、文書管理の簡略化、市民・事業者による外部監査の実施などが挙げられる。 |
| 勝 浦 市 | 不法投棄監視員制度 | 不法投棄監視員を市内各所に設置することにより、自然環境を破壊する恐れのある不法投棄の早期発見、未然防止に努める。 |
| | 一日清掃 | 市内各地区で年 6 回行なわれる清掃活動を助成 |
| | 不法投棄監視カメラの設置 | 平成 25 年度から設置。不法投棄を未然に防止するため、不法投棄多発地点に設置。 |
| | ゴミゼロ運動 | 平成 9 年度から「ごみ減量・リサイクル週間」（5 月 30 日～6 月 5 日）に合わせ、道路周辺や観光地等での一斉清掃キャンペーンを実施。 |
| | クリーンキャンペーン in 南房総 | 平成 11 年度から実施。毎年 7 月、市民、各事業所・団体、市職員で、海岸及び周辺のごみ拾いや清掃を実施。 |
| 市 原 市 | 不法投棄専任監視員の設置 | 平成 8 年度から設置。現在 2 名。廃棄物・残土の不法投棄監視や不法投棄行為者の指導、警察関係機関との連絡調整等を行っている。 |
| | 不法投棄監視委員制度 | 平成元年から開始。市と地域住民が協力して快適な生活環境を保全することを目的とし、不法投棄の未然防止・早期発見に資するため設置。 |
| | 不法投棄監視カメラの設置 | 平成 12 年度から設置。不法投棄を未然に防止するため、不法投棄多発地点に設置。 |
| | 不法投棄等の情報提供に関する協定 | 市内 5 郵便局、千葉県タクシー協会市原支部、千葉県新聞販売組合市原地区及び市原市町会長連合会と不法投棄等の通報に関する協定を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。 |
| | 環境美化推進員の設置 | 平成 9 年度から設置。環境美化重点区域である JR 3 駅周辺に各 2 名。各区域において、ポイ捨て行為防止の啓発、ポイ捨て状況の調査、美化活動を行っている。 |
| | ペリカン号による JR 3 駅及び主要道路のポイ捨てごみの清掃 | 平成 8 年度から実施。「ペリカン号（軽貨物自動車）」により、環境美化重点区域である JR 3 駅周辺及び主要道路において、ポイ捨て行為防止を啓発しながら、ポイ捨てごみの清掃を行っている。 |
| | 市原市まち美化サポートプログラムの推進 | 平成 17 年度から実施。市と市民の協働による環境美化を推進するため、双方で合意書を締結し、市民又は市民を含むボランティア団体は、年 4 回以上のポイ捨てごみ等の清掃活動を継続的にを行い、市は清掃用具の支給又は貸与や集積したごみの回収を行っている。 |
| | ポイ捨て防止キャンペーン | 平成 9 年度から実施。現在は環境美化重点区域である JR 3 駅で、年 2 回、職員および環境美化推進員、事業者等が啓発物資を配布してポイ捨て防止を呼びかけている。 |
| | 市内一斉清掃デー | 「ごみ減量・リサイクル週間」（5 月 30 日～6 月 5 日）に合わせ、市内全域の道路や歩道の一斉清掃を実施。 |
| 流 山 市 | エコアクション 21 | 平成 21 年 3 月 31 日にエコアクション 21 を認証取得。 |
| | 路上喫煙及びポイ捨て防止等キャンペーン | 路上喫煙及びポイ捨て及び飼い主による犬のふんの放置などを防止するキャンペーンを実施。延べ 11 日間。平成 26 年 4 月から犬フン及び犬尿の放置防止のためにイエローカード事業を行っている。 |
| | まちをきれいに志隊事業 | 「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」に基づき、きれいなまちづくりの推進を図るため、市民ボランティアによる「まちをきれいに志隊」を平成 24 年 9 月に発足し、清掃活動などにより地域の環境保全に努めている。 |
| 八 千 代 市 | 不法投棄連絡員制度 | 各地域における廃棄物等の不法投棄等の現状を的確に把握し、災害の発生及び自然環境の破壊を未然に防止するために、不法投棄連絡員制度を設置することにより、市民の快適な生活環境の保全に資する。八千代市不法投棄連絡員制度設置規定（平成 4 年 10 月 1 日制定） |
| | ポイ捨て防止ポスターの募集・展示 | 小学校 4 年生から 6 年生を対象に環境美化等に関心を持っていただくため、「ポイ捨て防止ポスター」を募集、市内のショッピングセンター等で展示し、描いてくれた児童のみならず、観覧してくれた市民の皆さんにも環境美化に関心を持っていただく。 |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|-----------|-------------------|---|
| 我 孫 子 市 | 我孫子市不法投棄監視員制度設置要綱 | 廃棄物の不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境の保全に努めることを目的とする。 |
| | 路上喫煙防止対策事業 | 清潔で安全かつ快適な生活環境の確保を目的とするもの。 平成 17 年 4 月から条例改正を行い、道路などの公共の場所での喫煙を禁止、同年 7 月から警察 O B などからなる環境安全指導員が駅周辺を中心に違反者に対し口頭指導や過料徴収を行っている。 |
| 鴨 川 市 | 不法投棄監視員制度 | 廃棄物等の不法投棄を未然に防止するため、市内各地区へ監視員を設置する。 |
| | ごみゼロ運動 | 市内全域にて市民・団体等によるボランティア清掃。 |
| 鎌 ヶ 谷 市 | ごみゼロ運動 | 毎年、5 月の最終の日曜日に、自治会などが中心となって、市内全域の道路に散乱する空きビン、空き缶などを清掃する。 |
| 君 津 市 | 不法投棄監視員の設置 | 市内の各地域における廃棄物及び土砂等の不法投棄等の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。君津市不法投棄監視員設置要綱（平成 2 年 10 月 1 日制定） |
| | 環境監視員の設置 | 市内における廃棄物の不法投棄や不適正処理、土砂等による不適正な埋立て、燃焼行為等による、災害の発生及び自然環境を破壊する恐れのある行為を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。君津市環境監視員設置要綱（平成 15 年 4 月 1 日制定） |
| | 君津市散乱ごみ一掃クリーン作戦 | 市内全域にて市民総参加による散乱ごみ一掃クリーン作戦を 5 月に実施 |
| 富 津 市 | 不法投棄監視員制度 | 廃棄物の不法投棄等の状況を把握し、不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境を保全する。 |
| | 環境監視指導員の設置 | 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生並びに廃棄物の不法投棄を早期に発見することにより市民の生活環境を保全する。 |
| 浦 安 市 | あき地の草刈り指導 | 浦安市あき地に係る雑草等の除去に関する条例。 |
| 四 街 道 市 | 環境パトロール | 市内における土砂等の不法投棄等を未然防止・早期発見のため、職員によるパトロールを実施し、快適な生活環境の保全に資する。 |
| 袖 ヶ 浦 市 | 環境美化推進員の設置 | 散乱ごみの状況調査やポイ捨て防止の啓発活動を行い、地域の環境美化の促進及び美観の保護に資する自主的奉仕活動を推進する。 |
| | 不法投棄監視員の設置 | 地域内における廃棄物等の不法投棄等を市に通報すること。 |
| 八 街 市 | 不法投棄監視員の設置 | 不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境の保全に努めることを目的とする。 |
| 印 西 市 | クリーン印西推進運動 | 月 1 回、市内各種団体、市内事業所が散乱ごみの清掃活動を行う。 |
| | 不法投棄防止対策事業 | 市職員及び委託による夜間パトロール、廃棄物減量等推進員による見回り、広報を利用した不法投棄に関する情報提供・不法投棄対策の呼びかけ・意識啓発、不法投棄防止看板の貸与等を実施。 |
| 白 井 市 | 不法投棄等の情報提供に関する協定 | 郵便局と不法投棄等の情報提供に関する覚書を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。 |
| | 生活環境指導員 | 市内各地域における廃棄物の排出指導及び不法投棄の現状を把握するために、生活環境指導員を設置。 |
| 富 里 市 | アダプトプログラム（里親制度） | 一定区間の道路を自らの「養子」とみなし、住民や事業者等からなる自発的なボランティア（「里親」）によって、継続的な散乱ごみの収集を行っていただく制度を平成 14 年 4 月 1 日に導入。 |
| | 不法投棄監視員 | 市内の不法投棄等の現状を把握するため、20 歳以上の市民の中から不法投棄監視員を委嘱する。平成 3 年から実施。 |
| | 不法投棄監視カメラの設置 | 不法投棄の頻発区域に監視カメラを設置し、不法投棄を防止する。 |
| 南 房 総 市 | 不法投棄監視員制度 | 不法投棄の現状を把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止する。 |
| | 海岸清掃 | 市内各地域で住民・ボランティア等による海岸清掃を実施。 |
| | 不法投棄監視カメラの設置 | 平成 28 年度からの設置。不法投棄を未然に防止するため不法投棄多発地点に設置 |
| 匝 瑛 市 | 不法投棄監視事業 | 不法投棄の未然防止・早期発見のため、不法投棄監視員による監視活動を行う。 「匝瑛市不法投棄監視員規則」（平成 18 年 4 月 24 日） |
| | 空き地の草刈指導 | 匝瑛市まちをきれいにする条例に基づき、雑草等の繁茂する空き地等の所有者に対する草刈指導通知。 |
| 香 取 市 | 不法投棄監視員の設置 | 31 名の監視員により、不法投棄等の未然防止を図る。 「香取市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱」（平成 18 年 3 月 27 日） |
| | ペットボトルキャップ回収運動 | 市民や市内小中学校、幼稚園の生徒によるペットボトル回収運動の実施を通じ、リサイクル意識の向上と、資源化に係る費用の削減を図る。 |
| 山 武 市 | 環境監視員設置事業 | 廃棄物の不法投棄を未然に防ぎ、市民の生活環境の保全に資する。 |
| | ごみゼロ運動 | 「ごみ減量・リサイクル週間」（5 月 30 日～6 月 5 日）に合わせ、市内全域の道路周辺において市民によるごみ拾い運動を行う。 |
| い す み 市 | 不法投棄監視員制度 | 災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境を確保する。 |
| 大 網 白 里 市 | 不法投棄監視員制度 | 不法投棄監視員を各地に配置し、巡回活動による不法投棄防止と早期発見に努めている。 |
| 酒 々 井 町 | 不法投棄監視員の設置 | 廃棄物及び残土の不法投棄等を未然に防止し、もって快適な生活環境の保全に資することを目的とする。 |
| 栄 町 | 空地の繁茂対策事業 | あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例に基づき、雑草等が繁茂する空き地の所有者等に対し適正に管理を行うよう指導を行った。 |
| 神 崎 町 | 不法投棄監視員制度 | 町内の各地域における廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員の設置。 |
| | ごみゼロ運動 | 環境美化活動の一環として町内全域にて 5 月に清掃活動等を実施。 |
| 多 古 町 | 不法投棄監視員の設置 | 不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。 |
| 東 庄 町 | 不法投棄監視員設置 | 不法投棄を未然に防止し、生活環境の保全に資する。 |
| 九 十 九 里 町 | 環境指導員の設置 | 町内における廃棄物の不法投棄及び野焼きの現状を的確に把握するため、環境指導員を設置することにより、地域環境及び自然環境の破壊のおそれがある不法投棄及び野焼きを未然に防止し、町民の快適な生活環境を保全することを目的とする。 「九十九里町環境指導員設置要綱」、平成 2 年 4 月 1 日制定（平成 27 年 3 月 25 日全部改正） |
| 芝 山 町 | 不法投棄監視員制度 | 不法投棄の現状を把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。 |

| 市 町 村 名 | 名 称 | 内 容 |
|---------|-----------------|--|
| 横 芝 光 町 | 町内一日清掃 | 行政区ごとに年2回、捨てられた缶・ビン・粗大ゴミ等の回収や草刈りを行う。 |
| | 空地の雑草等の除去に関する条例 | 雑草が繁茂し適切な管理がなされていない空地の所有者に対し、適正な管理を指導する。 |
| | 不法投棄監視員制度 | 不法投棄の現状を把握するために不法投棄監視員22名を町内各地区に配置し、巡回活動による不法投棄防止と早期発見に努めている。 |
| 一 宮 町 | 不法投棄監視員制度 | 不法投棄監視員が各地区のパトロールを実施する。 |
| 陸 沢 町 | 不法投棄監視員制度 | 不法投棄の監視員16名を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行い、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止する。 |
| 長 生 村 | 不法投棄監視員制度 | 不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、村民の快適な生活環境の保全に資する。(平成3年11月1日制定) |
| | 環境美化推進員の設置 | 美しく住みよい環境づくりをめざし、住民の環境意識の高揚を図ることを目的とする。(平成10年3月16日制定) |
| 白 子 町 | 美しいまちづくり推進事業 | 白子町シルバー人材センターに委託し、定期的に町内道路等の不法投棄物収集及び清掃作業を実施。 |
| | 環境美化推進員の設置 | 本町の廃棄物の減量及びその適正な処理並びに地域の環境美化の保持のため設置。 (平成27年2月27日) |
| | 不法投棄監視員制度 | 不法投棄の監視員12名を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行い、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止する。 (平成2年10月1日) |
| 長 柄 町 | 不法投棄監視員等設置 | 町内における廃棄物等の不法投棄による災害の発生および自然環境の破壊を未然に防止するとともに、不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設け環境行政の効果的な推進を図り、もって町民の生活環境の保全に資することを目的とする。 |
| | まち美化活動事業 | 町を主とし、町内の各小中学校の児童・生徒及びPTA、生涯クラブ、各自治会に協力を仰いで、ゴミ拾い活動を行う。毎年5月最終土曜日に活動する。 |
| 長 南 町 | 不法投棄監視員制度 | 不法投棄監視員を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行っている。 |
| 大 多 喜 町 | 不法投棄監視員制度 | 不法投棄監視員による巡回パトロールを行い、不法投棄の早期発見及び不法投棄の未然防止を図っている。 |
| 御 宿 町 | 不法投棄監視員制度 | 不法投棄監視員による町内パトロールを行い、廃棄物の不法投棄を防止し、もって町民の快適な生活環境の保全を確保する。 |
| 鋸 南 町 | 鋸南町不法投棄監視員設置要綱 | 町内の各地域における廃棄物及び土砂等の不法投棄の現状を的確に把握するため、鋸南町不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防止し町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。 |